

令和5年度 法務省調査研究請負

ブータン王国における身分関係法制調査研究  
報告書

令和6年2月

WIP ジャパン株式会社



# 目次

第1部 調査研究概要 .....	1
1 件名 .....	1
2 目的 .....	1
3 調査期間 .....	1
4 調査対象国 .....	1
5 業務内容 .....	1
6 有識者監修 .....	2
7 現地有識者への聞き取り .....	2
第2部 調査結果 .....	3
第1章 ブータンの政治体制と法制度の概要 .....	3
1 ブータン王国の統治体制 .....	3
2 ブータン王国の法体系の展開 .....	3
(1) 概観 .....	3
(2) 官報 .....	5
(3) 英文法令の位置付け .....	5
第2章 現行身分制度に関する調査 .....	6
1 婚姻法制 .....	6
(1) 婚姻法制 .....	6
(2) 婚姻証明書の様式・記載事項 .....	15
2 離婚法制 .....	17
(1) 離婚法制 .....	17
(2) 離婚証書の様式・記載事項 .....	19
3 実親子関係法制（認知制度を含む。） .....	20
(1) 実親子関係法制（認知制度を含む。） .....	20
(2) 親子関係を証明する文書の様式・記載事項 .....	27
4 養子縁組法制 .....	28
(1) 養子縁組法制 .....	28
(2) 養子縁組証明書の様式・記載事項 .....	33
5 未成年子に対する法定代理権に関する法制 .....	34
(1) 未成年子に対する法定代理権に関する法制 .....	34
(2) 法定代理権を証する証明書の様式・記載事項 .....	35
6 国籍法制（国籍の取得・離脱法制を含む。） .....	36

(1) 国籍法制 .....	36
(2) 国籍証明書等の様式・記載事項.....	37
7 身分登録法制.....	38
(1) 身分登録法制.....	38
(2) 各種手続 .....	40
(3) 身分登録法制に関する証明書の様式・記載事項.....	43
8 国際私法 .....	44
(1) ハーグ国際私法会議との関係.....	44
(2) 関連法令 .....	44
(3) 近年の動き.....	44
<b>第3部 資料編（証明書） .....</b>	<b>45</b>
(1) 婚姻証明書（英語） .....	46
(2) 婚姻証明書（ゾンカ語） .....	48
(3) 出生証明書（英語） .....	50
(4) 養子縁組証明書（英語） .....	52
(5) 養子縁組証明書（その1）（ゾンカ語） .....	54
(5) 養子縁組証明書（その2）（ゾンカ語） .....	56
(5) 養子縁組証明書（その3）（ゾンカ語） .....	58
(6) 氏名変更証明書（英語） .....	60
(7) 国家身分証（CID）カード.....	62
<b>第4部 資料編（関係法令集） .....</b>	<b>64</b>
婚姻法（1980年施行、1996年（改正）、2009年（改正）） .....	64
2012年ブータン児童養子縁組法（抜粋） .....	107
ブータン児童養子縁組に関する規則（2015年）（抜粋） .....	113
2011年ブータン児童保護法（抜粋） .....	120
1985年国籍法（抜粋） .....	122





## 第1部 調査研究概要

### 1 件名

ブータン王国（以下「ブータン」という。）における身分関係法制調査研究業務

### 2 目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、ブータンにおいて現に施行されている身分関係法令及び身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

### 3 調査期間

令和5年6月26日から令和6年2月16日まで

### 4 調査対象国

ブータン王国

### 5 業務内容

ブータンにおいて現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、ブータンの身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集し、また、ブータンの政府当局者、学者等から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、ブータンにおける実務の取扱いについて具体的かつ緻密に研究成果を取りまとめる。

## 6 有識者監修

本調査の特性に鑑み、以下の有識者に意見聴取し、監修をいただいた。

氏名	所属・職位
松尾 弘	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

※敬称略、所属及び職位は意見聴取当時のもの。

## 7 現地有識者への聞き取り

報告書作成に当たって留意すべき事項及び本報告書の作成の過程で生じた不明点について、ティンプー高等裁判所 (High Court of Bhutan)、ブータン王立大学 (Royal University Bhutan (RUB)) 事務所、政府機関であるペマ事務局 (The PEMA (Proactive, Enabling, Multisectoral, Active) Secretariat<sup>1</sup>) に聞き取りを行った。

---

<sup>1</sup> <https://thepema.gov.bt>

The PEMA (Proactive, Enabling, Multisectoral, Active) Secretariat 養子縁組、代替ケア、保護サービス、家族の再復縁を提供する政府機関である。

## 第2部 調査結果

### 第1章 ブータンの政治体制と法制度の概要

#### 1 ブータン王国の統治体制

ブータン王国は世襲の国王を君主とする立憲君主制である。議院内閣制を採り、首相は議会から選出される。議会は上院（普通選挙 47 人）と下院（普通選挙 20 人と国王任命の有識者 5 人の計 25 人）の二院制である。

現在のワンチュク朝が成立して以来、20 世紀初頭から続いてきた絶対王政であったが、2005 年、第 4 代国王が 2008 年の譲位と立憲君主制への移行の意思を表明したことから、2006 年に第 5 代国王（ジグミ・ケサル・ナムゲル・ワンチュク）が即位した後、2007 年 12 月に国家評議会（上院）選挙、2008 年 3 月に国民議会（下院）選挙を経て、2008 年 8 月に初めての成文法として公布された現行憲法（2008 年憲法）が発布された。この憲法においては、仏教の哲学はブータンの精神的遺産である（第 3-1 条）としながら、国王は全ての宗教の守護者である（第 3-2 条）とされ、政教分離の原則がうたわれており（第 3-3 条）、仏教は国教と明示されていない。

#### 2 ブータン王国の法体系の展開

##### (1) 概観<sup>2</sup>

ブータンの刑事及び民事法典は、17 世紀に建国者であるシャブドルン・ンガワン・ナムギャル（Shabdrung Ngawang Namgyal）が制定した宗憲「ツァ・イグ（Tsa Yig）」をその源流とする。また、一方でイギリスの保護国であったことから、イギリスのコモン・ロー（Common Law）に強く影響を受けている。

ツァ・イグは、1957 年に改訂され 1965 年には新たな法典に取って代わられたが、1965 年の法典においても、残虐な刑罰が削除されるなどしたもの、17 世紀の精神や実務が維持されていた。

初めての成文法典として、ワンチュク朝第 3 代国王ジグミ・ドルジ・ワンチュク王（在位 1952 年～1972 年）の治世となった 1953 年に国民議会が初めて包括的な法典である「トリムジュン・チェンモ（Thrimzhung Chenmo：最高法）<sup>3</sup>」を制定した。この法典には、ほぼ全ての分類の現代の犯罪とその罰則が含まれた。

国王がこの法典の起草に果たした役割は必ずしも明らかではない（一部の関係者に

<sup>2</sup> ブータンの近代法制度の展開「Thrimzhung Chenmo（最高法）」については、Richard Whitecross “THE THRIMZHUNG CHENMO AND THE EMERGENCE OF THE CONTEMPORARY BHUTANESE LEGAL SYSTEM（英語）」にまとめられている。THE THRIMZHUNG CHENMO AND THE EMERGENCE OF THE CONTEMPORARY BHUTANESE LEGAL SYSTEM1 (researchgate.net)

<sup>3</sup> 同法典のゾンカ語版は次の URL で公開されている。Thrimzhung Chhenmo\_Dzongkha\_ (oag.gov.bt) (<https://oag.gov.bt/wp-content/uploads/2010/05/Thrimzhung-Chhenmo-1953Dzongkha-version.pdf>)  
英語版はウェブ上で公開されていない。

よれば、狩猟と漁業に関する部分に最も直接関与し、残りの部分はほかの官吏が起草したことが示唆されている。)ものの、ブータン国民の大多数は法典を第三代国王の業績とみなしており、この尊敬される君主との結びつきが、全てのブータン人にとってその権威を正当化する重要な基盤となっている。一方で、当時を知る官吏らの回想によれば、同法典の草案に含まれた法律の全てが伝統的な慣習に基づいていたわけではなく、特にブータン以外のインドなどの様々な情報源が活用されたという。トリムジュン・チェンモは実質的にはブータンの伝統的な法律の体系化であったという考えも、第三代国王の業績と考える要素の一つとなっている。

トリムジュン・チェンモは結婚、相続、地元の資源管理など、慣習法と規則によって規定されていた多くの社会的制度や慣習を合理化したとされ<sup>4</sup>、ブータンの現代的な法制度の基礎となった。1970年代以降、その中に含まれる各部分を取り出し、明確化し発展させることで単独の法律として立法する動きが加速した。1979年土地法（Land Act）、1980年相続法（Inheritance Act）と並んで、1980年婚姻法（Marriage Act）がその代表例である<sup>5</sup>。

21世紀に入ると、更に立法の近代化が進められ、新たに2001年から成文憲法典の制定作業も開始されたほか、2001年には「民事及び刑事訴訟法典」（Civil and Criminal Procedure Code）が、2004年には「刑法典」（Penal Code of Bhutan）がそれぞれ施行された。

1968年以前、ブータンでは三権分立の概念はなく、ブータン国王が判事の選任と維持、及び裁判に積極的な役割を果たしてきた。実際に、郡長（Gup）が初審裁判、県知事が上訴裁判、国王が終審裁判を担当した<sup>6</sup>。しかし、1968年に事実上の最高裁判所である「高等裁判所」が、1969年に県裁判所がそれぞれ設置され、1985年には高等裁判所長官（Chief Justice）が初めて任命された。これにより法的な意思決定プロセスと行政との間に責任と権限の分離が初めて生じた<sup>7</sup>。現行憲法では、高等裁判所よりも上位の裁判所として最高裁判所が新設され、以下、高等裁判所（High Court）、県裁判所（Dzongkhag Courts）、郡裁判所（Dungkhag Courts）、及び国家司法委員会の推薦に基づいて国王が必要時に設置するその他の裁判所（以上が総体的に王立司法裁判所（Royal Court of Justice））及び裁判委員会により、ブータン司法府（Judiciary of Bhutan<sup>8</sup>）が構成

<sup>4</sup> Sonam Kinga 「Democratic Transition in Bhutan: Political Contests as Moral Battles」 Oct 2019

<sup>5</sup> Richard Whitecross “THE THRIMZHUNG CHENMO AND THE EMERGENCE OF THE CONTEMPORARY BHUTANESE LEGAL SYSTEM”,2004

<sup>6</sup> 諸橋邦彦「ブータン王国新憲法草案の特徴及び概要」レファレンス平成18年3月号

<sup>7</sup> 同上

<sup>8</sup> 司法は、紛争の効率的な解決と迅速な司法の執行を通じて、自由で公正で正しい、調和のとれた社会の創造を目指すこと（VISION（ビジョン））、また、法の支配に従って、信頼と自信を醸成し、公正かつ独立して正義を維持し、適切な遅延なく公平な司法を施行し、信頼と自信を醸成し、司法へのアクセスを向上させることを使命とする（MISSION（ミッション））（www.judiciary.gov.bt）。裁判所は事件を裁判し、法を解釈する。最高裁判所は国家元首に必要に応じて助言を提供する憲法の管理者の役割を持つ（2023年12月8日、ティンプー高等裁判所聴取）。

されている（第21条第2節）。

## （2）官報

国会とブータン司法府及び司法長官事務所のウェブサイトで、立法関係の意思決定に関する情報が公開されているが、最高裁判所と高等裁判所のみの記録であり、地方裁判所の公式文書は記載されていない。

ブータン政府のウェブサイトには官報のようなものはないが、前述のブータン司法府及び司法長官事務所のウェブサイトには法令の一覧が随時公開されており、高等裁判所としてはこれが政府の法令一覧の官報として認知されているとみなされている<sup>9</sup>。

国会： <a href="http://www.nab.gov.bt">www.nab.gov.bt</a> ブータン司法府： <a href="http://www.judiciary.gov.bt">www.judiciary.gov.bt</a> 司法長官事務所： <a href="https://oag.gov.bt/language/en/">https://oag.gov.bt/language/en/</a>
---

## （3）英文法令の位置付け

ブータンでは、ゾンカ語が公用語として普及が推進され、全ての省庁内及び省庁間のコミュニケーションがゾンカ語で書かれることが義務付けられている。しかし、英語は2000年代においても作業言語としては最も普及している言語であると指摘されている<sup>10</sup>。

一方、トリムジュン・チェンモ以降のブータンの法律はゾンカ語<sup>11</sup>で起草及び公布されるようになった。ブータンの現行の2008年憲法には、ゾンカ語版と英語版の両方が存在している。また、法律の多くはゾンカ語版と英語版が共存している。2008年憲法第35条第4項には、「本憲法のゾンカ語と英語のテキストは等しく権威があり、〔両者の間に意味の相違がある場合には、その解釈については〕裁判所がこれを調停する<sup>12</sup>。」とあり、憲法については効力の違いはないとされており、最終的な決定は裁判所が判断すると規定されている。ほかの法律についても、ゾンカ語版と英語版の解釈や効力の違いはないが、英語版はゾンカ語版を基に翻訳されたものであることから、内容や語彙等の面でゾンカ語版が優先される<sup>13</sup>。

<sup>9</sup> 2023年12月8日、ティンプー高等裁判所聴取による。

<sup>10</sup> Richard Whitecross “THE THRIMZHUNG CHENMO AND THE EMERGENCE OF THE CONTEMPORARY BHUTANESE LEGAL SYSTEM”

<sup>11</sup> 「ゾンカ (Dzongkha)」: ブータンの国語。「ゾンの言葉」という意味であり、「ゾンカ」という単語で「語」の意も含まれているが、本稿においては「ゾンカ語」と表記する。

<sup>12</sup> The Constitution of The Kingdom of Bhutan; Article 35 : Amendment & Authoritative Text 4. In any instance of a difference in meaning between the Dzongkha and the English texts of this Constitution, each text shall be regarded as equally authoritative and courts shall reconcile the two texts.

<sup>13</sup> 2023年12月6日、ティンプー、ブータン王立大学事務所 (RUB) からの聴取に基づく。

## 第2章 現行身分制度に関する調査

以下では現行身分制度に関する調査結果を述べる。なお、関連様式類の記載事項と対訳については第3部の資料編に掲載している。

### 1 婚姻法制

#### (1) 婚姻法制

**関連機関：**（行政、司法等）

ブータンにおける婚姻は、それぞれの当事者が地方裁判所に必要書類をそろえて婚姻証明書の発行を求める申立て（petition）を行い、審問を経て認められれば裁判所が婚姻証明書を交付する。王立司法裁判所（Royal Court of Justice）<sup>14</sup>がこの役割を統括し、実際の手続は地方裁判所（Dzongkhag Court）が実施しているとみられる。

婚姻の状況は、内務省の市民登録・国勢調査局（Department of Civil Registration and Census: DCRC）が運営している市民登録システム（Bhutan Civil Registration System : BCRS）に登録される（手続については、ア（イ）項を参照）。

**関連法令：**

ブータンにおける婚姻の根拠法は、1980年ブータン婚姻法（Marriage Act of Bhutan 1980）、1996年ブータン婚姻（改正）法、及び2009年ブータン婚姻（改正）法（Marriage (Amendment) Act of Bhutan 2009）である（以下、包括して「婚姻法<sup>15</sup>」と呼ぶ）。

婚姻法は10章から構成され、婚姻の有効性と手続（第1章）に加え、外国人との婚姻（第2章）、不貞の補償金（第3章）、姦通の損害賠償（第4章）、離婚の別離費用（第5章）、離婚証書の規定（第6章）、子の監護権、養育費、共同費用の清算（第7章）、非嫡出子の扱い、強姦、未成年者の強姦等に関する刑罰（第8章）、その他雑則（第9章）、及び用語の定義（第10章）と、婚姻中の不法行為に対する賠償金や離婚時の別離費用、子の養育費などの金額と、支払義務が誰にあるかなどの細かい規則が含まれている。婚姻法は、1980年施行以降、1996年と2009年の2回改正されている。2017年にも改正婚姻法案が審議されていたが成立しなかったため、2023年12月現在の最新の婚姻法は2009年改正法である<sup>16</sup>。

ブータンにおける裁判所における手続については2001年民事・刑事訴訟法（Civil and criminal procedure code of Bhutan 2001）が適用される。

<sup>14</sup> [www.judiciary.gov.bt](http://www.judiciary.gov.bt)

<sup>15</sup> 婚姻法の翻訳を第4部に掲載した。

<sup>16</sup> 2023年12月8日、ティンプー高等裁判所聴取。改正法には改正される条文しか含まれない。

## ア 婚姻の成立と要件

### (ア) 形式的要件

ブータンは法律婚主義を採り、裁判所で婚姻証明書が交付されなければ法的に婚姻関係にあるとは認められない（婚姻法 Kha 1-3、及び Kha 1-8）。例外として、1963年以前に婚姻を結んだ夫婦については、婚姻証明書がなくても正式な夫婦として認められている。一方、慣習法では夫婦は婚姻証明書がなくてもいつでも結婚したと認められていた。もっとも、子の出生登録をする際に婚姻証明書が必要となるため、その際に取得手続を行う夫婦が多い。また、離婚時に離婚証書を取得する際にも婚姻証明書が必要であるが、子がおらず、婚姻証明書を持たない夫婦が離婚する際には、家族や親戚、コミュニティ内の証言で一緒に住み始めた時期に婚姻したとみなされる<sup>17</sup>。現在ではほとんどの慣習法は既に成文化され、婚姻法に反映されていると考えられている<sup>18</sup>。

婚姻適齢は、婚姻法 Kha 1-14 において男子 18 歳、女子 16 歳とされていたが、1996 年に女子の適齢が引き上げられ、現在では男女とも 18 歳である<sup>19</sup>。

### (イ) 婚姻手続

婚姻の手続については、おおむね婚姻法第 1 章に定められている。現在、婚姻証明書取得のための申請は、BCRS のサービスポータル<sup>20</sup>を通してオンラインで行うことができるが、婚姻の当事者の居住地又は本籍（永久住所）登録のある県の地方裁判所に必要な書類を直接提出することも可能である。いずれの場合も、書類の審査に 1～2 日の時間が必要で、決まった時間に裁判所に出頭することが求められる。なお、婚姻する当事者のどちらかが外国人の場合は、婚姻証明書発行手続の前に高等裁判所での手続が必要である<sup>21</sup>（後述 キ「外国人（ブータン国籍ではない者）との結婚」の項を参照）。

法的に婚姻が認められると、BCRS の婚姻ステータスも更新されるが、システムへの登録のためには窓口での手続が必要となるため、窓口で子の出生登録を行う

<sup>17</sup> 2023 年 12 月 6 日、ティンブー、ブータン王立大学事務所（RUB）聴取

<sup>18</sup> 2023 年 12 月 8 日、ティンブー高等裁判所聴取

<sup>19</sup> 1996 年に、司法事務所から女子の婚姻適齢引き上げの命令（Order）が発令されて変更された。この命令の文書は入手不可であるとのことであった（The Pema Secretariat、2024 年 2 月 27 日聴取）。現行の外国人とブータン人の婚姻に関するガイドラインにも「ブータンでは法的に婚姻できる年齢は男女共に 18 歳以上である。」と明記されている。

年齢引き上げは国際基準への準拠を目的としたものであったとみられている。

FPPD, AusAid, ICRW and UNFPA, Child Marriage in Southern Asia, 2012

(<https://asiapacific.unfpa.org/en/publications/child-marriage-southern-asia>)

<sup>20</sup> ブータンの電子政府の手続ポータル：<https://www.citizenservices.gov.bt/g2cportal/serviceDetails>

<sup>21</sup> <https://www.citizenservices.gov.bt/g2cportal/serviceDetails>

際に婚姻証明書を登録<sup>22</sup>することが多いとされる<sup>23</sup>。なお、2022年12月にBCRS上の婚姻状態のステータスの更新のオンライン申請を1日20件まで受け付けるとの告知がなされているため、オンラインでの登録も可能であるとみられる。この場合、夫婦の一方が申請を行うと夫婦2名分が更新され、離婚で合意した際にも同様の手続が行える<sup>24</sup>。

#### a 書類

提出が必要な書類は以下のとおりであり、紙の様式又はオンラインでの提出が可能である。

- ・ 本人と証人 (sureties) の誓約書 (Affidavit) : ゾンカ語で記入する必要がある。初婚の場合 (様式 G-6) と再婚の場合 (様式 H-8) で別の様式が用意されている。
- ・ 再婚の場合は離婚証書/合意書と、前婚の婚姻証明書 (必要な場合のみ)
- ・ 本人と証人の身分証の写し
- ・ 一方が既婚の場合は、現配偶者の合意を示す文書 (必要な場合のみ)<sup>25</sup>
- ・ 前の配偶者と死別した場合は、その配偶者の死亡証明
- ・ 内務文化省から発行された新郎と新婦の家系図
- ・ パスポートサイズの写真 (45mm×35mm) 3枚。伝統衣装 (National Dress) 着用
- ・ 民間の従業員の場合、雇用者のライセンス<sup>26</sup>

#### b 手数料

手数料は100ニュルタム<sup>27</sup> (現金での支払)。

#### c 審査と審問

裁判所に書類を直接提出した場合、裁判所の職員が書類を確認し、裁判所への出頭日時を伝える。シビルサービスポータルからオンラインで提出した場合は、裁判所の職員が書類を確認し、裁判所への出頭日時を決めると、SMSで送付される。どちらの場合も、婚姻法に定められたとおり、婚姻の当事者と、それぞれ1名ずつの証人 (sureties) を伴い、裁判所での審問に出席する必要がある。

<sup>22</sup> 裁判所から紙の書類で取得した婚姻証明書を、オンラインシステムに登録すると婚姻ステータスが変わるが、窓口に行かないと登録されないため、出生届を出す機会を利用して登録する人が多い、という意と考えられる。

<sup>23</sup> 2024年2月28日、RUB聴取

<sup>24</sup> DCRSのウェブサイト (<https://dcrs.moha.gov.bt/>) “Update Spouse/Marital Details”  
<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScOB7D3lcCK8gThLpVpdqDweZyT9gfuopRR8kIdQXW4Q0Mo8Q/viewform>

<sup>25</sup> 「現在の配偶者が別の婚姻を結ぶことに合意しているという証明」であると考えられる (重婚可)。婚姻法のKhal-19で、先配偶者の合意がなければ後婚を認めない、という規定に基づく書類が必要という意。男女平等の観点から、1996年改正に男性のみの規定ではないように修正された。

<sup>26</sup> 原文: Private employee

<sup>27</sup> 1ニュルタム=1.78円 (2024年2月2日現在のレート)

婚姻証明書の交付を求める際、新郎の証人として男性が、新婦の証人として女性が、一緒に出廷する必要がある。該当の証人は、婚姻法 Kha 1-5 で規定された形式及び方法で作成した書類を提出する。証人として立つ者には、熟慮の上で、新郎又は新婦に婚姻歴があるか、及び婚姻によって婚姻法で規定されたいかなる規定にも違反することがないかを徹底的に調査する責任がある。その後、規定された形式及び方法に従った宣言書を彼らの署名又は親指の押印を添えて完成させ、裁判所に提出する。これらの書類は裁判所で保管される。

その後、宣言書を提出した後で、婚姻法で規定された何らかの規定に違反していることが判明した場合、婚姻法の関連条項で規定された罰金や罰則が科される。

その後、裁判官（判事）は、その夫婦が互いと婚姻する資格があるかどうか及びそのような婚姻をすることによって婚姻法の規定に違反することがないかを十分に確認し、何ら規定違反がない場合は、その夫婦を夫婦として認め、王立司法裁判所として規定された形式及び方法で婚姻証明書を交付することが定められている。

婚姻については、官庁の実務的運用や慣習法での手続はなく、婚姻法のみに従って行われる<sup>28</sup>。婚姻証書の発行はブータンの民事及び刑事訴訟法（2001年）に基づき行われるが、これは、大陸法（Continental law）とコモン・ロー（common law）の両方の要素と共に、ブータン法の側面を包括している<sup>29</sup>。

#### （ウ）同性婚について

ブータンでは、同性愛を「不自然な性行為」に当たるとして、刑法上の犯罪とした規定（旧 213 条、214 条）が削除されたことにより、非犯罪化された。しかし、同性同士の婚姻は 2023 年末現在認められていない<sup>30</sup>。

#### イ 婚姻の無効

以下のような場合、婚姻は無効とされる。

- ・ 近親婚：婚姻が許されない血縁関係にある者間で締結された伝統的な結婚は無効（婚姻法 Kha 1-13）。ブータンでは村の慣習に従い近親婚が行われていたが、このような婚姻には婚姻証明書は発行されない。明文化はされていないが、現代のブータンでは三親等以内の婚姻は無効である<sup>31</sup>。
- ・ 未成年：婚姻に適した年齢（男女とも 18 歳）に満たない者に対しては伝統的に無

<sup>28</sup> 2023 年 12 月 6 日、ティンプー、ブータン王立大学事務所（RUB）聴取

<sup>29</sup> 2023 年 12 月 8 日、ティンプー高等裁判所聴取

<sup>30</sup> “Bhutan took a step towards queer rights, but its LGBTIQ+ people want a giant leap”, HIMAL, 2023 年 11 月 21 日付け <https://www.himalmag.com/bhutan-queer-rights-lgbtqi-marriage-equality/>

<sup>31</sup> 2024 年 2 月 28 日、RUB 聴取

効（婚姻法 Kha 1-11）。

- ・ 裁判所が婚姻証明書を発行できない婚姻を締結した場合、その婚姻は無効（配偶者の死後1年以内である場合を除く。）（Kha 1-21）。

### ウ 再婚の制限

離婚後に別の相手と再婚することは妨げられないが、新しい婚姻証明書の発行には離婚証書（Decree of Divorce）が必要である（婚姻法 Kha 1-18）。

2名以上の配偶者を持つこと自体は認められているが、既に配偶者がいる者が別の相手と婚姻する場合には、前の夫／妻からその婚姻に合意することを示すため裁判所に出頭するか、自筆の書面を提出させる必要があり、これがない場合、裁判所は新たな婚姻証明書を発行しない（1996年改正婚姻法 Kha 1-19）。

また、前の配偶者が死亡した場合には、その配偶者の死後1年以内は新たな婚姻証明書の交付を受けることはできない（婚姻法 Kha 1-20）。

自らの過失により3回離婚証書の交付を受けた者は4回目以降の婚姻証明書の交付を得ることはできない（婚姻法 Kha 1-15）。

### エ 夫婦の姓

ブータン人の一般市民には、姓（Family name）や名（Given name）の概念はない。ブータン人のフルネームは1つから3つの名前から構成されているが、全てが個人名（given name）であり、婚姻しても名前を変えることはない。例外として、王家には「ワンチュク（Wangchuck）」という姓がある。また、ネパール系ブータン人の名前は、個人名（Given name）と姓（Family name）で構成されている<sup>32</sup>。

### オ 内縁関係と事実婚

ブータンでは法律上、事実婚や同棲関係の概念はない<sup>33</sup>。

### カ 婚姻の効力

婚姻後に取得した全ての財産は共有財産となり、離婚の際に分割の対象となるが、先祖から受け継いだ財産や婚姻前に取得したほかの財産は離婚時には分配の対象とはならない。婚姻は子の市民権の基礎であり、養育費や子へのその他の支援・手当の権利も婚姻に依存し、また子への相続も婚姻に依存する<sup>34</sup>。

このため、夫婦には子の養育についても連帯責任が生じる。

ブータン婚姻法第7章：離婚時の子の監護権（THOB-LAM）及び彼らの養育、共

<sup>32</sup> 2023年12月6日、ブータン王立大学事務所（RUB）聴取

<sup>33</sup> 2023年12月8日、ティンブー高等裁判所聴取

<sup>34</sup> 2023年12月8日、ティンブー高等裁判所聴取

#### 同の経費（SEY-CHI）の解決

- ・Kha 7-1：離婚時の子の監護権
- ・Kha 7-2：9歳以下の子どもの監護権に関する母の権利（2009年改正）
- ・Kha 7-3：子どもの養育に関する生計と支出を規定するルール
- ・Kha 7-5：妻の過失による離婚時の生計権利不発生
- ・Kha 7-6：結婚経費解決のためのルール（2009年改正）
- ・Kha 7-7：離婚時の互いへの支出の実現を規制するルール

#### キ 外国人（ブータン国籍ではない者）との結婚

ブータン国籍を持つ人が外国人と結婚する場合については、婚姻法第2章で明示的に規定されており、ブータン人と結婚する外国人にはブータンの文化的慣習を守ることなどが求められる一方、外国人と結婚するブータン人には公職（特に外交と軍事関連）の制限や、国から得られる奨学金の停止と返還や土地や家畜の給付支援を受け取ることができなくなるなど、国民としての権利が一部制限される規定となっている。

1980年の婚姻法でこのような規定が設けられた理由については、国の規模、隣接する人口の多い国からの国内への移住、脆弱な人々の安全及び特定の利害を持つ人々による結婚制度のほかの目的での悪用の防止を考慮して規定したものとされる<sup>35</sup>。

外国人とブータン人の婚姻に際しては、これに特化した指針（Guidelines for issuance of Marriage Certificate between a Bhutanese and a foreigner spouse（ブータン人と外国人配偶者の婚姻証明書発行に関するガイドライン。以下「ガイドライン」という。））が発行されている<sup>36</sup>。偽装結婚の防止などの観点から策定されたもので、2015年11月に公表された。背景として、2000年代にはブータン人と外国人との婚姻が不正な目的（偽装結婚など）で行われていることなどへの批判があり、2010年には適切なガイドラインの策定まで外国人とブータン人との間の婚姻証明書の発行は停止された。2010年から2016年の初頭までの約5年間に600件以上の外国人とブータン人の夫婦が婚姻証明書の交付を申請していた<sup>37</sup>。これらの保留された申請についてはガイドライン発行後となる2016年にまとめて審査された。

手続上の特記事項として、事前の高等裁判所での手続が義務付けられており、婚姻証明書の交付申請には高等裁判所からの命令（order）が必要となる<sup>38</sup>。高等裁判所での手続には、外国人配偶者となる者のパスポートや、それぞれの当事者の独身証

<sup>35</sup> 2023年12月8日、ティンプー高等裁判所聴取

<sup>36</sup> [https://www.judiciary.gov.bt/storage/files/1/mc/MC\\_Guidelines%20\\_ENG.pdf](https://www.judiciary.gov.bt/storage/files/1/mc/MC_Guidelines%20_ENG.pdf)

<sup>37</sup> 2016年3月に初めて高等裁判所におけるインタビューが実施され、5年間に申請した600組を超える申請者のうち103組が2017年3月29日から30日にかけて高等裁判所で聴取されることを許された。

“Know Bhutan, its tradition and culture” Kuensel Online, 2016年3月4日  
<https://kuenselonline.com/know-bhutan-its-tradition-and-culture/>

<sup>38</sup> 高等裁判所では外国人との結婚に関する情報をウェブサイトにもまとめて掲載している。  
<https://www.highcourt.gov.bt/en/mcservice>

明書を含む必要書類（ア）を参照）を指定の期日までに提出し、裁判所での面談を受ける必要がある。

**（ア）高等裁判所における手続の必要書類（ガイドラインによる）**

ガイドラインによると、当事者は、以下の書類を添えて高等裁判所に申立書を提出しなければならない：

- (1) 2名のブータン人証人（sureties）が署名した申立書。証人は申立書提出時に同席していなくてもよいが、婚姻証明書発行時に該当する地方裁判所には同伴して出頭する必要がある。
- (2) 国家身分証（CID）／パスポート／査証の写し。
- (3) パスポートサイズの写真各1枚。
- (4) 申請者の国勢調査（census）が登録されているゾンカ語の地方裁判所発行の独身証明書。外国人の場合は、各公証役場発行の独身証明書。
- (5) 過去に婚姻歴があり、離婚後1年経過している場合は、離婚協議書／離婚判決書の写し。
- (6) 過去に婚姻歴があり、寡婦の場合は、配偶者の死亡証明書の写し。
- (7) 子がいる場合はその出生証明書、いない場合はその旨の申告書。
- (8) 少なくとも1年間、互いに交際していたことを裁判所が認める事実の証明。
- (9) 結婚証明書の申請が裁判所によって却下された場合は、申請から1年が経過していることを証明する書類。
- (10) 前ブータン人配偶者がいる場合は、その配偶者と離婚した日から1か月以内にブータンから出国したことを証明するもの。
- (11) 上記の要件に加え、外国人配偶者となる者は以下の書類の提出が求められる。
  - (a) 両親が署名した同意証明書及び婚姻関係を証明する証明書の謄本。
  - (b) 両親が既に死亡している場合、独身証明書を申請する者の一親等、二親等又は三親等以内の親族2名以上から、同意証明書及び婚姻関係を証明する証明書の謄本を取得しなければならない。この場合、監督当局が発行した死亡した両親の死亡証明書、及び外国人の本国の監督当局が発行した関係を証明する証明書／文書が必要となる。
  - (c) 里親又は養親が、独身証明書を取得しようとする者の法定後見人である場合には、里親又は養親から、同意証明書及び婚姻関係を記載した証明書の謄本を取得しなければならない。この場合、独身証明書を発行する裁判所を説得できる、里親／養親関係を証明する証拠を提出しなければならない。
  - (d) 養父母の両方が死亡した場合、独身証明書を申請する者の一親等、二親等又は三親等以上の者から、同意証明書及び婚姻関係を記載した証明書の謄本を取得しなければならない。この場合、監督当局が発行した死亡した養父母の死亡証明書の謄本と、外国人の本国の監督当局が正式に発行した関係証明書／証拠書類を提出し、関係を証明しなければならない。
  - (e) 両親、里親、養親、親族、法定後見人が、同意証明書及び婚姻関係を証明する証明書の提出を拒否する場合は、それぞれの裁判所又は公証役場から証明書を取得しなければならない。
  - (f) 実父母／養父母／養子縁組した父母、又は、場合により同意証明書及び婚姻関係を記載した証明書を取得した者のパスポートの写し又はその他の文書。
  - (g) 婚姻関係を証明するその他の法的証明書類は、裁判所の登記簿に提出することができる。
  - (h) 当該人物が犯罪を犯していないことの証明書。

### (イ) 高等裁判所での面談

面談の目的は、主に外国人配偶者によるブータンの慣習や伝統、歴史の理解を確認するものであるとされ、夫婦はそれぞれ別に聴取されて本当の夫婦であることを判断される<sup>39</sup>。

高等裁判所での面談は随時行われるわけではなく、実施日程が適宜裁判所のウェブサイトで告知され、希望者は期日までに書類をそろえて申請する必要がある。なお、審査の結果もウェブサイトで公開される。

最近では2023年12月26日に実施されている。希望者は必要書類をそろえ、高等裁判所に出向くかメールで書類提出期限（12月22日）までに提出が必要である旨が告知された。2023年分については28件の夫婦について婚姻証明書の申請が認められた<sup>40</sup>。審査結果の告知（ウェブサイトで公開）には、申請した夫婦の名前、性別、国籍、居住している県（Dzongkhag）、地域区画（Gewog）、村（Village）及び結婚してからの年数<sup>41</sup>、子どもの数、職業、宗教が公開されている。

<sup>39</sup> “Know Bhutan, its tradition and culture” Kuensel Online, 2016年3月4日  
<https://kuenselonline.com/know-bhutan-its-tradition-and-culture/>

<sup>40</sup> 2024年1月24日付け告知：<https://www.judiciary.gov.bt/posts/147>

<sup>41</sup> この「結婚期間」は、ブータン以外の国での婚姻締結や、自己申告による婚姻期間（同居期間）を示すとみられる。なお、外国人とブータン人との婚姻に際しては、裁判所に対して1年間以上の交際期間を証明できる証拠の提出がガイドラインで定められている（偽装結婚の防止を目的としているとみられる。）。

図1 婚姻証明書の発行申請を認めることを知らせる高等裁判所の告知  
(Announcement) (1 ページ目のみ)

HC(CJ-01)2024/

25<sup>th</sup> January 2024

**Announcement**

“ The Royal Court of Justice High Court is pleased to announce that the following couples mentioned below have been cleared for the issuance of Marriage Certificates. They are requested to report to High Court during office hours to collect Office Orders and documents in order to obtain Marriage Certificates from their respective Dzongkhags.”

(Chief Justice)  
High Court

S/No	Misc no./ Date	Applicants	Gender	ID No.	Nationality	Dzongkhag	Gewog	Village	Marriage Duration	No. of child	Designation	Religion
1	HC-23-1599	Jamyang Choden	Female	11401001579	Bhutanese	Thimphu	Thim Throm	Thim Throm	7 years	Null	Sr. Accountant Manager	Buddhist
	12/22/2023	Yu Lin	Male	HP666713	Canadian	Ontario	North York				Business Relationship	Buddhist
	HC-23-1452	Pema L. Wangmo	Female	10805002808	Bhutanese	Paro	Langong	Jagar Thangtoe			Farmer	Buddhist

出典：高等裁判所のウェブサイト<sup>42</sup>

高等裁判所の命令が得られた後は、ブータン人同士の場合と同様、地方裁判所に婚姻証明書の発行を申し立てる必要がある。婚姻法第2章に、ブータン国民が、ブータン国内又は国外に住むブータン国民以外と結婚しようとする場合、結婚証明書を取得するために法廷に申請する場合は、その夫婦の証人である2人が出廷する必要がある。そのうちの1人はブータン国民であり、かつ法廷によって受け入れられる者（ブータン国民であり、犯罪歴がなく、18歳以上の者）でなければならない。また、両方の証人は夫婦両者とよく知り合っている必要がある。それ以外は、Kha 1-5で規定された規定に従って処理される、とされている。

ブータン国民と外国人との婚姻に伴い、配偶者それぞれには以下のような義務及び制限が課されることが定められている。

- ・社会の伝統と習慣の採用と市民法の遵守（婚姻法 Kha 2-2）
- ・ブータン国民以外と結婚する政府職員への昇進制限（婚姻法 Kha 2-4）
- ・ブータン国民以外と結婚した場合の昇進制約（婚姻法 Kha 2-5）
- ・ブータン国民以外と結婚したブータン国民の外務省や軍への就職制限（婚姻法

<sup>42</sup> <https://www.judiciary.gov.bt/posts/147>

Kha 2-6)

- ・ブータン国民以外と結婚した者へのほかの市民に与えられる特権の享受に関する制限（ブータン国民以外と結婚した者は、その地位に関係なく、以下に述べる特典及びその他の利点の享受が制限される。）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 土地の割当て (KIDU)</li><li>(2) 現金融資</li><li>(3) 畑や土地の種、耕牛</li><li>(4) 畜産の部門からの家畜</li><li>(5) 海外での国費医療治療</li><li>(6) ワークショップ参加、貿易及び産業のための資本 (婚姻法 Kha 2-7)</li></ul> |
|---|

- ・ブータン国民以外と結婚する者への研修や政府奨学金授与規制 (婚姻法 Kha 2-8)
- ・ブータン国民と結婚するブータン国民以外の者の宗教布教禁止 (婚姻法 Kha 2-9)
- ・ブータンに住むブータン国民以外の者がブータン国民と結婚した場合の習慣の採用と政府の法律の遵守 (婚姻法 Kha 2-10)
- ・ブータン国民と結婚するブータン国民以外者の婚姻法の遵守 (婚姻法 Kha 2-11)

なお、ブータン国民の配偶者と離婚した外国人は、1か月以内にブータンから出国することが義務付けられ、再婚する場合も1年間は新しい婚姻証明書を取得することができない (ガイドライン C-(5))。

## ク その他

婚姻の当事者の両親の強要が原因で、かつ婚姻当事者のいずれか一方の不合理的な行動のためではないにもかかわらず、3回にわたり婚姻証明書を取得することを余儀なくされた場合、裁判所にはその後の婚姻のための婚姻証明書を与える権利を有する (婚姻法 Kha 1-24)。

## (2) 婚姻証明書の様式・記載事項

婚姻証明書に記載されている項目は以下のとおりである。

- ・夫婦両者の氏名、証明書番号（ブータン人は国民番号、外国人は旅券番号など）、本籍地住所
- ・登録番号と登録日
- ・婚姻証明書番号と発給日
- ・1980年ブータン婚姻法 Kha1-7を基にして発給
- ・夫婦両者の顔写真
- ・2001年ブータン民事及び刑事訴訟規則にのっとり発給
- ・発給日のブータン暦と西暦

第2部 調査結果  
第2章 現行身分制度に関する調査  
1 婚姻法制

- ・裁判所印と地方裁判所判事の署名  
「婚姻証明書 (NYEN-THAM)」のサンプルを第3部に掲載した。

## 2 離婚法制

### (1) 離婚法制

離婚は、婚姻法の第6章で定められており、夫婦のどちらか又は両方が離婚証書 (Deed of divorce・YIK-THI) を裁判所から交付されることで成立する。(婚姻法 Kha 6-1)

#### ア 婚姻の解消手続<sup>43</sup>

国内に居住している場合、以下の手続で離婚手続が進められる。(直接申請する場合)

- ・ 申請者は地方裁判所 (Regional Court) に申請する。
- ・ 文書の作成は弁護士に依頼する必要がある。離婚申立書 (Petition for Divorce) には、弁護士の署名と、申請者 (申立者) の宣誓が必要である。
- ・ 申立てには、全ての必要書類をそろえなければならない、立会人 (Witness) となる者の司法宣誓供述書 (Judicial Affidavit) を添えなければならない。
- ・ 地方裁判所は、この申立ての内容をランダムに選ばれた新聞に週1回、3週間にわたって掲載する命令を下す。
- ・ 最初の審問の日時が決定され、通知が関連する政府の部局、元配偶者及びその他の関連先に配布される。
- ・ 立会人の証言は、司法宣誓供述書を通して行われる (迅速な裁判のため)。
- ・ 司法宣誓供述書には、弁護士による質問と立会人の返答が含まれ、審問に先立って公証役場により承認されていなければならない。法廷において、証人はその司法宣誓供述書を識別し、内容を肯定することで証言を完了する。
- ・ 全ての証拠が提出されたのち、弁護士は地方裁判所に対し、正式な証拠提出 (Formal Offer of Evidence) と呼ばれる文書を提出する。
- ・ 明示的な反対がない場合、申立者は裁判所の決定を待つ。決定には数か月かかることがある。
- ・ 裁判は、最初の申請日から約1年半かかる (申請数などによって前後する)。
- ・ 離婚の認定の手数料は、申立てに係るコストが異なるため一定ではないが、認証された写しの交付に手数料が必要となる。

#### 必要書類

- ・ 婚姻証明書※
- ・ 身分証明書 (国民身分証明書、出生証明書、パスポート、運転免許証)
- ・ 離婚請願書: 適切な裁判所に離婚請願書を提出する。申立書には、離婚の理由、財産や子の監護権に関する問題、その他の関連情報などの詳細を記載する必要がある。
- ・ 証拠: 不倫や残虐行為を婚姻の障害事由であると主張する場合に必要な可能性

<sup>43</sup> [https://www.wikiprocedure.com/index.php?title=Bhutan\\_-\\_File\\_for\\_Divorce](https://www.wikiprocedure.com/index.php?title=Bhutan_-_File_for_Divorce)

がある。目撃者の証言、写真、又はその他の文書などが考えられる。

- ・ 財産目録：分与すべき財産がある場合は、配偶者双方が所有する全ての財産と資産のリストを裁判所に提出する必要がある。
- ・ 子の監護計画
- ・ 市民権の証明書

※婚姻証明書がない夫婦は、離婚証書を取得することはできない（婚姻法 Kha 6-16）。婚姻証明書の交付を受けていない夫婦が離婚のために裁判所から婚姻証明書を取得する場合、夫婦は共同で罰金を支払う必要がある（婚姻法 Kha 9-1）。ただし、当事者のどちらかが婚姻証明書の取得を拒否した場合又は第三者が婚姻関係証明書の取得に反対する助言をしたことを証明する書類が提出された場合、婚姻関係証明書を取得するための規定の罰金は、婚姻関係証明書の取得を拒否した者又は取得に反対する助言をした者が支払わなければならない（婚姻法 Kha 9-2）とされる。

罰金は以下のとおりとされる

- ・ 婚姻してから3年未満：200 ニュルタム
- ・ 婚姻してから7年以内：400 ニュルタム
- ・ 婚姻してから7年超：600 ニュルタム

### イ 婚姻の解消の理由

婚姻法の第6章の規定に、離婚の理由として次のような事由が挙げられている。

- ・ 配偶者が個人的な仕事のために1年以上自宅を離れている場合（婚姻法 Kha 6-9）
- ・ 配偶者が海外に逃亡している場合（婚姻法 Kha 6-10）
- ・ 不妊症、性的不能及び婚姻関係が互いに納得がいくものではない場合（婚姻法 Kha 6-11）
- ・ 配偶者が3年以上の禁固刑に服している場合（婚姻法 Kha 6-12）
- ・ 配偶者が互いを遺棄した場合（婚姻法 Kha 6-13）
- ・ 国家に対する反逆行為を行って国外に逃亡した場合：離婚証書がなくても反逆行為が実行された日から離婚したことが認められる（婚姻法 Kha 6-14）。
- ・ 配偶者が宗教的独身生活に入った場合：宗教的独身生活を始めた日と認められた日に離婚したことが認められる（婚姻法 Kha 6-15）。
- ・ その他、婚姻法第5章には、配偶者本人又はその親族への暴力、不品行、不貞、その他配偶者の過失と認められる事項が述べられている。

### ウ 別離費用（DOAG SHENTHUI）の支払

離婚判決による婚姻解消の申立てに関する手続においては、当該夫婦に子がある

か否か、夫又は妻が第三者との間で軽罪<sup>44</sup>を犯したか否かに関わらず、また、その婚姻期間中に互いから受けた利益に関わらず、離婚を求める婚姻当事者は、婚姻期間に応じた別居費用（DOAG SHENTHUI）を支払わなければならない（婚姻法 Kha 5-1）。

#### エ 離婚に伴う改名の有無

婚姻時に改姓しないため、離婚時にも改姓することはない。一般のブータン人には姓（Family Name）の概念はない<sup>45</sup>。

### （2）離婚証書の様式・記載事項

入手できなかった。

---

<sup>44</sup> misdemeanor :

<sup>45</sup> 2023年12月12日、The PEMA Secretariat 聴取：<https://thepema.gov.bt>

### 3 実親子関係法制（認知制度を含む。）

#### (1) 実親子関係法制（認知制度を含む。）

##### 関連機関：

身分登録機関（DCRC）、裁判所、後見・保佐機関

女性と子どものための国家委員会（National Commission for Women and Children、以下「NCWC」という<sup>46</sup>。）

##### 根拠法：

子の養育と監護については、婚姻法第7章及び第8章で定められている。

##### 関連法令：

2011年ブータン児童保護法 Child Care and Protection Act of Bhutan, 2011 (English)<sup>47</sup>

2012年ブータン養子縁組法 Child Adoption Act of Bhutan, 2012 (English)<sup>48</sup>

2007年市民社会組織法 Civil Society Organization Act, 2007 (English)<sup>49</sup>

2015年ブータン児童保護法 The Child Care and Protection Rules and Regulations of Bhutan, 2015 (English)<sup>50</sup>

※2015年ブータン児童保護法には「子どもの最善利益（Best interests of the child）」という記述が多数みられるが、親権に特化した定義は見当たらない<sup>51</sup>。

#### ア 出生届出手続<sup>52</sup>

出生登録は、決まったサービスポイントの登録窓口に出向いて申請を行うか、市

<sup>46</sup> 女性と子供のための国家委員会（NCWC）（<https://www.ncwc.gov.bt/>）

NCWCは、ブータンにおける女性と子どもの権利の促進と保護を主導する国家機関として、2004年に設立された。NCWCは、委員長（閣僚）と政府、非政府組織、民間部門の高官で構成される委員が運営している。NCWC事務局のトップは事務局長で、その下に5つの主要部門／サービスを持つ。

1. 子ども部門
2. 女性部門
3. 法律サービス
4. 保護サービス
5. 事務局サービス

NCWCの主な任務は、ブータンにおける女性と子どもの権利を主流化し、保護し、促進するための持続可能で包括的なシステムを確立することである。

<https://www.ncwc.gov.bt/aboutus?q=background>

<sup>47</sup> 2011年ブータン児童保護法

<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/98256/116846/F269704338/BTN98256.pdf>

<sup>48</sup> 2012年ブータン児童養子縁組法

[https://www.ncwc.gov.bt/publications/Child%20Adoption%20Act%20of%20Bhutan%202012%20\(CAA\).pdf](https://www.ncwc.gov.bt/publications/Child%20Adoption%20Act%20of%20Bhutan%202012%20(CAA).pdf)

<sup>49</sup> Civil Society Organization Act（2007年）

[https://www.nationalcouncil.bt/assets/uploads/docs/acts/2014/Civil\\_Society\\_Act,\\_2007Eng.pdf](https://www.nationalcouncil.bt/assets/uploads/docs/acts/2014/Civil_Society_Act,_2007Eng.pdf)

<sup>50</sup> The Child Care and Protection Rules and Regulations of Bhutan, 2015

<https://catalog.loc.gov/vwebv/search?searchCode=LCCN&searchArg=2015361780&searchType=1&permalink=y>

<sup>51</sup> 2023年12月19日、高等裁判所（High court of Bhutan）聴取

<sup>52</sup> 本項目については、DCRCのウェブサイトを参照して作成した。<https://dcrc.moha.gov.bt/index.php/from-the-permanent-address-as-per-civil-registration-and-census-record-2/>

民登録システム（Bhutan Civil Registration System: BCRS）（7（1）（ア）項を参照）のシステムを通してオンラインで申請することができる。どちらの場合も、適切な申請書類が提出されてから最大21日間で登録が完了する。

#### （ア）窓口での申請の場合

出生登録は、2つのサービスアクセスポイントから実施できる。

1. 親の現在の居住地
2. 親の市民登録及び国勢調査の記録に基づく永久住所

以下に、親の現在の居住地からの出生登録を行う際の手続の概要を記す。この場合、出生登録には、保証人（Guarantor）及び立会人（Witness）が必要である。この手続で登録できるのは両親ともにブータン人の子どもで、届出は出生後1年以内に行う必要がある。出生場所はブータン国内外を問わない。

保証人は、両親と新生児と1年以上の付き合いがある、両親とは違う世帯に属する18歳から65歳までのブータン国民で、DCRCの職員以外の者でなければならない。また、立会人は、親と異なる世帯に属する18歳以上のブータン国民でなければならない。保証人と立会人は登録ポイントに出頭する際に拇印を押す必要がある。登録に基づく永久住所からの登録においては保証人と立会人は不要である。

##### a 必要書類

必要書類は、次のとおりである。申請用紙はウェブサイトからダウンロードできるほか、窓口到手書き用の用紙が用意されている。

- ・ 申請書
- ・ 出生を証明する書類：医療機関で出産した場合は、出生通知（Notification of Birth）／出生証明書（Birth Document）、医療施設外で出産した場合は、出生情報（Information on Birth (BCRS-IB-01)）
- ・ 保証人（Guarantor）の陳述書
- ・ 両親の婚姻証明書（両親が婚姻証明書の交付を受けていない場合、親子関係を証明するための地区長陳述書（Statement of Tshogpa）を作成して添付する必要がある。）
- ・ 両親の世帯ではない世帯に登録する場合は、世帯主（Head of Household : HoH）による署名が必要である。

##### b 出生届に記載する事項

届出時に提出する申請書の様式を下に示す。下の部分は切り離して受領証として申請者に渡される。

第2部 調査結果  
 第2章 現行身分制度に関する調査  
 3 実親子関係法制（認知制度を含む。）

出生届 BCRS-BR-01 様式 表面	裏面
<div style="text-align: center;">  <p><b>MINISTRY OF HOME AND CULTURAL AFFAIRS</b>  <b>DEPARTMENT OF CIVIL REGISTRATION AND CENSUS</b></p> <p><b>BIRTH REGISTRATION FORM</b></p> </div> <p><b>1. Particulars of Newborn</b></p> <p>Name: _____        Date of birth (DD/MM/YYYY): <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>        Sex: <input type="radio"/> Male <input type="radio"/> Female      Time of Birth: _____      Birth Weight: _____        Place of Birth: _____        District/Thamang: _____      Village: _____        Place of Delivery: <input type="radio"/> Hospital <input type="radio"/> Home <input type="radio"/> Others        Mother Tongue: _____      Religion: _____      Astrological Sign: _____        Present Address: _____</p> <hr/> <p><b>2. Details of Father:</b></p> <p>Name: _____      CID/SR/Permit No.: _____        Nationality: _____</p> <hr/> <p><b>3. Details of Mother:</b></p> <p>Name: _____      CID/SR/Permit No.: _____        Nationality: _____</p> <hr/> <p><b>4. With whom the newborn is to be registered</b></p> <p>Name: _____      CID/SR/Permit No.: _____        Relation to newborn: _____</p> <hr/> <div style="text-align: center;"> <p><b>Birth Registration Form Acknowledgement Receipt</b></p> <p>Received duly completed Birth Registration form along with supporting documents from _____ dated _____ for registration of _____ with the above person in sl. No. 4 holding CID/SR/Permit no. _____</p> <p>Seal &amp; Signature of Official _____</p> <p><small>Return this acknowledgement receipt when you receive confirmation of your child's registration</small></p> </div>	<div style="text-align: center;">  <p><b>MINISTRY OF HOME AND CULTURAL AFFAIRS</b>  <b>DEPARTMENT OF CIVIL REGISTRATION AND CENSUS</b></p> </div> <p><b>5. Supporting Documents</b></p> <p><input type="checkbox"/> Notification of Birth/Birth Documents  <input type="checkbox"/> Court Marriage Certificate of parents  <input type="checkbox"/> Statement of Guarantor / Statement of Tabogga</p> <hr/> <p><b>6. Undertaking</b></p> <p>I hereby declare that all the information provided herein above is true and correct. If proved to be false, I shall be liable for punishment as per the Law of the Land.</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>Legal stamp</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p>Sign of Father _____      Sign of Mother _____  <small>(Mandatory for newborn registering in a household other than the parents)</small></p> <p>Sign of Head of Household _____  <small>(Mandatory for newborn registering in a household other than the parents)</small></p> </div> </div> <hr/> <p><b>7. For registration of birth from permanent address as per civil registration and census record</b></p> <p>Name: _____      CID No.: _____      Date: _____</p> <hr/> <p><b>8. For registration of birth from the Current Place of Residence</b></p> <p>Name: _____      CID No.: _____      Date: _____</p> <hr/> <p><b>9. Person to be notified after completion of registration in the Bhutan Civil Registration System (BCRS).</b></p> <p>Name: _____      ID: _____        Mobile No.: _____</p> <hr/> <p><b>10. For Official Use</b></p> <p>Application No.: _____      Seal &amp; Sign of CSC/BCRC/CRC/OD/BC/HQ _____        Date: _____</p> <p style="text-align: right;"><small>Version: December 2021</small></p> <p><small>Note: For Citizens and Special Resident card holders: Visit nearest Civil Registration and Census Office within 30 days/One Year of birth occurrence to ensure timely birth registration and to avoid their census drop-out case.        For MC After 1985 (Children of Marriage Cases between Bhutanese and non-Bhutanese after 1985): Visit Department of Immigration Head Office, Thimphu within One Year of birth occurrence.</small></p>

本様式には以下の項目がある。

1. 新生児の詳細
  - 名前
  - 出生年月日
  - 性別、出生時刻、出生時の体重
  - 出生場所（国、県、郡、村）
  - 出産場所（病院／BHU／自宅／その他）
  - 母語、宗教、星座（Astrological Sign）、現在の住所
2. 父の詳細
  - CID／SR／許可証番号
  - 名前
  - 国籍
3. 母の詳細
  - CID／SR／許可証番号
  - 名前
  - 国籍
4. 新生児を登録する先の詳細
  - CID／SR／許可証番号

- ・ 名前
- ・ 新生児との続柄
- 5. 関連書類（必要な項目に印をつけ、添付する）
  - ・ 出生通知／出生文書
  - ・ 両親の婚姻証明書
  - ・ 保証人の陳述書
  - ・ 地区長の陳述書
- 6. 宣誓  
「私は上述の情報が全て正しいことを宣言する。誤りである場合、国法に基づき罰せられる。」
  - ・ 印章、父の署名と日付、母の署名と日付、世帯主の署名と日付（両親の世帯でない世帯に登録する場合には必須）
- 7. 保証人等の欄
  - ・ 永久住所からの登録の場合：
    - Chiwog Tshogpa（地区長）の名前、印章と署名、CID 番号、携帯電話番号、日付
    - Gup/Thromde 代表者の名前、印章と署名、CID 番号、携帯電話番号、日付
  - ・ 現住所からの登録の場合：
    - 保証人の拇印、CID 番号、携帯電話番号、日付
    - 立会人の拇印、CID 番号、携帯電話番号、日付
- 8. BCRS に登録した際に通知すべき者
  - ・ 名前、メールアドレス、携帯電話番号
- 9. 役所使用欄 申請番号、担当者の署名と印、日付

欄外注：

国民と特別住民カード保持者：国勢調査からの漏れを防ぐため、出生から 30 日／1 年以内に最寄りの市民登録及び国勢調査事務所（Civil Registration and Census Office）に届け出ること。

1985 年以降、ブータン人と外国人の間に誕生した子どもの場合：出生から 1 年以内にティンプーの移民省本部（Department of Immigration Head Office）に出頭すること。

**c 登録手順**

登録窓口での手続は以下のとおりである。現在の居住地での申請の場合と、永久住所での申請の場合で異なる部分については併記した。

1. 出生届・出生書類の写しを準備する。

2. 両親の婚姻証明書の写しを準備する（窓口では原本を提示する必要がある。）。
3. 出生登録用紙に必要事項を記入し、両親が署名し、法定印章を押す。新生児を両親とは異なる世帯に登録する場合には、その世帯の世帯主の証明が必要である。

現住所からの申請の場合は4.から6.が必要である。

4. 保証人を探し、保証人陳述書に記入してもらい、法定印章を押す。
5. 立会人を見つける。
6. 保証人と立会人を伴って窓口に出頭する。書類提出時に保証人と立会人が拇印を押す。
7. 必要書類を提出する。
8. 職員が書類を確認して問題がないことを証明する。
9. 書類が適切であることが確認されると、申請者に受領証が渡される。
10. 職員はBCRSへの申請時の登録申請を行う。
11. 正しく申請が行われると、申請番号が申請者の登録携帯電話番号にSMSで送付される
12. DCRCの職員により、申請内容が承認される。
13. 新生児はBCRSに登録される。
14. SMSで申請番号と新生児の身分証番号が通知される。

#### （イ）オンラインでの申請の場合<sup>53</sup>

電子政府ポータルサイト（<https://www.citizenservices.gov.bt/>）からも申請できる。手続は以下のとおり案内されている。

##### a 両親の婚姻証明書が登録されている場合

1. 申請画面から「申請」ボタンをクリックし、シングルサインオン（SSO）又はNDIアプリでログインする。
2. DCRCサービスのリストから「出生登録」を選択する。
3. ウェブ上の申請フォームに新生児の必要事項を正確に記入する。
4. 父と母に関する詳細は、司法府が保持している情報に基づき自動入力される。
5. SMS通知を受けるために、必要に応じて携帯電話番号を入力する。
6. 添付ファイル欄に、スキャンした出生書類を一つのPDFファイルにまとめて添付する。

<sup>53</sup> 本項はCitizen Service Portalの案内に基づき執筆した。  
<https://www.citizenservices.gov.bt/g2cportal/serviceDetails>

7. 母親が申請書を提出すると、父親に SMS 通知が届く。父親は、同サービスポータルシングルサインオン（SSO）から CID 番号を使ってログインし、「Your Task List」をクリックして、必要に応じて申請を承認又は却下する。
8. 両親のどちらか以外の世帯に子どもを登録する場合、父親による確認後、世帯主（HoH）に SMS 通知が届く。世帯主はサービスポータルシングルサインオン（SSO）から CID 番号を使ってログインし、「Your Task List」をクリックして、必要に応じて申請を承認又は却下する。
9. 保証人は、父親／本人が確認した後、SMS 通知を受け取る。保証人は、市民サービスポータルの SSO から CID 番号とパスワードを使用してログインし、申請を承認又は却下する。
10. 申請が却下された場合、又は母親による再提出が保留された場合、母親のダッシュボードにステータスが表示される。また、申請の完了に必要な措置については SMS で通知される。
11. DCRC が申請を承認すると、母親に、子どもの CID 番号が記載された SMS 通知が送付される。

登録状況は、同ポータルから申請番号を利用することによって追跡することができる。保護者は、子が BCRS に登録されるまで、申請番号を保管する必要がある。

保証人の要件は以下のとおりである：

1. 18～65 歳のブータン人であること
2. 親と別世帯の者
3. 3 回以上の出生登録の保証人になっていないこと
4. 市民登録事務所及び国勢調査事務所に勤務する職員でない者

#### **b 両親の婚姻証明書の登録がない場合**

1. 申請画面から「申請」ボタンをクリックし、シングルサインオン（SSO）又は NDI アプリでログインする。
2. DCRC サービスのリストから「出生登録」を選択する。
3. ウェブベースの申請フォームに新生児の必要事項を正確に記入する。
4. 父親の CID 番号を手動で入力すると、父親の詳細はシステムから自動入力される。SMS での通知の目的で、必要に応じて携帯電話番号を入力する。
5. 添付ファイル欄に、スキャンした出生書類を一つの PDF ファイルにまとめて添付する。
6. 母親が申請書を提出すると、父として登録された者に通知が SMS で送付される。父親は、同サービスポータルシングルサインオン（SSO）から CID 番号を使

ってログインし、「Your Task List」から必要に応じて申請を承認又は却下する。

7. 両親のどちらか以外の世帯に子どもを登録する場合、父親による確認後、世帯主（HoH）に SMS 通知が届く。世帯主も、同様に SSO から CID 番号を使ってログインし、「Your Task List」をクリックして、必要に応じて申請を承認又は却下する。
8. 地区長（Chiwog Tshogpa）は、ユーザー名とパスワードを使用して公式ログインからログインし、申請を承認又は却下する。
9. その後、申請書は確認と最終承認のため DCRC に転送される。

申請が却下された場合、又は母親による再提出が保留された場合、母親のダッシュボードにステータスが表示される。また、必要な手続については SMS で通知される。

DCRC が申請を承認すると、母親の SMS 番号に子どもの CID 番号が記載された SMS が送付される。

## イ 認知に関する法令、手続など

ブータン政府の電子政府ポータルサイト（Citizen Portal Service）の出生登録に関する解説では、「婚姻情報がある場合」と「婚姻情報がない場合」の手続方法が別に掲載されている<sup>54</sup>。婚姻情報がない場合、母が父の市民身分証（Civil Identity: CID）番号を入力して子の出生届を提出すると、父として登録された男性には DCRC のシステムを通じて SMS が送付され、ポータルからこの申請の扱いを承認又は却下することができる（却下された場合の措置については、再申請する以外書かれていない。）。

## ウ 嫡出子・非嫡出子に関する規定

### （ア）非嫡出子に関する規定

婚姻法の第8章には、非嫡出子に関する規定がある。本法に基づく訴訟手続において、未婚の女性が妊娠させられたという理由で裁判所に訴訟が提起され、勝訴した場合、その罪を犯した者は全国給与に関する規則（Chathrim for national wage rate<sup>55</sup>）に基づく国民日当（national daily wage）の10か月分に当たる金額をその女

<sup>54</sup> <https://www.citizenservices.gov.bt/g2cportal/serviceDetails>

<sup>55</sup> 1998年ブータン国民の公的・民間セクターにおける賃金に関する規則（the Rules and Regulations for Employment of Bhutanese Nationals in the Private Sector (1998)）を指している。この規則はその後2007年労働及び雇用法（Labour and Employment Act of Bhutan 2007）（<https://www.moic.gov.bt/wp-content/uploads/2022/08/labouract.pdf>）として法制化された。賃金水準を示す規則で、2023年11月23日に公布された改定で、2023年10月1日からの国民賃金は以下のとおり定められた（単位：ニュルタム）。

性の医療費用のために与えることが定められている。また、婚外子の父は相互合意に基づき養育費を支払うこととするが、合意がない場合、父は子1人当たり自らの月の収入の20%を養育費として支払うこと（ただし、その総額は父の月の収入の40%を超えない）。支払は子が18歳になるまで、毎月又は父の都合に合わせて1年分まとめて支払うことができる（収入は、勤め人の場合は給与や賃金、不動産や事業からの純利益、株式の利息、その他が含まれる。）（1996年改正婚姻法 Kha 8-1）とされている。

#### （イ）認知による姓の変更

子が認知された場合にも、その子は改姓しない<sup>56</sup>。

#### エ 後見・保佐機関

後見・保佐機関の法的機関は存在しないが、サービスを提供している機関はある。前述の NCWC、女性の尊重・教育・育成・エンパワー（Respect, Educate, Nurture and Empower Women: RENEW<sup>57</sup>）、ペマ事務局（The PEMA Secretariat<sup>58</sup>）及び裁判所の家族と児童法廷（Family and child bench under judiciary）がそれぞれの管轄下でサービス提供を実施している。それぞれ、NCWC は児童保護法で指定される監護団体、RENEW はシェルターと社会復帰のためのサービス提供団体、ペマ事務局<sup>59</sup>は養子縁組、代替ケア、保護サービス、家族の再復縁を提供する機関である。

### （2）親子関係を証明する文書の様式・記載事項

ブータンでは、親子関係を証明する決まった文書は存在しない<sup>60</sup>が、出生証明書に両親の名前と登録地が記載される。出生証明書のサンプルを第3部に掲載した。

種別	新日給	参考：旧日給
I	600	324
II	530	386
III	470	254
IV	435	234
V（非熟練労働者）	400	215

出典：<https://www.mof.gov.bt/wp-content/uploads/2023/11/NotificationWageRates22112023.pdf>

<sup>56</sup> 2023年12月12日、The PEMA Secretariat 聴取

<sup>57</sup> <https://renew.org.bt>

<sup>58</sup> The PEMA (Proactive, Enabling, Multisectoral, Active) Secretariat

<sup>59</sup> <https://thepema.gov.bt> :

<sup>60</sup> 2023年12月12日、The PEMA Secretariat 聴取

## 4 養子縁組法制

### (1) 養子縁組法制

関連機関：裁判所、後見・保佐機関

- ・ 内務省戸籍・国勢調査局（Department of Civil Registration and Census office : DCRC）<sup>61</sup>
- ・ 高等裁判所（High Court of Bhutan）<sup>62</sup>
- ・ ペマ事務局（The Pema Secretariat）<sup>63</sup>
- ・ 王立ブータン警察（Royal Bhutan Police）<sup>64</sup>（血縁の父を捜す役割）
- ・ 厚生省病院法医学課と小児科（Ministry of Health, hospital (forensic and pediatric department)）<sup>65</sup>
- ・ 内務省入国管理局（Department of Immigration）<sup>66</sup>
- ・ 女性と子どものための国家委員会（National Commission for Women and Children、以下「NCWC」という。）

根拠法は2012年ブータン児童養子縁組法（Child Adoption Act of Bhutan 2012）<sup>67</sup>である。

その他の関連法令、ガイドラインとしては、以下の文書が挙げられる。

- ・ -国籍法（Citizenship Law）
- ・ -2015年ブータン児童保護法<sup>68</sup>（The Child Care and protection rules and regulations of Bhutan 2015）
- ・ -2017年養子縁組に関するガイドライン（Child adoption guidelines 2017）:Child Adoption Guidelines .pdf (ncwc.gov.bt)
- ・ -2017年子どもの代替ケアに関するガイドライン（Guidelines for the alternative care of children 2017）<sup>69</sup>
- ・ -乳児遺棄防止と対応に関するガイドライン（Guidelines for prevention and response to abandonment of infant）:Guidelines-for-Prevention-and-Response-to-Abandonment-of-Infants.pdf (thepema.gov.bt)（第6条 ケースマネジメント）

<sup>61</sup> <https://drcr.moha.gov.bt>

<sup>62</sup> <https://highcourt.gov.bt/en>

<sup>63</sup> <https://thepema.gov.bt>

<sup>64</sup> <https://www.rbp.gov.bt>

<sup>65</sup> <https://www.moh.gov.bt>

<sup>66</sup> <https://www.doi.gov.bt/?lang=en>

<sup>67</sup> “Child Adoption Act of Bhutan 2012”

[https://www.ncwc.gov.bt/publications/Child%20Adoption%20Act%20of%20Bhutan%202012%20\(CAA\).pdf](https://www.ncwc.gov.bt/publications/Child%20Adoption%20Act%20of%20Bhutan%202012%20(CAA).pdf)

<sup>68</sup> Child Care and Protection Rules and Regulation of Bhutan 2015 (Revised) (ncwc.gov.bt)

<https://www.ncwc.gov.bt/publications/Child%20%20Adoption%20Rules%20and%20Regulation%20of%20Bhutan%2020151559106680.pdf>

<sup>69</sup> Guidelines for the Alternative Care of Children final DZO&ENG1559107154.pdf (ncwc.gov.bt)

ア 実質的成立要件

養子縁組の要件については、2012年ブータン養子縁組法において以下のように定められている。

(ア)	<p><b>養親適格</b>          第27条          本法に従い、養子縁組の申請は、以下のブータン国民が行うことができる。</p> <p>(a)道徳的な人格を備えている。          (b)経済的に安定している。          (c)有罪判決を受けていない。          (d)子どもを養育する能力がある。          (e)30歳以上で、養親と養子の年齢差が15歳以上であること。</p>
(イ)	<p><b>養子適格</b>          第28条          本法に従い養子になれるのは以下の条件を満たすブータン人の子どもである。</p> <p>(a)18歳未満の子ども          (b)成人の場合、養親となる者が養子縁組以前の幼少期から一貫して自分の子とみなして扱ってきた者          (c)親、後見人、養親が死亡した子ども          (d)その他、監督当局が困難な状況にあると認定した児童</p>
(ウ)	<p><b>親と後見人の同意</b>          第34条          裁判所は、子の父母又は後見人の同意がある場合に限り、子に関して養子縁組命令を下す。</p> <p>第35条          子が6か月に達するまで、何人も養子縁組に同意することはできない。ただし、子の出生後に実母が死亡した場合、又は例外的な事情がある場合を除く。</p>
(エ)	<p><b>子どもの意見と希望</b>          第36条          裁判所は、以下の条件が満たされた場合、子に関して養子縁組命令を下す。</p> <p>(a)当該子が助言を得たこと。          (b)当該意見は、虚偽の約束、強制、又はいかなる種類の支払や報酬による誘導もなく、自由に提供されたものであること。          (c)子の権利を確保するために子の意見や希望が考慮されていること。</p>
(オ)	<p><b>同意書</b>          第37条          本法における同意は、同意を与える者の署名がある所定の様式に従った同意書によって証明されるものとする。</p> <p>第38条          養子縁組の同意は、子が養子縁組される前に監督当局の保護下に置かれていた場合に限り、監督当局が与えることもできる。</p> <p>第39条          同意書への署名には、独立し権限を持つ者が立ち会わなければならない。</p>
(カ)	<p><b>不完全な同意</b>          第40条          同意が、詐欺、強要、その他の不適切な手段によって取得された場合、同意</p>

	書が権限なく変更された場合、又は同意書が子の出生前に署名された場合は、同意に瑕疵があるとみなされる。
(キ)	<b>同意の取消</b> 第41条 養子縁組の同意は、養子縁組命令が出される前に、監督当局又は裁判所への書面による通知によって取り消すことができる。

## イ 国際養子縁組

(ア)	<b>養親適格</b> ブータン人の子どもを養子にしたい外国人（第30条） 以下の条件を満たす外国人は、ブータン人の子どもを養子にすることができる。 (a)養子縁組申請時に30歳以上であり、養親と養子の年齢差が15歳以上であること。 (b)既婚の場合は配偶者の同意書を添付する。 (c)自国の法律に基づいて行動し、親の全ての権利と責任を引き受ける能力を有する。 (d)道徳に反する犯罪やその他の犯罪で有罪判決を受けていないこと。 (e)自国の法律に基づいて養子縁組をする資格がある。 (f)養子縁組やその他の費用を支払う。 (g)相続を引き受ける子ども。 (h)養子に適切なケアとサポートを提供し、必要な道徳的価値を与える立場にある。 (i)養親がブータン大使館／領事館／公館／指定代理人に子どもの状況報告を提出するという誓約書を提出すること。  女性と子どものための国家委員会（NCWC）のウェブサイト <sup>70</sup> によると、ブータン人の子どもを養子にできるのは、次の国の国民に限られる。バングラデシュ、ベルギー、インド、クウェート、スイス、タイ、米国。また、養子にできるのは18歳未満のブータン人の子どもに限られる。  第31条 外国人の子どもを養子にしたいブータン国民 第30条の条件（上項）に加えて次の条件を満たさなければならない。（31条） (a)養子縁組をする子どもの出身国に3年以上居住し、その国に居住する主な理由が養子縁組のためでないことを証明できること。 (b)実子であるか否かを問わず、子が2人以上いないこと。
(イ)	本法に従い、第28条に記載の者を養子とすることができる。ただし、ブータン国民が外国人の子を養子とする場合、その子どもは9歳以下で出身国の国籍を保持していなければならない。
(ウ)	国際養子縁組の件数に制限を設けて指令を発する権限がある省庁は内務文化省である。（第32条）

<sup>70</sup> NCWC の Frequently Asked Questions <https://www.ncwc.gov.bt/faq>

## ウ 養子縁組の手続

### (ア) 主な流れ

養子縁組の仕組みは、監督当局（Competent Authority）に指定された女性と子どものための国家委員会（NCWC）が規則とガイドラインを作成していることから、応募はNCWCに提出することになる。

主な流れは次のとおりである<sup>71</sup>。

①	NCWC への養子縁組申請書の提出。
②	養子縁組の資格基準に基づき、NCWC が養子縁組申請を受理又は拒否。
③	NCWC が養子縁組申請を受理した場合、書類一式を NCWC に提出する。
④	NCWC で行われる養子縁組前カウンセリングサービスに参加する。
⑤	NCWC による裁判所への申請書の提出。
⑥	裁判所の審問に出席する。
⑦	裁判所が発行した養子縁組命令の写しを NCWC に提出する。

### (イ) 応募手続

応募手続は、養子とする子どもが決まっている場合と、そうではない場合で異なる。

#### a 特定の子どもを養子にする場合の手続（ガイドライン<sup>72</sup>第5条）

申請者は、養子縁組の意向を表明し、特定の子どもを養子にする理由や必要性を概説した書面を以下の添付資料と共に提出しなければならない。

①	規則で規定された養子縁組用の申請書1号の正式に記入されたもの
②	申請手数料の支払を証明する領収書
③	申請者の国家身分証（CID）の写し
④	子どもの出生証明書の写し（存在しない場合には、政府の正式な記録を使用して子どもの年齢を特定する。）（ガイドライン第7条）
⑤	補足文書 <sup>73</sup> （必要に応じて）

手数料は200ニュルタムであり、NCWCの出納係に現金で支払う必要がある。

また、養子とする子を「養子縁組の前に、養親がその人を幼少期から一貫して自分の子どもとみなしてそのように扱っていた」場合においては、その旨を述べる書簡を地元当局又はNCWCから取得することが求められる（ガイドライン第8条）。

#### b 不特定の養子を求める場合の手続（ガイドライン第13条）

養子にする子どもが決まっていないが、養子を取ることを希望する者は、養子縁組の要望を申請すると、両親の名前はNCWCが作成するウェイトリストに掲載

<sup>71</sup> Frequently Asked Questions  
<https://www.ncwc.gov.bt/faq>

<sup>72</sup> Child Adoption Guidelines .pdf (ncwc.gov.bt)

<sup>73</sup> 訳注：原文は「any additional documents」何らかの補足書類の意。

され、養子縁組を希望する子どもが現れると、適宜連絡される。<sup>74</sup>

ウェイトリストへの掲載のために必要な書類は以下のとおりである。

- ・ 養子縁組申請書（記入済み）
- ・ 申請者の CID の写し
- ・ 申請者のセキュリティクリアランス証明書
- ・ 申請者の健康診断書
- ・ 申請者の収入証明書
- ・ 申請者の婚姻証明書／離婚証書（あれば）

養子候補の子どもが現れると、その子どもや実親又は保護者との面談や、養子にすることの確認などの手続を行い、合意できれば改めて申請書を修正して、前項目の「特定の子どもを養子にする場合の手続」と同様に全ての必要書類を提出して手続を開始する（ガイドライン第17条）。

#### c 国際養子縁組の場合

申請者は、養子縁組の意向を表明し、特定の子どもを養子にする理由や必要性を概説した書面を以下の添付資料と共に提出しなければならない。

①	規則及び規定に基づく養子縁組申請書4号の正式に記入されたもの
②	申請手数料の支払を証明する領収書
③	申請者のパスポートの写し
④	子どもの出生証明書の写し
⑤	ホームスタディの原本（規則31(e)及び規則69に基づく）
⑥	追加の文書

国際養子縁組の手数料は100米ドル、又は同等のニュルタムである。応募者は、米ドルでの支払の申請手数料をNCWCの出納係に現金で200ニュルタム支払う必要がある。

#### エ 実親としての養親の登録

裁判所が養子縁組を認める命令を出すと、その命令に記載された養親に対して単独の監護権と責任を付与し、その子は養親の子となり、養子は養親の実子と同じ権利を有することが認められる（2012年ブータン養子縁組法）。

#### オ 養子縁組の効果

養子縁組が成立すると、養親は養子の監護権と責任を有し、実子と同じように扱

<sup>74</sup> Frequently Asked Questions <https://www.ncwc.gov.bt/faq>

うことが義務付けられる。また、養子は実親の子ではなくなり、実親は養子縁組された子の親ではなくなる。養子縁組成立前に存在した監護権及び責任、親権は効力を失い、それより以前の養子縁組も無効になる。養親のほかの子どもたちは、養子縁組になった子の兄弟姉妹となる（養子縁組法第55条）。また、養子は相続法に従って、養親の財産の相続権を得る（養子縁組法第59条）。

ただし、国内の養子縁組（ブータン人がブータン人の子どもを養子とする縁組）の場合、養子縁組の決定前に子が取得した既得又は将来の財産権を剥奪されることはない（養子縁組法第57条）。また、外国から養子縁組（外国人の子どもをブータン人が養子とする縁組）された子が、不可抗力の状況で出生国に戻る必要がある場合、関連する法律に従ってブータンを訪れたり滞在したりする権利を有し、又は市民権を授与される権利を有する。

さらに、国際養子縁組の場合、子が養子になる国の国籍は、その国の市民権法に依存する。

#### カ 養子縁組の取消

養子縁組は、裁判手続により取り消すことができる。

#### キ 国際養子縁組の制限

国際養子縁組でブータン人の子を養子にできる外国人は、バングラデシュ、ベルギー、インド、クウェート、スイス、タイ及び米国の国民に限られる<sup>75</sup>。また、養子にできるのは18歳未満のブータン人の子どものみである。

国際養子縁組の件数に制限を設けて命令を発する権限がある省庁は内務文化省である（養子縁組法第32条）。

### （2）養子縁組証明書の様式・記載事項

「養子縁組証明書」を第3部に掲載した。

<sup>75</sup> Frequently Asked Questions (NCWC) <https://www.ncwc.gov.bt/faq>

## 5 未成年子に対する法定代理権に関する法制

### (1) 未成年子に対する法定代理権に関する法制

#### 関連機関：

関連機関としては以下の省庁・機関が挙げられる。

- ・内務省市民登録・国勢調査局 (Department of Civil Registration and Census office)  
<https://drcr.moha.gov.bt>
- ・高等裁判所 (High Court of Bhutan) <https://highcourt.gov.bt/en>
- ・ペマ事務局 (The Pema Secretariat) <https://thepema.gov.bt>
- ・王立ブータン警察 (Royal Bhutan Police) <https://www.rbp.gov.bt> (血縁の父を捜す役割)
- ・厚生省病院法医学課と小児科 (Ministry of Health, hospital (forensic and pediatric department)) <https://www.moh.gov.bt>
- ・内務省入国管理局 (Department of Immigration) <https://www.doi.gov.bt/?lang=en>
- ・司法長官事務所 (Office of Attorney General) <https://oag.gov.bt>

#### 根拠法・関連法

未成年の子に対する法定代理権の根拠法は、2011年ブータン児童保護法、2015年ブータン児童保護法及び2007年市民社会組織法 (Civil Society Organization Act) である。

また、関連法としては、2007年ブータン労働と雇用法 (Labour and employment act of Bhutan 2007)<sup>76</sup>、2004年ブータン刑法 (Penal code of Bhutan 2004)<sup>77</sup>、2011年 (改正) ブータン刑法 (Penal Code Amendment Act of Bhutan 2011)<sup>78</sup>、2021年 (改正) ブータン刑法<sup>79</sup>がある。

#### ア 概要

ブータンにおける成年年齢は18歳である<sup>80</sup>。離婚に伴う子どもの権利については1980年ブータン婚姻法第7章「子どもの監護及びその養育費と離婚に伴う共同費用の解決」が適用される。ブータン児童保護法には、「子の最善利益 (Best interests of the child)」を重視することが随所に記述されているが、「親権」に関する内容の定義は特段存在しない<sup>81</sup>。

<sup>76</sup> <https://oag.gov.bt/wp-content/uploads/2010/05/Labour-and-Employment-Act-of-Bhutan-2007Both-Dzongkha-English.pdf>

<sup>77</sup> Penal Code of Bhutan 2004\_English version\_(oag.gov.bt)

<https://oag.gov.bt/wp-content/uploads/2010/05/Penal-Code-Amendment-Act-of-Bhutan-2011.pdf>

<sup>78</sup> Penal-Code-Amendment-Act-of-Bhutan-2011.pdf (oag.gov.bt) <https://oag.gov.bt/wp-content/uploads/2010/05/Penal-Code-Amendment-Act-of-Bhutan-2011.pdf>

<sup>79</sup> [https://oag.gov.bt/wp-content/uploads/2021/04/Penal\\_Code\\_Amendment\\_Act\\_of\\_Bhutan\\_2021.pdf](https://oag.gov.bt/wp-content/uploads/2021/04/Penal_Code_Amendment_Act_of_Bhutan_2021.pdf)

<sup>80</sup> 2023年12月19日、The PEMA Secretariat と Royal High Court 聴取

<sup>81</sup> 2023年12月19日、Royal High Court 聴取

### (ア) 離婚に伴う子どもの監護権<sup>82</sup> (custody)

子がいる夫婦が離婚を認められた場合、配偶者が一緒に過ごしたかどうか及び結婚のいずれかの当事者が違反を犯したかどうかに関わらず、9歳以上の子どもは、両親の離婚後父と一緒に住むか母と一緒に住むかを選択する権利がある（婚姻法 Kha 7-1）。夫婦が離婚する場合、9歳未満の子については、十分な理由があると裁判所が認めた場合を除き、母が監護権を得るとされる（2009年婚姻（改正法）Kha 7-2）。母が監護権を得られない十分な理由について、同法では、「ネグレクト、遺棄、失業及び不品行、常習的な泥酔、薬物中毒、子への虐待、心神喪失、伝染病、その他裁判所が定める事由」としており、これに該当する場合、監護権は子の最善の利益を考慮して、父、第三者、又は市民社会組織法に基づき設立される組織に与えられる。親との面会の回数や条件は、裁判所が決定すると定めている。

### (イ) 子どもの養育のための支出に関する規則

夫婦の離婚が成立した場合、9歳未満の子の監護権は母親に与えられる。父親は、婚姻和解契約（marriage settlement agreement）の規定に従い、養育費を支払わなければならない。そのような合意がない場合、父親は、子1人につき、月収の20%に相当する金額を養育費として現金で支払わなければならない。ただし、養育費総額は、父親の月収の40%を超えないものとする。養育手当の支払は、子が18歳に達するまで、父親の都合に応じて、毎月、又は年1回、一括して行うことができる（1996年改正婚姻法 Kha 7-3）。離婚が妻の軽罪<sup>83</sup>によって認められた場合には、養育費は支払われないことも定められている（婚姻法 Kha 7-5）。

### (ウ) 親権者がいない場合の後見人や後見機関の権限

未成年者に親がいない場合、親族や身元引受人（Guardian）がいる場合は、それらの人に法的代理権が与えられる。また、親族、身元引受人がいない場合は、2011年児童保護法（Child Protection Act 2011）第68条により、児童福祉官（Child Welfare Officer）に法定代理権が与えられる<sup>84</sup>。

## (2) 法定代理権を証する証明書の様式・記載事項

未成年者の法定代理権を証する証明書については、申請者が作成した申立書を公証人役場が認証する形で作成されるため、決まった様式は存在しない<sup>85</sup>。

<sup>82</sup> 日本の親権と同様に考えてよいかは明確な回答が得られなかった。「Custody」の訳としては監護権をあてた。一般的に、日本の親権にはCustodyが含まれると解されるが、婚姻法には単独親権と読める以外の記述はないので、共同親権の概念はないと考えられる。

<sup>83</sup> 訳注：原文 Misdemeanor

<sup>84</sup> 2024年2月28日、The Pema Secretariat 聴取

<sup>85</sup> 2024年1月18日付け王立司法裁判所公証人役場の判事補 Tshering Pelden 氏の書簡による。

## 6 国籍法制（国籍の取得・離脱法制を含む。）

### （1）国籍法制

#### 関連機関：

- ・ 入国管理局：Department of Immigration (Department of Immigration, Ministry of Home Affairs | (doi.gov.bt)) 市民登録及び国勢調査局：Department of civil registration and census office (Department of Civil Registration and Census – Ministry of Home & Cultural Affairs (moha.gov.bt))
- ・ 王室執務室：Office of Gyalpoi Zimpon（公式ウェブサイトなし（Facebook はあり））

#### 根拠法：

- ・ 1977年国籍法（Bhutan Citizenship Act, 1977）及び1985年国籍法（Bhutan Citizenship Act, 1985）※1977年国籍法との間に齟齬がある場合には、新法が優越する。

### ア 国籍の取得

国籍の取得事由には、以下の3つがある。

1. 出生による取得
2. 国民登録による取得
3. 帰化による取得

#### （ア）出生による取得

出生によるブータン国籍の取得要件は、以下のとおりである。

両親が共にブータン国籍の子は、ブータン国籍を取得する（1985年国籍法第2条）。

ブータン人の両親から生まれた子は、出生から1年以内に届ける必要がある。

#### （イ）国民登録による取得

国民登録によるブータン国籍の取得要件は、以下のとおりである。

1958年12月31日以前にブータンに永住し、内務省が管理する国勢調査登録簿に名前が登録されている者は、登録によりブータン国民とみなされる（1985年国籍法第3条）。

#### （ウ）帰化による取得

##### 帰化要件

- a) 21歳（両親のどちらかがブータン国民である場合は15歳）に達していること。
- b) 精神的に健全であること。
- c) ブータンに15年間居住していること及び両親のどちらかがブータン国民である者の場合は20年間居住しており、この居住期間は移民・国勢調査局の記録簿に登録されていなければならない。

- d) ゼンカ語の発音、読み書きが堪能である。
  - e) ブータンの文化、習慣、伝統、歴史についてよく知っている。
  - f) 善良な人格を有し、ブータン国内外での犯罪による投獄歴がない。
  - g) いかなる形でもブータン国王、国家、ブータン国民に対立する発言、行動をしたことがない。
  - h) ブータン国王、国家、ブータン国民に対する厳粛な忠誠の誓いを、法の定めるところに従い行う準備がある者。
- (1985年国籍法第4条)

## イ 国籍の喪失

ブータンの国籍法によれば、国籍を失う場合は以下のとおりである。

- ・ 他国の国籍を得たとき：ブータンでは二重国籍を認めておらず、1985年国籍法第18条では「ブータンの国籍を持つ者がほかの国の国籍（citizenship）を取得した場合、ブータンの国籍を失う。」と定められている（1985年国籍法18条a）。
- ・ 虚偽等による帰化：帰化によって国籍を取得したものは、それが詐欺、虚偽の陳述、又は重要な事実の任意の隠蔽によってなされたと判断した場合、いつでも国籍を剥奪されることがある（1985年国籍法18条b）。
- ・ 国王・国家・国民への不忠：帰化によって国籍を取得したものが、ブータン国王、国家、ブータン国民に対して、いかなる方法においても行動又は発言によって不忠実である場合、いつでも国籍を剥奪されることがある（1985年国籍法18条c）。
- ・ ブータン人としての知識がなく国外に去った子：両親がブータン人であり、子どもが王室政府の知識を持たないままブータンの国外に出国し、内務省で維持されている国民登録簿にもその名前が記載されていない場合、その者たちはブータンの国民とはみなされない（ブータン国会の第62回セッションで採択された第16(2)号決議）。

なお、ブータンの国籍を剥奪された者は、1年以内に国内で保有する全ての不動産を処分することが義務付けられ、違反すれば内務省が公正かつ合理的な補償を支払う条件で没収される。

## ウ 国籍の離脱

ブータンの国籍を離脱・放棄するための規定は見当たらなかった。

### (2) 国籍証明書等の様式・記載事項

国籍証明書は存在しないが、国家身分証（CID）により国籍を証明する。CIDのサンプルを第3部に掲載した。

## 7 身分登録法制

### (1) 身分登録法制

#### 関連機関：

ブータンにおける国民の身分登録は、市民登録及び国勢調査局（Department of Civil Registration and Census – Ministry of Home & Cultural Affairs (moha.gov.bt)）の所掌であり、日本の戸籍と住民登録の両方の役割を持つデジタル化された市民登録システム（Bhutan Civil Registration System: BCRS）を運用している。

#### 根拠法：

身分登録制度は、1985年ブータン国籍法（Bhutan Citizenship Act, 1985）の第2条「両親共にブータン人の人は、生まれながらにブータン人として認める。」により規定され、特化した法律は存在せず、DCRCによる国民登録と国勢調査の運用の中で実施されている<sup>86</sup>。

#### (ア) 市民登録システムの概要（Bhutan Civil Registration System: BCRS）<sup>87</sup>

ブータンでは、1980年代に出生登録と死亡登録を市民登録記録（civil registry record）で行うようになり、当初は紙ベースの記録（Family Diaries）として存在していた。その後、2000年代初頭に、この国民台帳はデジタル化され、2004年に、より包括的なデータを含むブータン国民登録システム（Bhutan Civil Registration System: BCRS）が整備され、また国民登録を管理する部門として、「Department of Civil Registration and Census : DCRC」が設立され、2004年に手書きの証明書であった身分証に代わり、第2世代の身分証が発行された。その後2012年にデジタル政府化プロジェクト（Government to Citizen (G2C) Project）の一環として、BCRSはスタンドアローン方式のデータベースからウェブベースのシステムとなり、出生届や死亡届をオンラインで提出することが可能になった。また、BCRSには住所の変更情報なども含まれており、幅広い情報を保持するようになっている<sup>88</sup>。

現在、BCRSにおいては、出生登録、死亡登録、入国、出国、世帯情報の発行、新たな身分証（CID/SR）の発行・再発行、養子申請、住所変更等、多くの申請をすることが可能になっており、婚姻証明書の請求もオンラインですることが可能である<sup>89</sup>。

2023年12月現在、出生登録の届出と同時に、その子には自動的に国家身分証（CID）（下記（イ）参照）番号が割り振られ、この登録が正常に完了したことを

<sup>86</sup> CRVSID Case Studies – Bhutan, Unicef, 2023年9月発行

<https://www.unicef.org/reports/crvsid-case-studies-0> (<https://www.unicef.org/media/147176/file/Bhutan.pdf>)

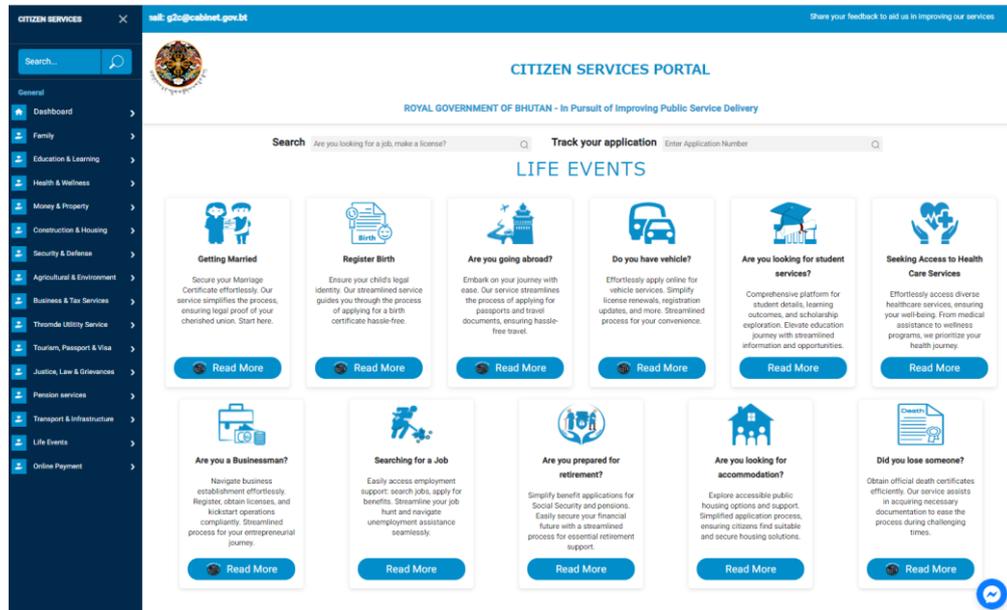
<sup>87</sup> 本項目は主に上記 CRVSID Case Studies – Bhutan を参照して執筆した。

<sup>88</sup> Bhutan Citizen Service Portal: <https://www.citizenservices.gov.bt/g2cportal/ListOfLifeEventComponent>

<sup>89</sup> 婚姻証明書の交付（法的な婚姻の登録を意味する）などは、申請自体はオンラインで可能だが、改めて決定される日時に本人が出頭する必要がある。<https://www.citizenservices.gov.bt/g2cportal/serviceDetails>

示す SMS が申請者に送付される際に、新生児の CID 番号も一緒に通知される。

図2 Citizen Service Portal のトップページ



出典：ブータン政府のウェブポータル<sup>90</sup>

出生届と死亡届は義務ではないが、国籍法により、ブータン人の親から生まれた子は、国内国外に関わらず1年以内に届出する必要があるとされている。

### (イ) 国家身分証 (Civil Identification Card : CID) の変遷

1984年から2004年にかけて発行されていた第1世代の身分証にはセキュリティ機能はほとんどなく、手書きの小冊子であった。2004年にBCRSの確立に伴い、第2世代のIDカードが導入された。第2世代の身分証の発行はBCRSで管理されていたが、カードの印刷は別のプリント管理システムによって管理されていた。2013年、DCRSは第3世代の身分証を導入した。この身分証では、印刷にレーザー刻印が利用され、カードの発行を含む管理は統合された。

2023年、ブータン政府は国家デジタルIDの導入を発表し、新たな方式では指紋と掌紋のデータによる生体認証システムが追加された。このシステムは自己主権型 (self-sovereign identity) モデルを採用し、国民に自分の情報を共有する範囲を制御する権限を与えるものになっている。また、第4世代のカードへの移行を計画しており、CIDを処理するためのデジタルアプリの提供を開始した<sup>91</sup>。

<sup>90</sup> <https://www.citizenservices.gov.bt/g2cportal/ListOfLifeEventComponent>

<sup>91</sup> <https://www.citizenservices.gov.bt/g2cportal/ListOfLifeEventComponent>  
<https://bhutanapp.bt/>

## (2) 各種手続

### ア 名前の変更

#### (ア) 変更の手続

名前の変更は、戸籍と出生証明書、学校入学登録書等の生年月日が異なる場合や養子縁組になった場合に実施される<sup>92</sup>。

以下の条件を満たす場合に申請できる<sup>93</sup>。

宗教的な理由	新しい市民権身分証明カードの発行前、中、後に病気のために名前を変更する場合、中央僧侶機関 (Zhung Dratshang) / 師匠 (Udzin) / 機関の責任者の証明書を原本で提出し、適切に記入された名称変更フォーム No. BCRS-NC&AC-01 を提出する必要がある。
学校への入学前	親は以下を完了する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 名前変更様式の記入 No. BCRS-NC&amp;AC-01</li><li>・ 変更の理由を指定した親の申請書</li><li>・ 生徒の場合、クラス IX (日本の中学3年生) までの名前の変更は、学校の進捗報告書 / 学業成績証明書に基づいて進められる。生徒がクラス X (日本の高校1年生) の学業成績証明書を所持している場合、また申請者が初めて申請している場合、その学業成績証明書に基づいて名前の変更が進められる。</li><li>・ ただし、既に第3世代の国家身分証 (CID) (3G Civil Identity (CID)) カードが発行されている場合は、そのような名前の変更は進められない。学生ではなくても、3G CID カードが発行されている場合、名前の変更は受け付けられない。</li></ul>

#### (イ) 裁判所からの証明文書の申請

氏名やなど個人情報を変更した人のために、裁判所は、旧 CID 番号 / 氏名を持つ人物と新 CID / 変更された氏名を持つ人物が同一人物であることを示す証明文書 (Concern Letter) を発行する<sup>94</sup>。必要書類は以下のとおり。

- ・ 身分証明書及び異なる氏名を反映した証拠
- ・ 内務文化省からの書簡
- ・ 雇用されている場合：関係機関からのデータ詳細
- ・ 意思を明記した裁判官宛の法的に署名された申請書
- ・ 最近のパスポートサイズの写真2枚
- ・ 手数料：100 ニュルタム (当面は現金のみ受付)

<sup>92</sup> 2023年12月12日、The PEMA Secretariat 聴取

<sup>93</sup> <https://drcr.moha.gov.bt/index.php/new-procedure-for-name-change-correction-of-dob-correction/>

<sup>94</sup> サンプルは第3部に掲載した。

「氏名及び生年月日変更申請用紙」様式<sup>95</sup>

記述項目

- 個人の情報
  - ・ ID (身分証) 番号
  - ・ 名前
  - ・ 性別
- 修正項目の選択
  - 氏名変更  
旧名 \_\_\_\_\_  
新名 \_\_\_\_\_
  - 生年月日変更  
以前の生年月日 (DD/MM/YYYY)  
正しい生年月日 (DD/MM/YYYY)
- 関連書類
  - 推薦状/証明書
  - その他: \_\_\_\_\_
- 宣誓
 

私は上記の情報が全て正しいことをここに宣言する。誤りが証明された場合には、国法に基づく罰を受ける可能性がある。  
携帯電話番号・日付  
申請者の印と書名

Thromde 代表者の印と署名・日付

イ 死亡登録

死亡登録は出生登録と同様、オンラインでも直接サービスアクセスポイントに向いても申請を行うことができる。死亡登録が受理されると、市民登録データベースのステータスは「有効 (Active)」から「死亡 (Deceased)」に変更されるが、システムからは削除されず、データベース内にアーカイブされる。

死亡登録は、2つのサービスアクセスポイントから実施できる。

1. 現在の居住地
2. 市民登録及び国勢調査の記録に基づく永久住所

(ア) 現在の居住地からの死亡登録を行う場合

手続:

以下に、現在の居住地からの死亡登録を行う際の手続の概要を記す。死亡登録には、申請人と保証人 (Guarantor)、及び立会人 (Witness) が必要である。

<sup>95</sup> <http://www.paro.gov.bt/index.php/downloads?Type=11&Sector=All>

**必要な書類：**

- a) 正式に記入された申請書：BCRS-DR-01;
- b) 故人の CID/SR カードの原本;
- c) 死亡通知 (Notification of death) 又は死亡陳述書 (Statement of Death) (BCRS-DR-SD-01) (後述)

さらに、申請者／家族には次のことが要求される。

1. 医療機関内で死亡した場合、「死亡通知 (Notification of death)」を提出すること。
2. 医療機関外で死亡した場合、保証人 (Guarantor) による「死亡陳述書 (BCRS-DR-SD-01)」を作成すること。
3. 保証人は、1人の立会人 (Witness) を伴い、書類の審査を受けるために申請者と一緒に出頭する必要がある。

保証人は、18歳から65歳までのブータン国民で、以下の条件を満たすもの。

- a) 故人とは異なる世帯の者
- b) 故人／故人の家族についての十分な知識を持っている者
- c) 市民登録及び国勢調査及び地域サービスセンターの従業員でない者

立会人は、18歳以上のブータン国民で、以下の条件を満たさなければならない。

- a) 故人とは異なる世帯の者
- b) 市民登録及び国勢調査及び地域サービスセンターの職員以外の者

保証人及び立会人は、登録ポイントを訪れたときに指紋を押印することが求められる。

注意：上記の要件が満たされている場合、申請者／家族は地域サービスセンター (Community Service Center) を含む全ての登録ポイントから死亡を登録できる。

**(イ) 市民登録及び国勢調査の記録に基づく永久住所からの死亡登録**

**必要な書類：**

- a) 正式に記入された申請書：BCRS-DR-01;
- b) 故人の SR カードの原本;
- c) 死亡通知又は死亡陳述書 (BCRS-DR-SD-01)

申請者／家族は以下の条件を満たす必要がある。

- ・死亡が医療機関内で発生した場合、「死亡通知」を提出すること。

- 死亡が医療機関外で発生した場合、「死亡陳述書 (BCRS-DR-SD-01)」を、死亡が発生した場所のガバナーによって認証された地域代表者によって提出すること (村の場合は村長が認定し郡長が行う。市の場合は市代表者が行う)。

**「死亡報告書 (Death Reporting)」様式<sup>96</sup>**

1. 故人の情報
  - CID/SR/許可証番号
  - 名前
  - 生年月日 (DD/MM/YYYY)
  - 性別
2. 死亡の詳細
  - 死亡年月日、死亡時間、死因
  - 死亡した場所の所在地
  - 種別病院・BHU・自宅・その他
3. 死亡時に付き添った者
  - 医者・介護者・師匠・信仰療法者・家族・その他 (選択肢)
  - その者の名前
  - その者の CID/SR/許可証番号
4. 父の情報
  - 名前と CID/SR/許可証番号
5. 母の情報
  - 名前と CID/SR/許可証番号
6. 届出人の情報
  - 名前と CID/SR/許可証番号
7. 関連書類
  - 故人の CID/SR/許可証の原本
  - 死亡通知 (notification of death)
  - 保証人による陳述書
  - Tshogpa による陳述書

私は上記の情報が全て正しいことをここに宣言する。誤りが証明された場合には、国法に基づく罰を受ける可能性がある。

申請者の印と署名  
携帯電話番号・日付

### (3) 身分登録法制に関する証明書の様式・記載事項

国民身分証 (CID) のサンプルと、名前変更の証明書類を第3部に掲載した。

<sup>96</sup> <http://www.paro.gov.bt/index.php/downloads?Type=11&Sector=All>  
DEATH REPORTING FORM : <https://dcrs.moha.gov.bt/wp-content/uploads/2023/04/Death-Registration-Form-BCRS-DR-01.pdf>

## 8 国際私法

### (1) ハーグ国際私法会議との関係

ブータン王国は、ハーグ国際私法会議の構成国（member）ではなく、協定国（non-member contracting party）でもない。

### (2) 関連法令

人身売買に関すること。

- ・ 2004年ブータン刑法（Penal code of Bhutan 2004）、2011年（改正）刑法（Penal Code Amendment Act of Bhutan 2011）、2021年（改正）憲法  
外国人の父との父子関係
- ・ 1985年国籍法（Nationality Law 1985）  
国際養子縁組
- ・ 2012年養子縁組法第5章（Chapter 5 of the Adoption Law (2012)）

### (3) 近年の動き

内務省（Ministry of Home Affairs）が、「人身売買に関する国家予防・対応戦略-2021年」を2022年1月に発表した<sup>97</sup>。ブータン政府はこれまでも刑法の「人身売買」の定義を「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（通称「パレルモ議定書」）」と合わせるなど、この分野での国際標準の採用を行っていたが、さらに人身売買が包括的かつ有意義な方法で確実に対処されるようにするため、今後3年間の行動計画を盛り込んだ「人身売買に関する国家予防・対応戦略-2021年」を策定した。国連薬物犯罪事務所の財政的・技術的支援を受けたものである。

この戦略文書は、ブータン王国憲法第9条（第17項及び第18項）に明記されている「国は、公私の両分野において、人身売買、売春、虐待、暴力、嫌がらせ及び脅迫を含む女性に対するあらゆる形態の差別及び搾取を撤廃するための適当な措置を講ずるよう努めなければならない。」「国は、子どもが人身売買、売春、虐待、暴力、品位を傷つける取扱い及び経済的搾取を含むあらゆる形態の差別及び搾取から保護されることを確保するための適当な措置を講ずるよう努めなければならない。」という憲法上の義務を守る助けにもなることが期待されている。

<sup>97</sup> Launch of National Prevention and Response Strategy on Trafficking in Persons-2021 – Ministry of Home Affairs (moha.gov.bt) <https://www.moha.gov.bt/?p=4124>

## 第3部 資料編（証明書）

No.	内容
(1)	婚姻証明書（英語）（Marriage Certificate）
(2)	婚姻証明書（ゾンカ語）
(3)	出生証明書（英語）（Birth Certificate）
(4)	養子縁組証明書（英語）
(5)	養子縁組証明書（ゾンカ語）
(6)	氏名変更証明書（英語）
(7)	国家身分証（CID）カード

(1) 婚姻証明書 (英語)



ཇོང་ཁག་ཁྲིམས་ཀྱི་འདུན་ས།

DZONGKHAG COURT  
THIMPHU

། དབལ་ལྷན་འབྲུག་པའི་ཁྲིམས་ཀྱི་འདུན་ས།  
ROYAL COURT OF JUSTICE

Thimthrim/NA (2020- ) ) NP Form - 2

**AFFIRMATION OF MARRIAGE**

The petition for the affirmation of marriage between Mr. [REDACTED] holder of Bhutanese Citizenship Identity Card No. [REDACTED], born on the [REDACTED] Resident of [REDACTED] Village from [REDACTED] Gewog (block) under [REDACTED] Dzongkhag (District) and Mrs. [REDACTED] holder of Bhutanese Citizenship Identity Card No. [REDACTED], born on the [REDACTED], Resident of [REDACTED] Village from [REDACTED] Gewog (block) under [REDACTED] Dzongkhag (District) was registered and heard by this court vide miscellaneous registration no. [REDACTED] dated [REDACTED] Day of [REDACTED], Two Thousand and Twenty.

It is affirmed that Mr. [REDACTED] and Mrs. [REDACTED] are legally wedded husband and wife, their marriage being solemnized vide Marriage Certificate No. (02) dated [REDACTED], and issued in accordance to Section Kha-1-7 of the Marriage Act, 1980 of the Kingdom of Bhutan by the Royal Court of Justice, District Court, Paro.

Issued under my hand and seal of the Royal Court of Justice, in accordance to Section 49 of the Civil and Criminal Procedure Code of Bhutan, on this [REDACTED] Day of the [REDACTED] Month of the Iron Male Rat year which corresponds to the [REDACTED] Day of [REDACTED], Two Thousand and Twenty.

(Judge's seal and sign)

（1）婚姻証明書（英語）対訳

[紋章]

ティンパー地方裁判所

王立司法裁判所

ティムスリム／NA（2020-） NP 様式-2

婚姻の確認

ブータン国民身分証明書番号■■■■■を保有する、（誕生日）生、■■■■地方■■■■地区■■■■■■■■■■村在住の■■■■■■■■■■氏（男性）と、ブータン国民身分証明書番号■■■■■を保有する、（誕生日）生、■■■■地方■■■■■■■■■■地区■■■■■■■■■■村在住の■■■■■■■■■■氏（女性）との婚姻の確認の嘆願書は、2020年■■月■■日付け登録番号■■■■■■■■■■として当裁判所において登録・審問された。

■■■■■■■■■■氏（男性）と■■■■■■■■■■氏（女性）は法的に婚姻関係にある夫婦であることが確認され、2020年■■月■■日付、1980年ブータン王国婚姻法 Kha 1-7 に基づき発行された婚姻証明書番号（02）により、ブータン王立裁判所、パロ地方裁判所正式に婚姻が締結されたことを証明する。

西暦2020年■■月■■日、鉄の雄の子年■■月■■日に、ブータンの民事・刑事訴訟法第49条に従い、私の手と王立司法裁判所の印章をもって発行する。

（裁判官の印章と署名）

(2) 婚姻証明書（ゾンカ語）



ཇོང་ཁག་ཁྲིམས་གྲི་འདུན་ལམ་།

DZONGKHAG COURT  
THIMPHU

། དཔལ་ལྷན་འབྲུག་པའི་ཁྲིམས་གྲི་འདུན་ལམ་།

ROYAL COURT OF JUSTICE

ཐེངས་ཁྲིམས་འཇོལ་བའི་ལོ་རྒྱུས་། ༢༠༢༠- [redacted]

འཕྲི་ཤིམ་གླེ་གྲུབ་། རིམ་༦༩།

མཉེན་སྲུང་ཆ་འཇོག་གཏེན་མཐུན་།

༢ དཔལ་ལྷན་གཏེན་མཐུན་ལྷན་མི་ལོ་མོ་གཏེན་གྲིམ་ ཁྲིམས་གྲི་འདུན་ལམ་ ལུག་མེ་བཤེར་ཡིག་དེ་ ཚུན་འཇོན་ལམ་། [redacted] འབྲུག་ལམ་ སྤྱི་ཚེས་ [redacted] ལུ་བཞོན་གྲུབ་།

༡. མེད་མིང་གསལ་བ་ [redacted] སྤྱི་ཚེས་ [redacted] མི་ཁྲུང་སྲི་དུའབྲུག་མི་ མི་ཚུ་ལའཕྲི་ཤིམ་ལམ་..... མི་ཁྲུང་སྲི་ལམ་གྱེར་ལམ་ [redacted] མ་མིང་ [redacted] མ་མིང་ [redacted] ལྷན་ལམ་ [redacted] ལྷན་ལམ་ [redacted] ལམ་ལམ་ [redacted] བུ་ལམ་ [redacted]

གཞུགས་ [redacted] ཞེད་འོག་ [redacted] ཇོང་ཁག་ [redacted]

༢. མེད་མིང་གསལ་བ་ [redacted] སྤྱི་ཚེས་ [redacted] མི་ཁྲུང་སྲི་དུའབྲུག་མི་ མི་ཚུ་ལའཕྲི་ཤིམ་ལམ་..... མི་ཁྲུང་སྲི་ལམ་གྱེར་ལམ་ [redacted] མ་མིང་ [redacted] མ་མིང་ [redacted] ལྷན་ལམ་ [redacted] ལྷན་ལམ་ [redacted] ལམ་ལམ་ [redacted] བུ་ལམ་ [redacted] ལམ་ལམ་ [redacted] ཇོང་ཁག་ [redacted]

(passport size photos of the couple pasted here)

**གསུངས་བཤུགས་།**

ཁྲིམས་གྲི་འདུན་ལམ་ལས་ མོང་གསལ་པའོ་མོ་གཏེན་པོ་ མཉེན་ཁྲིམས་ལམ་། ༡ མེད་པོང་མ་དོན་ལྷན་ བཏུ་ཤིས་རྒྱུ་བུ་ལམ་པའི་ཚོགས་ མཉེན་ལམ་དང་ཁྲིམས་སྤྱི་ལམ་ དང་ཆད་ཀྱང་མཉེན་པའི་ལྷིག་ མི་ཚེ་ལོ་མཚུངས་ཚོགས་མི་འཕྲུག་ལམ་ མི་ཚེ་དེ་མཚུངས་པའི་དེ་དོན་བུ་དོར་ལོང་སྲོལ་ལྷན་ལམ་ ཚོགས་པའི་ཏྲུག་པ་དང་ཏྲུན་འབྲེལ་གྲི་སློབ་ལམ་ འདི་དེར་ནས་བཤུངས་ལྷོ་གཏེན་སྲོལ་ལམ་ ཆ་འཇོག་གྲུབ་པ་བཅས་ ལྷན་པའོ་ ལྷོ་མེད་ཚེས་ [redacted] ལུ་བཤུགས་ སྤྱི་ཚེས་ [redacted] ལུ་ དཔལ་ལྷན་འབྲུག་པའི་ཁྲིམས་གྲི་བཀའ་བཏུ།

(Judge's seal and Sign)

（2）婚姻証明書（ゾンカ語）対訳

司法裁判所	ティンプー地方裁判所
	
ブータン王立裁判所	
ティンプー法務局／NA[2020-■月■日]	
記載書記[eche_49] 婚姻証明書	
以下	
これは男女2名が法的に婚姻していることが婚姻証明書番号（02）[■日付 ■]に 登録されていることを証明するものである。	
1. 男 名前	CID 番号■■■■■■を所有、生年月日■村■郡■県
2. 女 名前	CID 番号■■■■■■を所有、生年月日■村■郡■県 の住民がこの裁判所で婚姻登録番号■■■■を 2020年■月■日にて登録した。
婚姻関係の夫婦であることを法的に西暦■年■月■日付け婚姻証明書番号（02）日付■■■に よってブータン王国の1980年婚姻法 Kha 1-7 に従い、王国司法裁判所パロ地方裁判所で発 行されたものである。	
パスポートサイズ写真添付	
この証明書はブータンの民事・刑事訴訟法第49条に従って、本官が手元で国裁判所の官 印を日付 (庚子) 西暦 ■にて発行した。	
裁判官の印鑑と署名	

(3) 出生証明書 (英語)

འབྲུག་རྒྱལ་ཁབ་རྒྱུག་གཞུང་།  
འཛིགས་མེད་དོ་ཇེ་དབང་ཕུག་རྒྱལ་ཡོངས་གཙོ་བོ་སློན་སྐྱོན་ཁང་།  
ཐིམ་ཕུག་ 18592

ROYAL GOVERNMENT OF BHUTAN  
JIGME DORJI WANGCHUCK NATIONAL REFERRAL HOSPITAL  
THIMPHU : BHUTAN

186  
BIRTH CERTIFICATE

F. No. JDWNRH/ADM-23/ Date: 14/09/2021

This is to certify that Mr./Ms. [redacted] son/daughter  
of Mr. [redacted] and Mrs. [redacted] of  
Village [redacted] and Geog [redacted]  
Dzongkhag [redacted] was born on [redacted] as per  
the hospital record/ Census record/ Road to Health Card.

THIMPHU  
BHUTAN  
JDWNRH

(Medical Director/ Superintendent)  
JDWNRH - Thimphu  
Medical Superintendent  
Jigme Dorji Wangchuck  
National Referral Hospital  
Thimphu : Bhutan

(3) 出生証明書（英語）対訳

[紋章]	
ブータン王国政府 ジグメ・ドルジ・ワンチュク 国家委託病院 ティンプー：ブータン	
186	
出生証明書	
F. No. JDWNRH/ADM-23/	日付 ■年 ■月 ■日
■■■■■■■■ 県（Dzongkhag） ■■■■■■■■ 地域区画（Gewog） の ■■■■■■■■ 村（Village） の、 ■■■■■■■■ 氏（男性） と ■■■■■■■■ 氏（女性） の息子／娘である ■■■■■■■■ 氏（Mr./Ms.） は、本院の記録／国勢調査記録／Road to Health カードのとおり、 ■年 ■月 ■日に出生したことをここに証明する。	
	医務局長／最高責任者 （自筆書名）
病院の丸印	
	ジグメ・ドルジ・ワンチュク 国家委託病院 ティンプー：ブータン 医局最高責任者

(4) 養子縁組証明書 (英語)



ཇོང་ཁག་གི་འདུན་པ།  
DZONGKHAG COURT  
THIMPHU

༄། དབལ་ལྷན་འབྲུག་པའི་གྲོ་འདུན་པ།  
ROYAL COURT OF JUSTICE

Thimthrim/NA( )

**TRANSLATION OF ADOPTION CERTIFICATE**

Master [redacted] born to Mr. [redacted], holder of Bhutanese Citizenship Identity Card No. [redacted] of [redacted] Village, [redacted] (Gewog) under [redacted] Dzongkhag and Ms. [redacted], CID No. [redacted] has been formally given in adoption to Mr. [redacted], holder of Bhutanese Citizenship Identity Card No. [redacted] and Mrs. [redacted], holder of Bhutanese Citizenship Identity Card No. [redacted]. The matter was registered and heard by the Court under Miscellaneous Hearing Registration No. [redacted] on [redacted].

It is hereby affirmed that Mr. [redacted], holder of Bhutanese Citizenship Identity Card No. [redacted] and Mrs. [redacted], holder of Bhutanese Citizenship Identity Card No. [redacted] has committed to afford Master [redacted] a decent upbringing for the full and harmonious development of his personality and has undertaken that Master [redacted] shall be Their child as if born to Their and be entitled to full benefits as applicable to natural born children in accordance with the laws of Kingdom of Bhutan.

Therefore, in the best interest of the child, Mr. [redacted], holder of Bhutanese Citizenship Identity Card No. [redacted] and Mrs. [redacted], holder of Bhutanese Citizenship Identity Card No. [redacted], has legally adopted Master [redacted], the adoption certificate being issued vide Registration No. [redacted] dated [redacted] issued by the District Court, Thimphu.

Issued in accordance with Section 49 of the Civil and Criminal Procedure Code of Bhutan, 2001 under my hand and seal of the Royal Court of Justice, Thimphu, Kingdom of Bhutan on the [redacted] Day of the [redacted] Month of the Water Female Rabbit year which corresponds to the [redacted] Day of [redacted], Two Thousand and [redacted].

(Judge's Seal and sign)

（4）養子縁組証明書（英語）対訳

[紋章]

ティンパー地方裁判所

王立司法裁判所

ティムスリム/NA (2020-)

養子縁組証明書の翻訳

ブータン国家身分証明書番号■■■■■■を保有する、(誕生日) 生、■■■■県■■■■  
■■■■郡■■■■■■■■村在住の■■■■■■■■氏（男性）と、ブータン国家身分証明書番号  
■■■■■■■■を保有する、(誕生日) 生、■■■■県■■■■■■■■郡■■■■■■■■村在住の■■  
■■■■■■■■氏（女性）との間に生まれた、男児■■■■■■君は、正式にブータン国家身  
分証明書番号■■■■■■を保有する■■■■■■■■氏（男性）と、ブータン国家身分証明  
書番号■■■■■■を保有する■■■■■■■■夫人の養子として与えられた。本件は登録番  
号■■■■■■■■として当裁判所において登録・審問された。

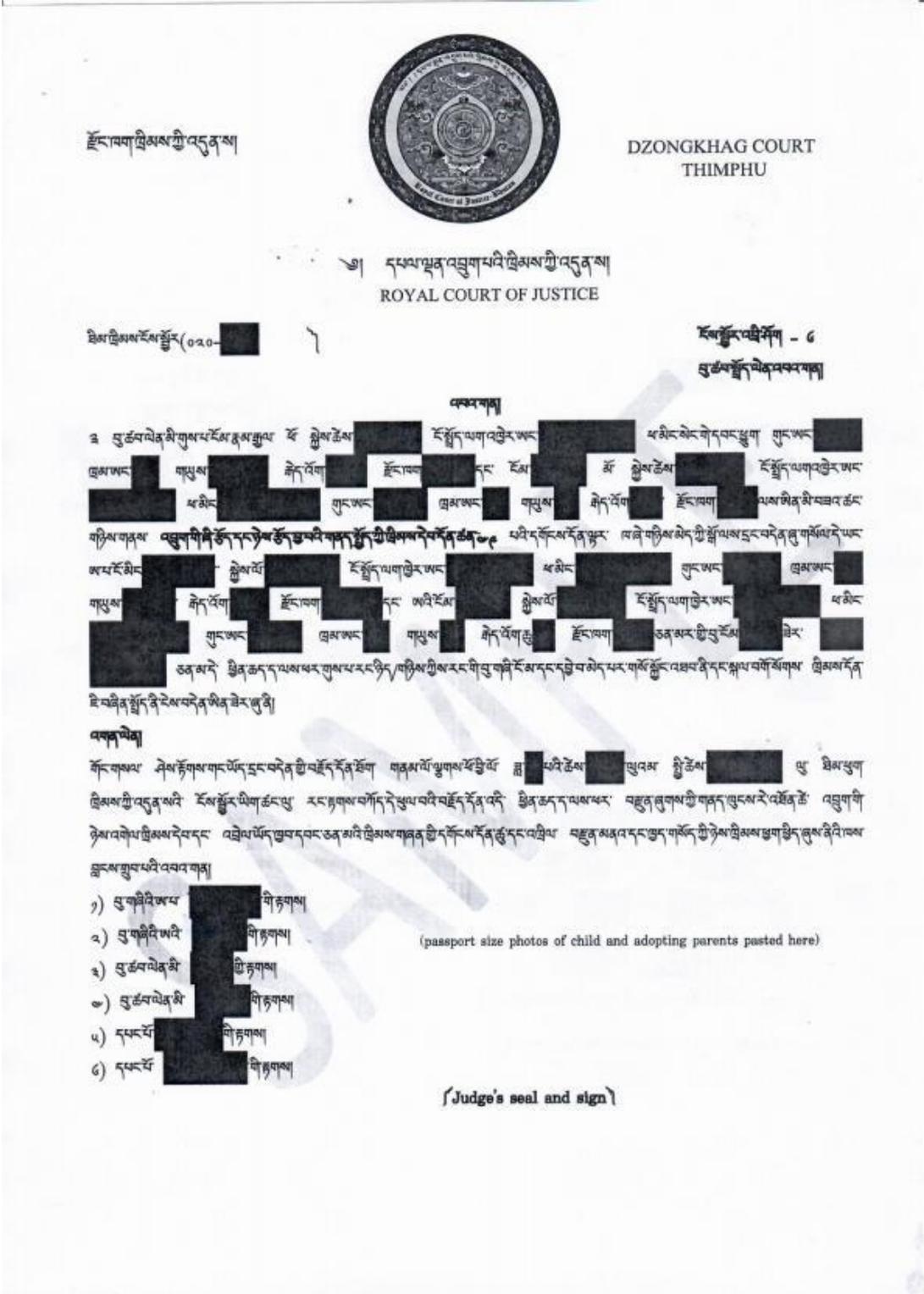
ここに、正式にブータン国家身分証明書番号■■■■■■を保有する■■■■■■■■氏  
（男性）と、ブータン国家身分証明書番号■■■■■■を保有する■■■■■■■■夫人は、  
■■■■■■■■君の人格の完全かつ調和のとれた発達のために適切な養育を行い、生まれな  
がらに両者の間に生まれた子として迎え入れ、ブータン王国の法令に従い、彼らの実子  
が享受する全ての恩恵を享受する権利を有することを約束したことを確認する。

したがって、子の最善の利益を考慮して、ブータン国家身分証明書番号■■■■■■を  
保有する■■■■■■■■氏（男性）と、ブータン国家身分証明書番号■■■■■■を保有す  
る■■■■■■■■夫人はティンパー地方裁判所が発行した登録番号■■■■■■■■の養子縁  
組証明書をもって、法的に■■■■■■■■君を養子とした。

西暦 200■■年■■月■■日と対応する水雄子年■■月■■日に、ブータンの民事・刑事訴訟法  
第 49 条に従い、私の手と王立司法裁判所の印章をもって、ブータン王国ティンパーの  
王立司法裁判所で発行された。

（裁判官の印章と署名）

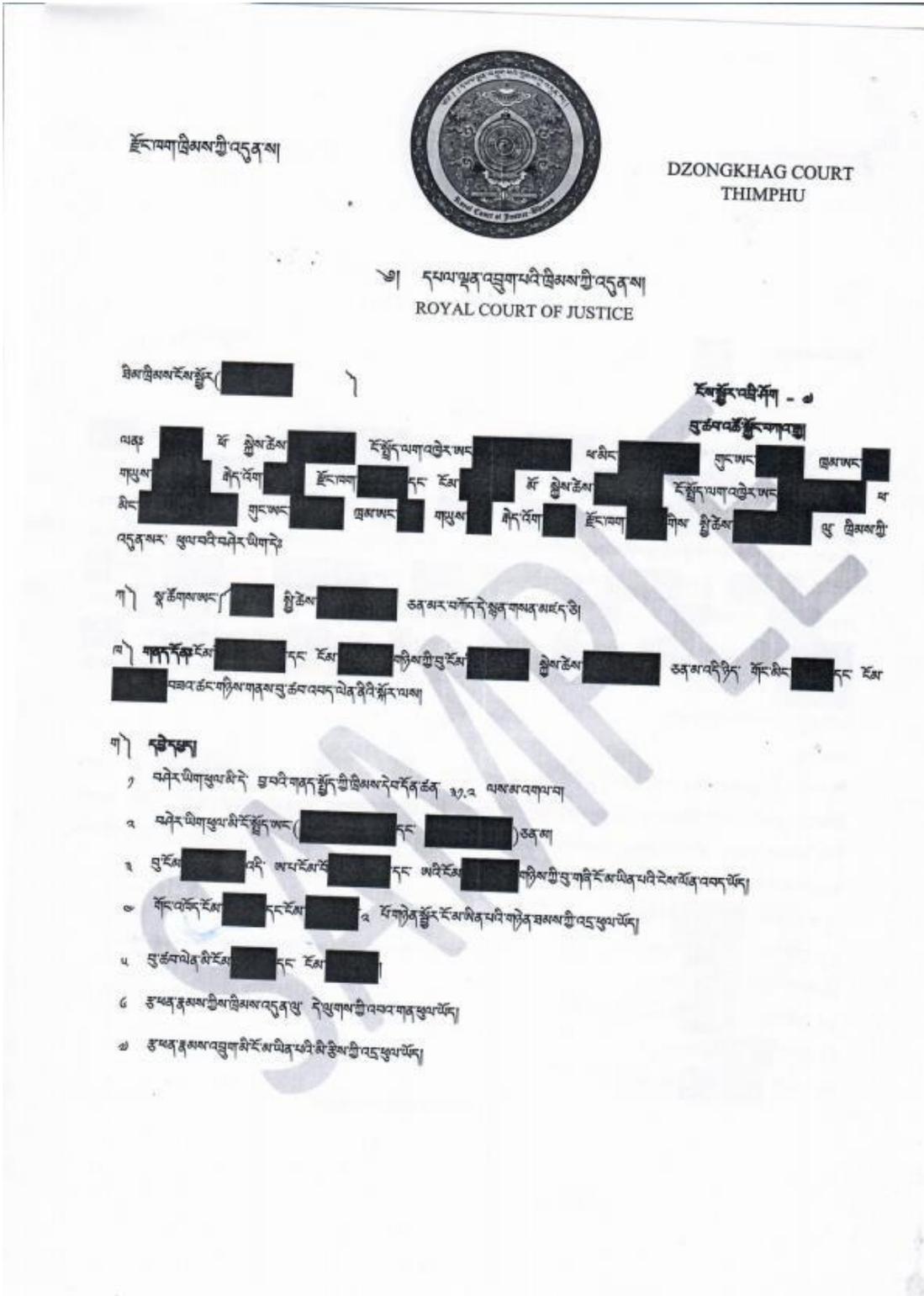
(5) 養子縁組証明書 (その1) (ゾンカ語)



（5）養子縁組証明書（その1）（ゾンカ語）対訳

司法裁判所  法務証明（020－番号）	ティンプー地方裁判所													
 <p>ブータン王立裁判所 宣誓供述書</p>														
<p>3.男子代理人 ナムギェルと称す者</p> <p>夫■[生年月日] 番号[■番号] 父名 センゲ・ワンチュク 国家身分証明書[■] 本籍■[本籍地]村 [■村の地名]郡[■地名]県[■地名]</p> <p>妻 ■年月日■代理人■ 番号■父名■[]番号■ 村[■村の地名]郡[■地名]県[■地名]母名[■] 国家 身分証番号■■■父名[■]国家身分証番号■番号■村[■村の地名]郡[■地名]県の両名により家を離れ た。</p> <p>この2名はブータン市民保安防犯局法務課 89により管理登記されている。</p> <p>もしもこの2名抜きによって窓口（業務）で同等に申し出があった場合は父（※訳注：実の父か？） 名[■] 生年■、身分証[■国家身分証明書番号]、夫名[■]、生年■、身分証[■国家身分証明書番号]、本籍 地■郡[■地名]県[■地名]及び父名[■]、生年■、身分証[■国家身分証明書番号]、本籍地■郡[■地名]県[■地 名]を明示し、その後、これより超えた自身／2人の男子の基本事実及び別離なく養育を成し、また善 き双方によるものである等、法律に沿った個人証明書類を申請人に申し付けるものである。</p> <p><b>前提</b></p> <p>上記 全て理解（了解）をもって庚子■月の■日（西暦■）にティンプー法務局で文書記録され自署登 録の標記をいたしました。この日より仲裁（※議論）に重要な理由を記入しました。本国罰則全書及び 効力のある関連法令その他法律を誠実に遵守することを申し上げます。</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1) 男子の父■</td> <td style="width: 30%;">の署名</td> <td rowspan="6" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;">写真貼り付け</td> </tr> <tr> <td>2) 男子の母■</td> <td>の署名</td> </tr> <tr> <td>3) 男子代理人■</td> <td>の署名</td> </tr> <tr> <td>4) 男子代理人■</td> <td>の署名</td> </tr> <tr> <td>5) 証人■</td> <td>の署名</td> </tr> <tr> <td>6) 証人■</td> <td>の署名</td> </tr> </table>	1) 男子の父■	の署名	写真貼り付け	2) 男子の母■	の署名	3) 男子代理人■	の署名	4) 男子代理人■	の署名	5) 証人■	の署名	6) 証人■	の署名	
1) 男子の父■	の署名	写真貼り付け												
2) 男子の母■	の署名													
3) 男子代理人■	の署名													
4) 男子代理人■	の署名													
5) 証人■	の署名													
6) 証人■	の署名													
裁判官の印と署名														

(5) 養子縁組証明書 (その2) (ゾンカ語)



（5）養子縁組証明書（その2）（ゾンカ語）対訳<sup>98</sup>

地方司法裁判所

ティンプー地方裁判所

法務証明（■）

証明書-7

養子縁組判決



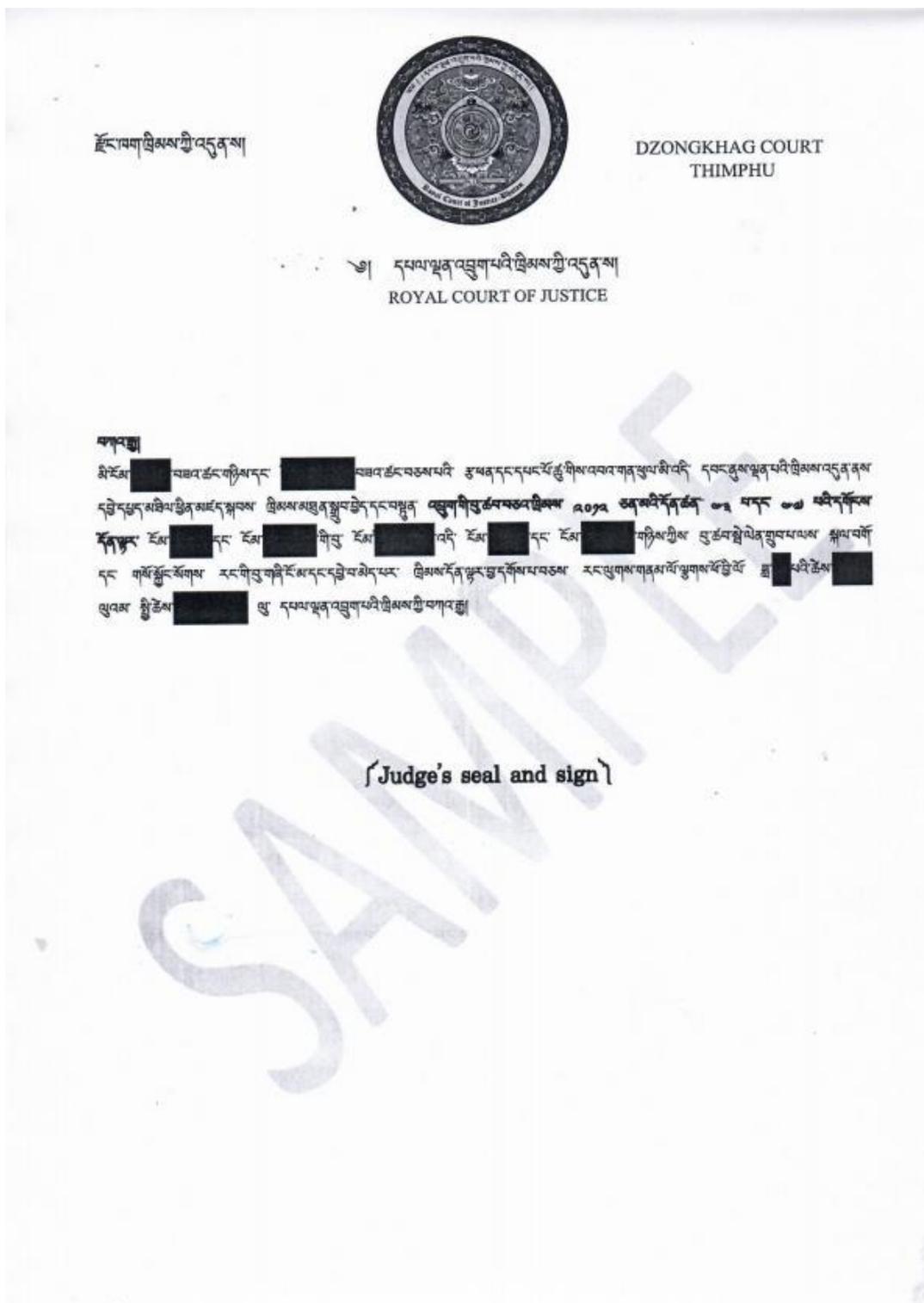
ブータン王立裁判所

回答：父 生年月日■年■月■日、国家身分証明書番号■■■■■■、父名■番号■居住地番号■ブロック番号■本籍■■■県■■■村、及び母 生年月日■年■月■日、国家身分証明書番号■■■■■■、父名■番号■居住地番号■ブロック番号■本籍■■■県■■■村は、西暦■年■月■日、司法裁判所によってこれを記録した。

- イ) 属性番号【■西暦（■年■月■日）と】記録が残されている（※耳に入っている）。
- ロ) 理由 呼称■■■■■と呼称■■■■■の2名の男子 呼称■生年月日■と記録され、彼の名は■と家族両家より養子縁組を結んだ。
- ハ) 分析
  - 1) 嘆願書の重要な理由は法律 31.2 より見いだせる。
  - 2) 嘆願書証明番号（■■■及び■■■■）に記録されている。
  - 3) この男子[呼称■■■■]は実父の呼称■■■及び母の呼称■■■2人の実子であった。
  - 4) 彼は前述の理由で呼称■■■及び呼称■■■、父は過去に婚姻があり婚姻証明も有している。
  - 5) 男子養子は呼称■及び呼称■である。
  - 6) 一家は同様な一連による法律からしても記録に有す（※過去の事例がある（意識））。
  - 7) 一家は以前よりブータン人であったことは相違なしである。

<sup>98</sup> 訳注 対訳の「呼称」は「氏名」に該当するが、姓については第2部第2章1（1）エで記載のとおりのため、この訳語を充てた。また、「名前」に該当するゾンカ語は「名」と訳した。

(5) 養子縁組証明書（その3）（ゾンカ語）



（5）養子縁組証明書（その3）（ゾンカ語）対訳

地方司法裁判所



ブータン王立裁判所

判決

呼称■という者は2家族の■家族として結ばれ、一家と後見により宣誓供述がなされ、（養育）能力を持つと裁判所からの判決はよしとされた。活動の時間。合法的な証拠及び適合は**2012年ブータン王国養子縁組法の第43条及び第47条の規定にある。**

呼称■及び呼称■の男子（※実父母名）その呼称■（※養子）は呼称■及び呼称■2名により養子縁組を成立させることによって分配は財産・農地など元の実子と4人で分け隔てなくすべしと裁判所より要請する。

ブータン暦 庚子年 ■月の■日 西暦[2020年■月■日] ブータン王立裁判所判決

裁判官の署名と印

(6) 氏名変更証明書 (英語)



ཚོང་ཁག་ཁྲིམས་ཀྱི་འདུན་ས།

DZONGKHAG COURT  
THIMPHU

༄ དབལ་ལྷན་འབྲུག་པའི་ཁྲིམས་ཀྱི་འདུན་ས།  
ROYAL COURT OF JUSTICE

Thimthrim/NA(2020/ ) )

**To Whom It May Concern**

This is to certify that Mrs. [redacted] holding Citizenship Identity Card No. [redacted] d/o Mrs. [redacted] has been reflected as Mrs. [redacted] d/o [redacted] in Marriage Certificate no. [redacted] dated [redacted] is one and the same person as per the record maintained by the Department of Civil Registration and Census, Ministry of Home and Cultural Affairs, Royal Government of Bhutan dated [redacted]

Issued under my hand and seal of this Court in accordance to **Section 49 of the Civil and Criminal Procedure Code of Bhutan** on this [redacted] Day of [redacted] Two Thousand and Twenty.

(Judge's Seal and Sign)

Sample

（6）氏名変更証明書 （英語）対訳

<p>[紋章]</p>
<p>ティンプー地方裁判所</p>
<p>王立司法裁判所</p>
<p>ティムスリム/NA (2020-)</p>
<p>関係者各位</p>
<p>ブータン国民身分証明書番号■■■■■■■を保有する、(誕生日) 生、■■■■■■■ 氏と登録番号■■■■■■■、■■■■■■■付けの婚姻証明書に■■■■■■■氏とされ ている人物は、ブータン政府が■年■月■日付けで内務文化省市民登録・国勢調査局 が保持している記録により、同一の人物であることをここに証明するものである。</p>
<p>西暦 2020 年■月■日に、ブータンの民事・刑事訴訟法第 49 条に従い、ここに証明 する。</p>
<p>(裁判官の印章と署名)</p>

（7）国家身分証（CID）カード



（7）国家身分証（CID）カード：記載事項対訳  
表

ブータン王国	
国家身分証カード	
顔写真	名前（ゾンカ語表記）
	名前（英文表記）
	性別
	生年月日
身分証 ID 番号	
顔写真	

裏

顔写真	発行日：
	有効期限：
	世帯番号：

## 第4部 資料編（関係法令集）

### 婚姻法<sup>99</sup>（1980年施行、1996年（改正）、2009年（改正）<sup>100</sup>）

#### 第1章

##### 婚姻契約の手續 婚姻法の適用性

###### Kha 1-1

ブータン国王陛下を除き、全てのブータン国民及びブータンに居住するその他の者は、その身分に関わらず、婚姻に関する事項についてこの婚姻法に定める規定に従わなければならない。

##### 互いに婚姻する権利

###### Kha 1-2

本法 Kha 1-10 及び Kha 1-11 で定義されている、婚姻が許されない、又は婚姻の締結が禁止される場合を除き、人は、身分、カースト、財産、容姿に関わらず、婚姻を締結する者がその婚姻に明示的に同意を表明しているならば、誰とでも婚姻する権利を有する。

##### 夫婦が婚姻証明書を取得する際の規則

###### Kha 1-3

慣習的な儀式や儀礼に従って、又は婚約や恋愛の末に婚姻が成立した場合、そのような婚姻を有効にするためには、地元の裁判所から婚姻証明書（NYEN-THAM）を取得しなければならない。本法 Kha 1-9 により婚姻証明書の取得が免除される 1963 年以前に婚姻した夫婦を除き、それ以降に婚姻した夫婦は全て、以下 Kha 9-1 で規定する所定の罰金を支払い婚姻証明書を取得した場合に限り、離婚に際して財産を請求する権利を有する（1957 年 最高法（Thrimzhung）Kha 1-9 の補遺）。

<sup>99</sup> 英語版を参照。以下、第4部の資料編について同じ。

<sup>100</sup> 1980年ブータン婚姻法に、1996年ブータン婚姻（改正）法、及び2009年ブータン婚姻（改正）法を反映した。

1996年改正法（1996年7月19日施行）では、1980年婚姻法の Kha 1-17、Kha 1-18 と Kha 3-9 を廃止（第2条）、Kha 1-19、Kha 3-1、Kha 4-1、Kha 5-1、Kha 7-3 (1)及び Kha 8-1 (3)を改正した。

2009年改正法（2010年3月15日施行）では、Kha 7-2、Kha 7-6(2)、Kha 7-6(3)、Kha 8-6、Kha 8-7(1)(2)、Kha 8-8(1)、Kha 8-17 及び Kha 8-24(1)(2)を改正した。

## 裁判所から婚姻証明書を取得する手続

### Kha 1-4

婚姻証明書を取得するために裁判所に出頭する夫婦は、新郎に男性1名と新婦に女性1名を証人（sureties）として裁判所に同伴しなければならない。裁判所は証人から Kha 1-5 に規定する文書の提出を受ける。その後、裁判所は、当該カップルが婚姻資格を有するか否か、婚姻法の規定に抵触するか否かについて判断するものとする。婚姻を締結することによって、前述の規定に反しない場合、そのカップルは夫と妻として認められ、裁判所は別表に定める「Kha」の様式及び方法で定められた婚姻証明書を付与しなければならない。

## 婚姻を結ぶ夫婦の証人となる者の責任

### Kha 1-5

証人として立つ者は、新婦又は新郎<sup>101</sup>となろうとする者が以前に婚姻を結んでいたことがないか、また、この婚姻を結ぶことによって婚姻法に定められた規定に反することにならないかどうかを十分に調査する義務がある。その後、証人は別表に定める様式及び方法「Kha」で規定される宣言書に記入し、署名又は拇印を押印し、裁判所に提出しなければならない。ただし、そのような申告書を提出した後に、婚姻法の規定に違反していることが判明した場合、この法律の関連条項に規定されている罰則及び罰金を科す。

## 裁判所に出頭できない場合の婚姻証明書取得手続

### Kha 1-6

やむを得ない事情で婚姻当事者のどちらかが婚姻証明書を取得するために裁判所に物理的に出頭できない場合、そのようなカップルは地元の村長（GUP）を通じて婚姻証明書を取得することができる。

そしてGUPは、前述のKha 1-5に規定された書式と方法で徹底的に調査を行い、その後、新郎新婦及び証人と共に、別表に規定された「Ga」の書式と方法で規定された同意書を作成、転送状を添えて裁判所に提出しなければならない（木辰年（西暦1964年）11月<sup>102</sup>に開催された第21回国民議会第2号議案の決議の補遺）。

<sup>101</sup> 訳注：原文 Bride or Bridegroom

<sup>102</sup> ブータンではチベット暦の一種であるブータン暦を採用している。年の呼び方は5つの要素（木、火、土、金、水）と12の動物を組み合わせ、60年間で1週のラブジュン（Rabjung）と呼ばれるサイクルで年を表す（日本の60干支と対応する）。第1ラブジュンは西暦1027年から開始し、2024年は第17ラブジュンの38年、木辰年（Wood-dragon year）と呼ばれる。法律や裁判所の文書など公的文書ではブータン暦が使用されていることが多い。本報告では、年についてのみ西暦を併記している。

### 所定の規則に従って結ばれた婚姻に対する異議の無効

#### Kha 1-7

夫婦が証人と共に裁判所に出頭し、裁判所が調査の結果、当該夫婦が婚姻法に規定されたいかなる規定にも違反していないと完全に判断した場合、当該夫婦に対して婚姻証明書が発行される。この場合、当該有効な婚姻に対するほかの者からの異議申立ては認められない。ただし、新郎新婦は婚姻証明書について定められている発行手数料をそれぞれ裁判所に納付しなければならない。

### 夫婦の法的婚姻関係の認定

#### Kha 1-8

婚姻が成立してからの経過年数に関わらず、法的に夫婦として認められるのは、裁判所から婚姻証明書を取得した日からである（1957年 Thrimzhung Kha 1-5 の改正）。

### 婚姻証明書が発行されていない夫婦の法的な婚姻関係の認定

#### Kha 1-9

第16 ラブジュンの水卯年（西暦1963年）以降に婚姻するカップルは、Kha 1-3の規定に従わなければならない。  
ただし、同年以前に婚姻証明書を取得せずに婚姻を結んだカップルも、法律上の夫婦として認められる（木辰年（西暦1964年）開催の第21回国民議会決議2の補遺）。

### 血縁者間で結ばれた伝統的な婚姻の無効

#### Kha 1-10

村ごとに異なる地域の慣習に従って行われる許可された血族及び姻族の間の伝統的な婚姻は、本法の施行に伴い廃止される。これに反する場合は、本法 Kha 9-10<sup>103</sup>に定める規定に従って処理される。

### 未成年者の婚姻の制限

#### Kha 1-11

本法 Kha 1-14 までに規定する未成年者間の伝統的な婚姻の実施も、本法の施行に伴い廃止される。これに違反した場合は、本法 Kha 8-20 の規定に従って処理される。

---

<sup>103</sup> 訳注：原文ママ

## 国外に逃亡した者の妻又は夫に対する婚姻証明書の発行に関する規定

### Kha 1-12

国外に逃亡した者の妻又は夫が、再婚のために婚姻証明書を取得しようとする場合、裁判所は当該婚姻証明書を発行する権限を有する。しかし、逃亡した者が出国していない場合、婚姻証明書の発行は、その者が逃亡した日から1年を経過するまで保留される。

## 血縁者間の婚姻（ONGCHA-PHOKPA）に対する婚姻証明書の交付制限

### Kha 1-13

本法 Kha 1-10（1957年 Thrimzhung 1-3 参照）に規定される村独自に許可された親族・姻族間の伝統的婚姻については、裁判所は婚姻証明書を交付しない。

## 未成年者の婚姻に対する婚姻証明書交付の制限

### Kha 1-14

前述の Kha 1-11 に規定された未成年者の婚姻の制限に伴い、18歳に達しない男子及び16歳に達しない女子との婚姻は、満年齢に達していないとみなされるため婚姻証明書は交付<sup>104</sup>されない（1957年 Thrimzhung Kha 1-2 の改正）。

## 不品行により3回離婚した者に対する4回目の婚姻証明書交付の制限

### Kha 1-15

度重なる不品行を理由に配偶者から3回離婚された男性又は女性が裁判所から3回別の場合に婚姻証明書を取得している場合、4回目の婚姻をしても婚姻証明書は交付されない（1957年 Thrimzhung Kha1-4 参照）。

## 補償金を3回支払った者に対する婚姻証明書交付の制限

### Kha 1-16

婚姻当事者の一方が、度重なる不品行により3回にわたり補償金（GAWO）を支払っている場合、その当事者には4回目の婚姻契約時に婚姻証明書は交付されない。

## 複数の夫を持つ女性に対する婚姻証明書の1件の交付制限

### Kha 1-17

[1996年改正により廃止<sup>105</sup>]

<sup>104</sup> 訳注：本法の翻訳において grant を交付、issue を発行と訳出した。

<sup>105</sup> 廃止前の Kha 1-17：「女性は法律上1人の夫としか婚姻できないところ、1人を超える夫との婚姻証明書は発行されない。」（1957年 Thrimzhung Kha1-12 参照）

### 離婚証書の提出がない場合の婚姻証明書の交付制限

#### Kha 1-18

[1996年改正法により廃止<sup>106</sup>]

### 先配偶者の同意なしに再婚することの制限

#### Kha 1-19

裁判所は、先配偶者が次のいずれかに該当する場合を除き、後婚の婚姻届を受理しない。

(Ka) 本人が裁判所に出頭し、後婚に対する明示的な同意を確認するか、又は

(Kha) 署名し証明した後婚に対する明示的な同意を与える同意書を提出する場合。

[1996年改正法により改正<sup>107</sup>]

### 夫又は妻の死後1年以内の別の婚姻証明書の交付制限

#### Kha 1-20

夫又は妻が死亡し、生存している妻又は夫が再婚しようとする場合、裁判所は死亡した夫又は妻の死亡日から1年を経過するまで婚姻証明書の発行を保留する（1957年 Thrimzhung Kha 1-8 参照）。

### 夫婦が法律上の婚姻関係を認められない根拠

#### Kha 1-21

本法 Kha 1-12 から Kha 1-20 までに規定する理由を除き、その他の理由で裁判所から婚姻証明書を取得できない夫婦が婚姻した場合、その夫婦は法律上の夫婦とは認められない。

### 法律上の婚姻関係にない夫婦が離婚した場合の財産に関する請求権

#### Kha 1-22

互いのために負担した支出に対する請求について、本法 Kha 6-8<sup>108</sup>の規定に基づいて処理されることを除いて、法律上の婚姻関係にない夫婦が離婚した場合に

<sup>106</sup> 廃止前の Kha 1-18 : 「別の婚姻を結ぶために裁判所から婚姻証明書を取得しようとする夫又は妻は、前妻又は前夫との間で締結された離婚証書 (YIK-THI) が裁判所に提出されない場合、婚姻証明書を付与されない。」 (1957年 Thrimzhung Kha 1-7 の改正)

<sup>107</sup> 改正前の Kha 1-19 : 「夫が別の婚姻を結ぶために裁判所から婚姻証明書を取得しようとする場合、その婚姻への同意を示すため、その前妻を裁判所に出頭させなければならない。前妻が裁判所に出頭することができない場合、夫は前妻の自筆の同意書を裁判所に提出しなければならない。そのような同意が前妻から得られない場合、裁判所は次の婚姻の婚姻証明書を交付しない。」 (1957年 Thrimzhung Kha 1-9 参照)

<sup>108</sup> 訳注：原文に Kha 6-8 が確認できなかった。

は、法律上の婚姻関係にある夫婦間の離婚に規定される権利及び特権に従って財産を請求する権利はない。

### 酌量の余地のある3回の離婚をした者に4回目の婚姻証明書を与える権利

#### Kha 1-23

本法 Kha 6-7<sup>109</sup>から Kha 6-15 までに規定する事由により、夫又は妻が何度も裁判所に離婚証書を請求することを余儀なくされ、さらにその夫又は妻が3回以上婚姻証明書を交付された場合であっても、裁判所は必要に応じて、婚姻当事者のいずれか一方に更に婚姻証明書を授与する権限を有し、その夫又は妻がその後締結した婚姻は、法律上の夫婦の婚姻として認められる。

### 両親によって強制的に離婚させられた夫婦に、別の婚姻証明書を与える権利

#### Kha 1-24

夫又は妻が、両親の強要が原因で、かつ婚姻当事者のいずれか一方の不合理的な行動のためではなく、3回にわたって自分名義の婚姻証明書を取得することを余儀なくされた場合、夫又は妻が3回以上離婚を求めたことがあっても、裁判所はいずれか一方にその後の婚姻のための婚姻証明書を与える権限を有し、そのような婚姻は裁判所によって認められるものとする。

### 婚姻証明書に基づく請求の制限

#### Kha 1-25

裁判所による婚姻証明書の付与は、婚姻の合法性を証明する文書に過ぎず、それに基づいて株式や財産などを請求することはできない。

## 第2章

### 非ブータン人との婚姻

#### Kha 2-1

ブータンの内外に居住する非ブータン人と婚姻関係を結ぼうとするブータン国民が、婚姻証明書を取得するために裁判所に出頭する場合、夫婦の保証人となっている2名のうち1名はブータン国民であり、かつ裁判所が認める人物でなければならない。その後、この件は Kha 1-5 の規定に従って処理される（1957年 Thrimzhung Kha2-2 参照）。

<sup>109</sup> 訳注：原文に Kha 6-7、Kha 6-8 が確認できなかった。

## ブータン国民と婚姻する非ブータン人の社会的伝統の採用と国籍法の遵守

### Kha 2-2

ブータン国籍を取得又はブータンに居住しようとするブータン国民の非ブータン人の妻又は夫は、国籍法の規定に従い、政府が随時公布する規則に基づいてブータンの伝統的な慣習及び儀礼を採用しなければならない。

## ブータン人と婚姻する者が遵守すべき規則

### Kha 2-3

ブータン国籍の取得の意思の有無に関わらず、ブータン人の妻又は夫を持つ非ブータン人は、本法の次項以下の条項に従わなければならない。

## 非ブータン人と婚姻する公務員の昇進の制限

### Kha 2-4

非ブータン人と婚姻したブータン国籍の公務員は、1977年6月11日又は非ブータン人と婚姻した日と同じ階級にとどまるものとし、それ以上の昇進の権利はないものとする。また、そのような者は、ジュニア・ラブジャム（ラムジャム・ウォマ）以上の階級に就くことが制限される。

## 非ブータン人との婚姻による社会的地位の上昇制限

### Kha 2-5

非ブータン人と婚姻したブータン国民は、1977年6月11日又は非ブータン人と婚姻する前と同じ社会的地位にとどまるものとし、そのような者は非ブータン人との婚姻の日又は1977年6月11日以前よりも重要性の高い地位を与えられてはならない。

## 非ブータン人と婚姻した国民の外務・防衛業務への就労制限

### Kha 2-6

ブータン政府の国防省又は外務省に雇用されているブータン国民が非ブータン人と婚姻した場合、そのブータン国民は同省を解雇される。また、非ブータン人と婚姻したブータン国民は、上記の省庁のいずれにも雇用されないものとする。

## 非ブータン人と婚姻した場合の、国民に与えられる特権享受の制限

### Kha 2-7

ブータン国民は、その身分に関わらず、非ブータン国民との婚姻後、以下のような特権やその他の便益を享受することが制限される。

- (ka) 土地の割り当て（KIDU）
- (kha) 現金ローン
- (ga) 畑や土地の種、耕牛
- (nga) 畜産省から与えられる牛や家畜
- (cha) 外国での医療行為
- (chha) 工房、貿易、産業のための資本

#### 非ブータン人と婚姻した者の就学や研修の特権の制限

##### **Kha 2-8**

ブータン国籍の者が、ブータン国籍でない者と婚姻し、政府の後援の下、研修や教育を受けている場合、以下の特権の享受は制限される。

- (ka) 外国での研修のために政府から援助を受けることの制限
- (kha) このような婚姻が行われた日以降の学業及び研修のために支給された政府補助経費は直ちに取消されるものとする。
- (ga) そのような婚姻をするまでに政府が支給した学費や研修費は返還されなければならない。
- (nga) ブータン政府は、非ブータン人と婚姻を結んだブータン国籍の学生を派遣していた先の国に対し、同学生に与えている就学や研修のための費用援助を打ち切るよう通告を送るものとする。

#### 非ブータン人と婚姻するブータン人の宗教

##### **Kha 2-9**

ブータンに居住するブータン国民と婚姻した非ブータン人は、ブータンの国教に帰依することを除き、ほかの宗教を布教したり、新しい宗教を導入したりすることを固く禁じる。

#### ブータンに居住している非ブータン人がブータン人と婚姻した場合の慣習の採用と政府の法の遵守

##### **Kha 2-10**

ブータン国民と婚姻した非ブータン人が、ブータン国内に居住する意思がある場合、その者がブータン国籍を取得するか否かに関わらず、既存の伝統と慣習を採用し、政府の法律及び政府が公布したその他の法律を遵守しなければならない。

## ブータン人と婚姻する非ブータン人による、婚姻法の遵守

### Kha 2-11

ブータン国民と婚姻した非ブータン人は、自らがブータン国籍を取得しているか否かに関わらず、婚姻に関するあらゆる事柄を処理する際に、この婚姻法に定められた規則や規定を遵守しなければならない。

## 第3章

### 夫又は妻が不貞行為に関与したことによる補償金（GAWO）の支払

#### 補償金請求に関する規則

##### Kha 3-1

誰かが既婚者と不貞行為を犯した場合、その者は被害を受けた配偶者に対し、賃金相場のチャトリム（Chathrim for wage rate）に従い算出された国家日当で、次の額の補償金（GAWO）を支払わなければならない：

（Ka）婚姻期間が3年を超えない場合は3か月分

（Kha）婚姻期間が7年を超えない場合は5か月分

（Ga）婚姻期間が7年を超える場合は7か月分

[1996年改正法で改正<sup>110</sup>]

#### 妻に支払われる補償金に関する規定

##### Kha 3-2

女性が既婚男性と駆け落ちした場合、その女性はその男性の妻に対して、前項に規定されている補償金を支払わなければならない。しかし、その女性がその男性と婚姻せず、その男性とのみ不貞の罪を犯した場合、手続は、本法 Kha 3-9の規定に従って処理される。

<sup>110</sup> 改正前の Kha 3-4：「第三者が既婚の女と不貞行為に及んだ場合、その女に子があるかに関わらず、又その女とその夫との間の関係に関わらず、さらにその姦通者がその女を誘い出したかに関わらず、当該罪を犯した姦通者は、その女の夫に対し、その婚姻期間に応じて、以下に定める額の賠償金を支払わなければならない。

婚姻期間に応じて支払われる補償金の額：

（Ka）婚姻期間が3年を超えない場合は、999 ニュルタム

（Kha）婚姻期間が3年を超え7年以下の場合は、1,999 ニュルタム

（Ga）婚姻期間が7年を超える場合は、2,999 ニュルタム（Thrimzhung 1957の Kha 2-1 節参照）」

### 複数の妻がいる場合に支払われる補償金に関する規則

#### Kha 3-3

ほかの女性が、2人以上の妻を持つ男性<sup>111</sup>と婚姻し駆け落ちした場合、その女性は男性との婚姻証明書を所持する元妻それぞれに対し、その男性との個々の婚姻期間に応じて補償金を支払わなければならない。

同様に、婚姻している男性が同時に2人以上の妻と婚姻を結ぶ場合、後で婚姻する妻は先に婚姻した妻とその男性との個々の婚姻期間に応じて、その男性の先妻それぞれに補償金を支払わなければならない。

### 既婚女性を誘惑した者が戻ってきた場合に支払う補償金

#### Kha 3-4

既婚女性を誘惑した者が戻ってきた<sup>112</sup>場合、その既婚女性が戻ってきたか否かに関わらず、その罪を犯した者は、駆け落ちした女性の夫に対し、当該夫が生存している場合に限り、当該夫がその間に再婚したか否かに関わらず、法律で定める補償金を支払わなければならない。

当該夫が死亡している場合、当該女性の駆け落ちに関して、別表に定める「nga」の形式及び方法で事前に裁判所に提出されていた場合、裁判所は、加害者から賠償金を取り立て、当該死亡者の親族に引き渡すものとする。

同様に、女性が既婚男性と駆け落ちした場合、罪を犯した女性が戻ってくるたびに、上記の方法で処理される（1957年 Thrimzhung Kha 1-14 の改正）。

### 婚姻の事実<sup>113</sup>を隠していた場合に支払われる補償金と罰金

#### Kha 3-5

既婚女性が婚姻の事実を隠し第三者と不貞行為に及んだ場合、その第三者は法律の定めるところにより、その女性の夫に補償金を支払わなければならない。

しかし、不貞行為が女性の誘惑によるものであるという証拠が提出された場合、その女性は 100 ニュルタム以上 300 ニュルタム以下の罰金に処せられる。

<sup>111</sup> 訳注：原文は「a man having two or more wives」

<sup>112</sup> 訳注：前段の原文 On the return of that person enticing away a married woman, then whether or not that married woman returns, that person who has committed the offence shall have to pay compensation as prescribed by law to the husband of the eloped woman, whether or not the said husband has re-married in the meantime, provided the said husband is alive.

本文の趣旨からすると、「(駆け落ちから) 戻ってきた」と解釈できる。

<sup>113</sup> 訳注：原文は FAT だが、条文の内容を確認し FACT と読み替えた。

## 夫婦が他人に不倫を斡旋した場合に支払われる補償金その他の費用

### Kha 3-6

金銭的利益を得るために夫婦間で結託又は共謀し、婚姻の事実を隠して妻と不貞行為に及ぶよう第三者を誘惑した上で補償金請求がなされた場合、夫は法で定められた補償金を受け取ることができるが、補償金が支払われた日をもってこの夫婦が夫と妻を続けることを禁じる。このような離婚においては、通常の使用とは別に、当該夫婦は、本法 Kha 5-1 の規定に定める別離費用を互いに請求する権利を有しない。

## 目撃者がおらず、妻の自白のみしかない不貞行為の処理

### Kha 3-7

妻がほかの男と不貞行為に及んだことを確認する目撃者又は証人がなく、妻が口頭で罪を告白したに過ぎない場合には、その妻の夫に補償金を支払わなければならない。しかし、その賠償が実現した日から、その女性は離婚状を送付し、夫と別居しなければならない。このような離婚の場合、別居のための費用は、以下の Kha 5-7 の規定に従って処理される（1957年 Thrimzhung Kha 2-16 参照）。

## 証拠がない場合の不貞行為を認めない

### Kha 3-8

罪が不貞行為であると認められるのは、女性と不貞行為に及んだ者が罪を認めた場合又はその罪の現場、時間等の証拠を提出する証人がいる場合のみである。男女が一緒に会話をしたり、愛撫をしたり、一緒に食事をしたりするなどのその他の疑わしい事例は不貞行為とは認められない。

### Kha 3-9

[1996年改正により廃止（2.1条）<sup>114</sup>]

## 補償請求の制限

### Kha 3-10

婚姻証明書のない夫婦の夫若しくは妻、又は後述 Kha 9-1 の規定に従って婚姻していない夫婦、法律上の夫婦として認められていない夫婦、又は離縁状を交わした妻若しくは夫は、いかなる補償も請求する権利を有しない（1957年 Thrimzhung Kha 2-5 参照）。

<sup>114</sup> 廃止前の Kha 3-9：「既婚男性が、ほかの女性と婚姻を締結することなく、その女性を愛人（ARO-GARO）としている場合、その男性の妻は、いかなる補償も請求する権利を有しない。これに反した場合は、本法 Kha 8-16 及び 8-17 の規定に基づいて処理される。」

**配偶者が1年以上自宅に不在の間に不貞行為に及んだ場合の慰謝料請求の制限****Kha 3-11**

公務に従事する夫又は妻を除き、私的な仕事のために自宅を不在にしている夫又は妻が、残された配偶者を顧みることなく1年以上別居していた場合に、家にいる配偶者が不貞行為を行い又はほかの婚姻を結んだときは、家を不在にした夫又は妻が自宅に残された当該配偶者に忠実であったとしても、不在の夫又は妻は補償を請求する権利を有しない（1957年 Thrimzhung Kha 2-6 の改正）。

**自宅を不在にしている配偶者が不貞行為に及んだ場合、自宅に残された夫又は妻に支払われる補償金****Kha 3-12**

しかし、公務以外の個人的な仕事で家を出た夫又は妻のいずれかが、数年以上自宅を不在にしている間に第三者と不貞行為に及んだ場合、自宅に残された配偶者は、自らが不在の夫又は妻に忠実であった場合に限り、補償金を請求する権利を有する。

**夫又は妻が出国する際の賠償請求に関する規定****Kha 3-13**

国家反逆に関与した又は犯罪を実行若しくは未遂したことにより国外に逃亡した者の家庭に残る夫又は妻が、不貞行為に及び又は再婚した場合、その逃亡者がその後帰国したときは、その逃亡者はいかなる補償も請求する権利を有しない。しかし、そのような逃亡者が出国しなかった場合には、前述の Kha 3-11 及び Kha 3-12 の規定に基づいて処理される（1957年 Thrimzhung Kha 2-8 参照）。

**宗教的独身生活に入る者の補償の権利の喪失****Kha 3-14**

夫は、婚姻生活を放棄して宗教的独身生活に入った日からいかなる補償も受ける権利を失う。

**不貞行為の補償は、加害者が妻の存命中に罪を自白した場合にのみ認められる****Kha 3-15**

既婚女性と第三者との不貞行為に関する訴訟が、その女性が逃亡又は死去した後に提起された場合、補償の支払が認められるのは、不貞行為の相手が当該女性の逃亡前又は生存中に罪を認めていた場合に限り、そうでなければ補償の請求は認められない。

実際に補償を受ける権利を有する者が不在の場合、親族は補償を受ける権利を有さない

**Kha 3-16**

補償金を受け取る権利のある夫又は妻が死亡、逃亡又は不在の場合、その者の家の親族又は家族は補償金を受け取る権利を有しない（1957年 Thrimzhung Kha 2-10 参照）。

加害者が不在の場合、親族は補償金を支払う義務を負わない

**Kha 3-17**

既婚女性との間で罪を犯した不貞の相手の帰りを待つ場合を除き、その不貞の相手の親族や世帯員に補償金を支払わせることはできない。

同様に、不貞の相手が死亡する前に裁判所で不貞行為に関する訴訟が提起された場合又は不貞の相手が罪を自白した場合であっても、その不貞の相手が死亡した場合には、その親族又は世帯員に補償金を支払わせることはできない（1957年 Thrimzhung Kha 2-9 参照）。

妻の不貞行為又は駆け落ちを裁判所に提訴し、夫が死亡した場合、親族に補償金が支払われる

**Kha 3-18**

第三者が妻と不貞行為に及んだ場合又は妻と駆け落ちした場合において、夫が別表に定める「nga」の書式及び方法で裁判所に申立書を提出してあれば、その夫がその後死亡した場合であっても、裁判所は加害者から補償金を取り立て、その死亡した夫の世帯員及び親族に引き渡すことになる。

3回目以降の不貞行為の補償金の不払い

**Kha 3-19**

妻が夫と別れずに不貞行為を行った場合、夫は3回までは補償を請求できるが、4回目からは補償を請求できない。

ただし、本法 Kha 8-13 で定義される強姦の賠償が認められる場合には、本項は適用されない（1957年 Thrimzhung Kha 2-17 の補遺）。

4番目の夫は補償金を支払わない

**Kha 3-20**

女性が前の夫と別れてから続けて婚姻した場合、その前の夫のうち最初の3人のみから賠償を受けることができる。また、賠償の実現は、女性の生涯を通じて3回の不貞行為に限られるため、それ以降の不貞行為については、補償を請

求することはできない。ただし、賠償の支払が許容される強制的な強姦行為については、後述の Kha 8-13 で定義する。

#### 4番目の妻は補償金を支払わない

##### Kha 3-21

夫が最初の妻と別れた後、2番目の妻と婚姻した場合、最初の妻は補償金を得ることができる。

その夫が2番目の妻と別れて3番目の妻と婚姻し、さらにその妻と別れて4番目の妻と婚姻した場合、2番目の妻は3番目の妻から、3番目の妻は4番目の妻から補償を受けることができるが、そのような補償金が3回支払われた後、その夫がさらに婚姻した場合は、それ以降の補償金は支払われない。

#### 離婚成立後に発覚した不貞行為に補償金は支払われない

##### Kha 3-22

夫婦の夫が離婚後の同居中に妻の不貞行為を発見した場合、そのような不貞行為に対する補償金の請求は認められない（1957年 Thrimzhung Kha 2-18 参照）。

#### 当該法律に反して婚姻した夫婦の不貞に補償金は支払われない

##### Kha 3-23

本法 Kha 1-10 及び Kha 1-11 の婚姻を禁止する規定又は Kha 2-21 に規定する婚姻を認めない規定に関わらず夫婦が婚姻をした場合には、その夫婦のいずれか一方の不貞行為に対する補償金の請求は認められない。

#### 不貞行為3回目以降の補償金は、請求の1回を放棄した場合であっても支払われない

##### Kha 3-24

妻が3人の相手と3回の不貞行為をした場合、夫がそのうちの1回について補償の請求権を放棄した場合でも、妻がほかの相手と4回目の不貞行為に及んだときには補償を請求することはできない。

#### 国家に対する反逆行為により服役中の者による賠償請求の制限

##### Kha 3-25

夫が国家に対する反逆行為により禁固刑に処せられた日以降、その妻が別の男性と不貞行為に及んだ場合にも、補償金を請求する権利を失う。

夫が服役してから3年以内に妻が不倫又は駆け落ちをした場合、補償金が支払われる

**Kha 3-26**

国家に対する反逆行為以外の犯罪により禁固刑に服している夫は、自宅に残る妻が別の者と不貞行為に及んだり駆け落ちしたりした場合、それが禁固刑に服した日から3年以内に発生したのであれば、加害者から補償金を受け取ることができる。ただし、夫が3年以上服役している場合、妻が不貞行為に及び、又はほかの第三者と駆け落ちしても、夫は加害者から補償金を受けることはできない。

不貞行為未遂に対して支払われる補償金

**Kha 3-27**

第三者が既婚女性に対して不貞行為を企てた場合、実際の不貞行為の証拠がないとしても、その者は不貞行為未遂の補償金の半額を支払わなければならない。

宗教上の独身者が不貞行為に及んだときに支払われる補償金に関する規則

**Kha 3-28**

宗教上の独身者と既婚女性との不貞行為を裁判所で解決する場合を除き、そのような事件はほかのいかなる者によっても解決してはならない。これに違反した場合、その宗教上の独身者は、所定の法律で定められた補償金の2倍に相当する罰金を政府に納付しなければならない。さらに、不貞を犯した妻の夫は、いかなる補償も受ける権利を失う（1957年 Thrimzhung Kha 2-4 参照）。

宗教上の独身者が不貞行為に及んだ場合の賠償に関する規則

**Kha 3-29**

宗教上の独身者が既婚女性と不貞行為に及んだ場合、裁判所は定められた補償金を受け取り、その女性の夫に引き渡す。その後、裁判所はその宗教上の独身者が所属する修道会に不貞の事実を知らせ、その宗教上の独身者とその女性の双方に、Kha 3-30 に定める刑罰を科す。

宗教上の独身者が不貞行為に及んだ場合の罰

**Kha 3-30**

既婚の女性と宗教上の独身者が不貞行為に及んだ場合、地元の村長とその補佐は、十分な協議の後、別表に定める「Cha」の書式と方法で、最寄りの裁判所に申立てをしなければならない。その後、裁判所は両者に6か月の厳重な禁固刑を言い渡さなければならない。ただし、村長とその補佐がそのような不貞行為

の報告書を提出しない場合は、それぞれに3か月の懲役又は裁判所が定める罰金を科す。

#### 補償請求の資格がない者が補償を請求した場合の罰則

##### Kha 3-31

Kha 3-10、Kha 3-11 及び Kha 3-19 から Kha 3-26 までにより補償金の請求が禁止されている者が補償金を支払われた場合、その者は Kha 8-16 に規定する罰則に処せられる。

## 第4章

### 妻と不貞行為を犯してその後婚姻した共同被告が夫に支払うべき損害賠償（LOGJYEL）

#### 損害賠償の支払に関する規則

##### Kha 4-1

ある者が既婚者と不貞行為を行い、その後その者と婚姻した場合、その者と婚姻した不貞行為の共同正犯者は、損害を被った配偶者に対し、賃金相場のチャトリム（Chathrim for wage rate）に従い算出された国家日当で、次の額の損害賠償（LOGJYEL）を支払わなければならない。

（Ka）婚姻期間が3年を超えない場合は3か月

（Kha）婚姻期間が7年を超えない場合は5か月

（Ga）婚姻期間が7年を超える場合は7か月

[1996年改正法により改正<sup>115</sup>]

<sup>115</sup> 改正前の Kha 4-1：「第三者が他人の妻と不貞行為を行い、その後その女性と婚姻した場合、女性に前の婚姻時の子があるか否かに関わらず、また前夫との婚姻期間に関わらず、その女性と婚姻した不貞行為の共同被告は、前夫に対し、ここに定める損害賠償金（LOGJYEL）を支払わなければならない。しかし、その共同被告が不貞行為のみを行い、彼女と婚姻しない場合には、その共同被告から前述の損害賠償を請求することはできない。」  
既婚男性がほかの女性と不貞行為に及び、その後その女性と婚姻した場合、前妻による損害賠償の請求も同様に処理される（1957年 Thrimzhung Kha2-13 参照）。

#### 婚姻期間ごとの損害賠償額

（Ka）夫婦の婚姻期間が3年を超えない場合、加害者は損害賠償として400ニュルタムを支払わなければならない。

（Kha）夫婦の婚姻期間が7年を超えない場合、加害者は損害賠償として800ニュルタムを支払わなければならない。

（Ga）夫婦の婚姻期間が7年を超える場合、加害者は損害賠償として1,200ニュルタムを支払わなければならない。

### 妻が2人以上いる場合の損害賠償に関する規則

#### **Kha 4-2**

2人以上の妻を持つ既婚男性が、ほかの女性と姦通し、その後その女性と婚姻した場合、その妻は、法律の定めるところにより、その男性の前の妻それぞれに損害賠償を支払わなければならない。しかし、このような妻のうち、婚姻証明書を所持していない妻が1人でもいる場合、その妻は損害賠償を受ける権利を有しない。

### 他人の妻を誘惑した者の帰還に伴う損害賠償の支払

#### **Kha 4-3**

ほかの男性の妻を誘惑した後に戻った者は、その女性の当該夫に対し、法律で定められた損害賠償額を支払わなければならない。

同様に、既婚男性と駆け落ちした後に復縁したほかの女性は、その男性が復縁したか否かに関わらず、その男性の前妻に対し、同様に規定の損害賠償を支払わなければならない（1957年 Thrimzhung Kha 2-4 の改正）。

### 女性の夫が再婚した場合でも、誘惑者が戻ってきた場合には損害賠償を支払う

#### **Kha 4-4**

ほかの男性の妻を誘い出した後に復帰した者は、復帰した夫が別の婚姻をしたか否かに関わらず、復帰した夫に損害賠償を支払わなければならない。

### 他人の夫と駆け落ちした女性が戻ってきた場合、前妻が再婚しても損害賠償を支払う

#### **Kha 4-5**

既婚男性との駆け落ち後に復縁した女性は、その男性が復縁したか否かに関わらず、その男性の前妻に対し、前妻が再婚契約を結んでいたとしても、損害賠償を支払わなければならない。

### 死亡前に妻の駆け落ちの訴えが裁判所に提起された場合、死亡者の親族に損害賠償を支払う

#### **Kha 4-6**

夫が生前に、妻と第三者との駆け落ち訴訟を提起するために、別表に定める「Nga」の書式と方法で裁判所に提出した場合、その夫が死亡した場合でも、実現した損害賠償はその共同家族に支払われる。

同様に、夫がほかの女に誘惑された事件で、妻が前述の書式と方法で裁判所に提出した場合、夫を誘惑した女が戻ってきた場合、当該妻が死亡していたとしても、損害賠償の支払は同様に解決される。

#### **親族がない場合、夫又は妻が死亡する前に裁判所に提訴された場合の損害賠償に関する規定**

##### **Kha 4-7**

駆け落ちの場合、自宅にいる夫又は妻のいずれかが裁判所に訴えを提起することなく死亡した場合、死亡した夫又は妻の配偶者を誘い出した者が戻ってきたとしても、その者から損害賠償を受けることはできない。

しかし、裁判所に訴訟が提起され、家にいる夫又は妻が死亡し、共同家族がない場合、実現した損害賠償は、死亡した夫又は妻のために最後の儀式を行った人に与えられる。

#### **妻又は夫を誘惑した者が戻ってくるまで、損害賠償を請求することはできない**

##### **Kha 4-8**

また、他人の夫と駆け落ちした場合も同様とする。

#### **妻又は夫を誘惑した故人の家族又は親族からの損害賠償を制限する**

##### **Kha 4-9**

妻又は夫を誘惑した者が死亡する前に裁判所に提訴されたにもかかわらず、その死亡した者の世帯員及び親族から損害賠償を受けることは、固く禁じる。

#### **1年以上自宅を空けた者の残された配偶者が再婚した場合、損害賠償は発生しない**

##### **Kha 4-10**

公務ではない個人的な仕事で1年以上自宅を不在にし、残された配偶者を顧みなかったとき、残された配偶者が別の婚姻をした場合、その者がたとえ残された配偶者に忠実であったとしても、いかなる損害賠償も受ける権利はない。

**1年以上家を空けている人が別の相手と婚姻した場合、家に残された配偶者が損害賠償を受ける**

**Kha 4-11**

ただし、公務ではない個人的な仕事で1年以上自宅を不在にし、その後別の婚姻をした場合、残された配偶者は、不在にしている配偶者に忠実であった場合に限り、損害賠償を受ける権利を有する。

**女性の過失で既に3回損害賠償が支払われている場合、それ以降は支払われない**

**Kha 4-12**

女性が複数の夫と別れ、その都度別の夫と再婚した場合、元夫はそれぞれの婚姻に際して1回限り、1人の女性について3回を限度として損害賠償を請求することができる。

**男性の過失で既に3回損害賠償が支払われている場合、それ以降は支払われない**

**Kha 4-13**

同様に、男性が複数の妻と別れ、その都度別の妻と再婚した場合、元妻はそれぞれの婚姻に際して1回限り、1人の男性について3回を限度として損害賠償を請求することができる。

**3回目以降は、請求を1回放棄しても損害賠償は発生しない**

**Kha 4-14**

ある女性がその墮落した性格のために複数回の婚姻をし、その女性の墮落のために3回にわたって損害賠償が認められた場合、たとえ夫がそのうちの1回の損害賠償の請求を見送ったとしても、その婚姻についてそれ以上の損害賠償を請求することはできない。

**服役中の者による損害賠償の受取に関する規則**

**Kha 4-15**

服役中の者が罪を犯して3年を超えて服役している場合において、その者の自宅の配偶者が裁判所から離婚届（YIK-THI）を取得した後に再婚したときは、服役中の者は損害賠償を請求することができない。

しかし、その者が禁固刑を言い渡されてから3年以内に、自宅に残った配偶者が再婚した場合には、その者が出所した時点で、損害賠償を請求することができる。

## 不在者の配偶者が再婚した場合の損害賠償受取に関する規則

**Kha 4-16**

国に対する反逆行為又は法令違反行為を行った後に逃亡した逃亡者の配偶者がほかの婚姻をした場合、損害賠償の支払は認められない。しかし、その逃亡者が出国していない場合、損害賠償の実現は、前述の Kha 4-10 及び Kha 4-11 の規定に基づいて処理される。

## 第5章

## 夫婦の離婚に伴う別離費用（DOAG JINPHEY SHENTHUI）

## 別離費用の清算に関する規則

**Kha 5-1**

離婚を求める配偶者は、その配偶者に対し、賃金相場のチャトリム（Chathrim for wage rate）に従い算出された国家日当で、次の額の別離費用（drok zhen pai zhenthued）を支払わなければならない。

（Ka）婚姻期間が3年を超えない場合は3か月

（Kha）婚姻期間が7年を超えない場合は5か月

（Ga）婚姻期間が7年を超える場合は7か月

[1996年改正法により改正<sup>116</sup>]

## 自宅に残された配偶者に適用される、妻又は夫の駆け落ちに伴う別離費用の清算に関する規則

**Kha 5-2**

駆け落ちした妻が戻ってきた場合、その妻を誘惑した第三者が戻ってきたか否かに関わらず、その妻は、前夫がまだ存命であれば、前夫がその間に別の婚姻を結んだとしても、法律で定められた額の別離費用を前夫に支払わなければならない。

ただし、妻が第三者と駆け落ちした場合において、別表に定める「nga」の様式及び方法により裁判所に訴えを提起したときは、当該夫が死亡したときであつ

<sup>116</sup> 改正前の Kha 5-3：「本法に基づく離婚判決による婚姻解消の申立てに関する手続においては、当該夫婦に子があるか否か、夫又は妻が第三者との間で軽罪を犯したか否かに関わらず、また、その婚姻期間中に互いから受けた利益に関わらず、離婚を求める婚姻当事者は、本法に定める婚姻期間に応じた別離費用（DOAG SHENTHUI）を支払わなければならない。

婚姻期間に応じて支払われる別離費用の金額：

（Ka）婚姻期間が3年以内の場合、離婚を求める側は500ニュルタムを支払わなければならない。

（Kha）婚姻期間が7年以内の場合、離婚を求める側は1,000ニュルタムを支払わなければならない。

（Ga）婚姻期間が7年を超える場合、離婚を求める側は1,500ニュルタムを支払わなければならない。」

ても、法律で定める別離費用は、裁判所が受け取り、死亡した者の家人に引き継がれるものとし、そのような者がいないときは、当該死亡した夫の最後の儀式を行った者に当該金額が支払われるものとする。その女性が戻っていない場合、別離費用の支払は、同項に規定する方法と同様に処理されるものとする。同様に、ほかの女性と駆け落ちした夫が復縁した場合、その女性が復縁したか否かに関わらず、別離費用の換価は、同項に規定する方法と同様に処理される。

#### 両親による別離費用の支払に関する規定

##### **Kha 5-3**

夫又は妻の父母及び後見人のいずれかが夫婦の婚姻に不服があることを理由とした離婚判決により婚姻の解消が認められた場合、法律で定められた別離費用は、離婚の原因を作った当該父母又は後見人のいずれかが支払わなければならない。

#### 宗教的独身生活を送る者が離婚する際に支払うべき別離費用

##### **Kha 5-4**

夫又は妻は、宗教的独身生活に入るために離婚を求めた配偶者から、別離費用を受け取ってはならない。

しかし、そのような離婚の後、その配偶者が宗教的独身生活に到達しなかったか、又は宗教的独身生活から3年を経過する前に、ほかの家族又は家を設けた場合、離婚した妻又は夫が再婚したか否かに関わらず、宗教的独身生活に到達するために離婚を求めた者は、法律の定めるところにより別離費用を支払わなければならない。さらに、3か月以上6か月以下の禁固刑に処せられる。

#### 夫が別の婚姻を結ぶことを理由に妻が裁判所から離婚証書を取得する際の別離費用の支払に関する規定

##### **Kha 5-5**

1人又は複数の妻を持つ男性が再婚し、その前の妻たちが裁判所に離婚証書の交付を求めた場合、男性は前の妻それぞれに対し、法律で定められた別離費用を支払わなければならない。

ただし、前の妻の中に、第三者との間で軽罪を犯した妻がいる場合、その妻はいかなる別離費用も請求できない。

自宅に残された配偶者が離婚証書を取得した場合、1年以上自宅を不在にしていた配偶者は別離費用を受け取れない

**Kha 5-6**

ある者が公務ではない個人的な仕事で1年以上家族と離れて生活しており、自宅に残された配偶者が裁判所に離婚を申し立て、離婚証書を取得した場合、離れていた配偶者が戻った際にも離婚を求めた当該配偶者からの別離費用の支払は認められない。

ただし、離婚証書を取得することが制限されているにもかかわらず、その家庭の家族と別居している者が離婚証書を取得した場合、その者は、その家庭の配偶者が自分に対して不誠実な行為をしたという証拠を提出できる場合に限り、別離費用の支払を免除される。

罪を認めた者が支払うべき別離費用 **Kha 5-7**

妻が第三者との間で犯した軽罪行為について、証拠を提出する証人又は目撃者がいない場合に、妻が罪を自白した場合を除き、夫とその妻との離婚が成立したときは、罪を認めた当該妻は、別離費用を支払わなければならない。

夫が再婚した場合、個々の妻に支払われる別離費用

**Kha 5-8**

複数の妻を有する男性が別の婚姻を結び、故意にその前の妻を顧みなかった場合、その男性は、その前の妻それぞれに対し、それぞれの婚姻期間に応じて別離費用を支払わなければならない。

他人の妻と軽罪を犯した者が支払うべき別離費用

**Kha 5-9**

男性に複数の妻がいる場合、妻の1人が第三者と軽罪を犯したために離婚しなければならない場合、その行為に関与した共同被告は、その女性の夫に別離費用を支払わなければならない。

詐欺による離婚のための別離費用と罰金

**Kha 5-10**

妻と別れようとする夫が、その友人と共謀して妻と不貞行為をさせ、妻と離婚しようとした場合、又はそのような詐欺的共謀の証拠が提出された場合、その夫は別離費用を支払わなければならない。また、詐欺を行った場合は、300 ニュルタム以上 600 ニュルタム以下の罰金に処される。

### 不妊症などを理由に離婚を求める側が支払うべき別離費用

#### **Kha 5-11**

夫又は妻のいずれかが不妊であること若しくは夫が性的不能であること、あるいは婚姻当事者のいずれかが互いに満足に婚姻を成立させることができないことを理由に離婚が成立した場合、裁判所から離婚証書を取得した当事者は、別離費用を支払わなければならない。

### 服役中の者に支払われる別離費用

#### **Kha 5-12**

禁固刑を受け、3年以上服役している者は、在宅の配偶者が別の婚姻をした場合、別離費用を請求する権利はない。

ただし、その婚姻が、その者が3年を超えない禁固刑に服している間に締結された場合、又はその者が国家に対する反逆行為により服役していた場合には、その者が国家に対する反逆行為以外の罪により服役期間を全うして出所するまで、離縁費用支払は保留され、出所後、所定の規則に従って別離費用支払が処理される。

### 不適合を理由に離婚を望む当事者が支払うべき別離費用

#### **Kha 5-13**

夫又は妻のどちらか一方に不合理な行為がないにもかかわらず、相容れないことを理由に離婚を求めた場合、離婚を望んだ婚姻当事者は別離費用を支払わなければならない。

### 妻又は夫を殴った者が支払うべき別離費用

#### **Kha 5-14**

夫が妻又はその親族を殴るという残酷な行為をしたために、裁判所によって離婚証書が認められた場合、妻を殴った夫自身が別離費用を支払う義務を負う。同様に、妻が夫やその親族を殴るという残酷な行為によって離婚が認められた場合も同じく処理される。

### 過失を理由に離婚を求める側が支払うべき別離費用

#### Kha 5-15

夫婦のどちらか一方に故意過失があることを理由に離婚を求める場合、裁判所から離婚を求められた側は、その別離費用を支払う義務を負う。

### 逃亡者の妻又は夫が再婚した場合の別離費用に関する規定

#### Kha 5-16

出国した逃亡者の妻又は夫のいずれかが別の婚姻を結ぶような場合には、別離費用の請求は認められない。

しかし、その逃亡者が出国していなかった場合、別離費用の請求は、本法 Kha 5-6 の規定に基づいて処理される。

## 第6章

### 離婚に際しての離婚証書（YIK-THI）

#### 離婚証書の取り交わしに関する規定

##### Kha 6-1

この法律に基づく手続において、離婚判決による婚姻の解消が求められる場合、夫と妻は、別表に定める様式及び方法「Jhha」による離婚証書（YIK-THI）を取り交わさなければならない（1957年 Thrimzhung Kha 3-1 参照）。

#### 離婚証書を取り交わす際に支払う金額

##### Kha 6-2

婚姻期間、子どもの有無、互いの世話の有無に関わらず、夫婦は離婚する際に離婚証書を取り交わさなければならない。離婚を求められた婚姻当事者は、離婚証書に対して 50 ニュルタムの金額（YOKTHEN）を支払わなければならない（1957年 Thrimzhung Kha 4-1、Kha 4-2、Kha 4-3 の改正）。

#### 無権限者による離婚証書の取り交わしの制限

##### Kha 6-3

夫又は妻が離婚証書の取り交わしに直接立ち会うことができず、その結果、第三者又は共同家族の構成員が正式に権限を与えられ、その代理を務める場合、その者は、別表に定める「cha」の書式及び方法で裁判所に提出することを条件に、不在の夫又は妻に代わって離婚証書の取り交わしを執行することが許可される。また、この手続を除いては、何人も、いかなる場合にも離婚証書を取り交わす権利はない（1957年 Thrimzhung Kha 3-2 参照）。

## 法律に反する離婚証書の取り交わしに対する罰則

### Kha 6-4

離婚した夫婦は、離婚証書の締結後、ここに定める条件を遵守する義務がある。これに違反した場合、違反者は、150 ニュルタム以上 900<sup>117</sup>ニュルタム以下の罰金、又は1か月以上6か月以下の禁固刑のどちらか又はその両方が科される。また、この法律に反してこのような合意書を作成した書記者又はその証人がある場合には、これらの者はそれぞれ、その違反者に科される期間の2分の1に相当する期間の禁錮又はその違反者に科される金額の2分の1に相当する額の罰金に処せられる。

### 離婚証書を作成するための条件

- (Ka) 離婚成立後、婚姻当事者の一方が再婚を希望する場合、離婚した他方から異議を申し立てることはできない。
- (Kha) 財産、家畜などの分与は、相続法に従って処理され、分与の際に手元に財産がない場合は、適切な申告の後、当事者間で共有するための準備を書き記す。
- (Ga) 夫又は妻のいずれかが第三者と不倫関係にあり、その第三者と婚姻する意思がある疑いがあることを理由に離婚を求める場合、協議書にそのような第三者の名前を明記し、そのような人物と疑いをかけられている夫又は妻との間で婚姻が行われることを厳しく禁止する条件を定めなければならない。しかし、その第三者の名前を挙げることは別に、契約書にほかの人物の名前を挙げ、疑惑を持たれている当事者と話したり、友人付き合いをしたり、会ったりすることを制限することは許されない（1957年 Thrimzhung Kha 3-9 参照）。
- (nga) 分与される財産を指定された期日に提出しなかった場合、その価値の2倍を与えるという条件や、後に紛争を提起するために所定の法律に反する条件を定めてはならない（1957年 Thrimzhung Kha 3-9 参照）。
- (cha) 夫が、離婚の原因となった軽罪に妻と共に関与した共同被告から、当該共同被告自身が妻を引き取り、一定期間同居することを条件に、別離費用及び損害賠償の支払を見送る場合、その期間は最長7年までとし、それ以上の期間は定めない。これに違反した場合、共同被告がその夫に支払うべき金額を政府に支払わなければならない、またその夫は、法律に違反したことを理由に合意で宣言された弁済額（BA）を政府に預けなければならない。

<sup>117</sup> 訳注：原文は none hundred であるが nine hundred と読み替えた。

(chha) 離婚証書の作成後、妻は夫に渡す証書に、夫は妻に渡す証書に、それぞれ証印を押さなければならない。さらに、離婚証書に離婚証人の署名を押さなければならない。

#### 離婚証書取り交わし後の財産分与に関する規定

##### Kha 6-5

離婚証書の取り交わし後、財産分与は離婚証書に定められた条件に従って行われる。このように財産分与を行う際に、財産の詳細が省略されていた場合には、その財産は分与されず、その財産を所有する当事者が保持するものとする。この場合、何人も異議を申し立てることができない（1957年 Thrimzhung Kha 3-4の改正）。

#### 離婚証書や合意文書に定められた条件に違反した場合の処罰

##### Kha 6-6

離婚証書と合意書の取り交わしの後、法律に違反し、そこに記載された条件に反する者がいた場合、その違反者は、合意書に記載された補償の下、宣言された全ての処罰を負わなければならない。

#### 1年以上家を空けている者の配偶者に対する離婚証書の付与に関する規定

##### Kha 6-9

ある者が公務ではない個人的な仕事で1年以上家族と離れて生活しており、自宅に残された配偶者が裁判所に離婚を申し立てた場合、裁判所は離婚証書を交付しなければならない。この場合に発生する別離費用は、前述の Kha 5-6 の規定に基づいて処理される（1957年 Thrimzhung Kha 3-7）。

#### 逃亡者の配偶者に対する離婚証書の交付に関する規定

##### Kha 6-10

逃亡した者が出国した日以降、その配偶者が離婚証書の付与を裁判所に求めた場合、裁判所は離婚証書を交付しなければならない。また、その国外逃亡者が帰国した場合、別離費用の支払は、前述の Kha 5-13 の規定に基づいて処理されるものとする。

しかし、その逃亡者が出国していなかった場合、別離費用の換価は、前述の Kha 6-9 の規定に基づいて処理される（1957年 Thrimzhung Kha 6-8 の改正）。

#### 不妊症、性的不能、又は婚姻の完了を理由とする離婚証書の付与に関する規則

#### **Kha 6-11**

この法律に基づく訴訟手続において、夫又は妻の不妊若しくは夫の性的不能又は婚姻が互いに納得のいくものでないことを理由として離婚の申立てがなされた場合、そのような場合において、裁判所が調査の結果、提出された理由が真実であると認めるときは、裁判所によって離婚証書が交付される。また、別離費用の負担は、前述の Kha 5-11 の規定に基づいて処理される。

#### **3年以上の禁固刑に服した者の配偶者に対する離婚証書の付与に関する規定**

##### **Kha 6-12**

禁固刑を受け、3年以上服役している者の、自宅に残された配偶者が離婚証書の付与を裁判所に求めた場合、裁判所は離婚証書を付与しなければならない。この場合、別離費用の支払義務は、前述の Kha 5-12 の規定に従って処理される。

#### **夫婦が互いを顧みない場合の離婚証書付与に関する規定**

##### **Kha 6-13**

この法律に基づく訴訟において、婚姻当事者の一方が故意に婚姻を顧みなかったことを理由とする離婚の申立てが裁判所に提出された場合、又は相互に利益が得られない婚姻の不適合を理由とする離婚の申立てが裁判所に提出された場合に、裁判所は離婚証書を付与しなければならない。この場合、別離費用に対する責任は、Kha 5-15 の規定に従って処理される。

#### **離婚証書が得られない場合でも、国外逃亡者が国家に対する反逆行為を行った日に離婚が成立する**

##### **Kha 6-14**

国家に対する反逆行為に関与した男女が国外に逃亡した場合、裁判所から離婚証書を取得したか否かに関わらず、その逃亡した日から本国にいる配偶者は離婚したものとみなされる。この場合、別離費用の支払は、前述の Kha 5-16 の規定に従って処理される。

#### **配偶者が宗教的独身生活を始めた日から離婚を宣言する**

##### **Kha 6-15**

既婚の男女が宗教的独身生活に入った日から、残された配偶者は、離婚証書の取得の有無に関わらず、離婚したものとみなされる。この場合、別離費用の支払は、前述の Kha 5-4 の規定に従って処理される。

## 婚姻証明書を持たずに離婚証書を作成することの制限

### Kha 6-16

婚姻証明書（NYEN-THAM）を持たない夫婦は、裁判所から離婚証書（YIK-THI）の交付を受けることができない。

## 第7章

### 子の監護と養育、離婚に伴う共同費用の清算

#### 離婚に伴う子の養育権

##### Kha 7-1

本法に基づく手続において、子のある夫婦が離婚を認められた場合、婚姻期間中に互いの世話をしたか否かに関わらず、また、婚姻当事者のいずれかが軽罪を犯したか否かに関わらず、離婚後9歳以上の子は、父又は母のいずれと一緒に住むかを選択する権利を有する（1957年 Thrimshunhg Kha5-12 の改正）。

#### 9歳未満の子の監護権に関する母親の権利

##### Kha 7-2

夫婦が離婚する場合、裁判所がやむを得ない事由があると認めない限り、9歳未満の子は母親の監護下に置かれる。母親から監護権を剥奪できるやむを得ない理由には、ネグレクト、育児放棄、失業、不道德、常習的な泥酔、薬物中毒、子への虐待、心神喪失、伝染病、その他裁判所が定める事由が含まれる。このような場合、子の監護権は、もう一方の親、第三者、又は市民社会団団法に基づき設立された公認団体に与えることができる。裁判所は、もう一方の親が子と面会できる頻度と条件を決定する。

[2009年改正によって改正<sup>118</sup>]

#### 子の養育のための維持費と支出に関する規定

##### Kha 7-3

- (1) 夫婦の離婚が成立した場合、9歳未満の子の養育権は母親に与えられる。父親は、離婚協議書の定めに従い、養育費を支払わなければならない。そのような合意がない場合、父親は養育手当として、各子に対し、1か月当たり月収の20%に相当する金額を現金で支払わなければならない。ただし、養育手当の合計額が月収の40%を超えないものとする。

<sup>118</sup> 改正前の Kha 7-2：「本法に基づく訴訟手続において、子のある夫婦に離婚が認められた場合、9歳に達しない子の養育権は母親に与えられる。」（1957年 Thrimzhung 第5条の13の改正）

養育手当の支払は、子が18歳に達するまで、父親の都合に応じて、毎月又は年1回、一括して行うことができる。[1996年改正によって改正<sup>119</sup>]

- (2) 子が父親と同居することを選択した場合、母親からの手当を受ける権利はない。
- (3) 子が9歳に達する前に母親が死亡した場合、父親がその子の親権を引き継がなければならない。もし父親がそれを拒否した場合、毎月の手当は子の世話をする人に支払わなければならない。

### 養育費の支出を確認することの制限

#### Kha 7-4

離婚後、父親から支給された養育費が適切に支出されたかどうかを確認するために、その勘定を求めることは禁止される。

### 妻の債務不履行による離婚の場合、扶養義務はない

#### Kha 7-5

妻が軽罪を犯したという理由で離婚が成立した場合、その妻には子の養育費の支払は認められない。しかし、離婚前に夫婦が別居していた場合、子に対する養育費は相続法の規定に従って処理されなければならない。

### 婚姻費用の清算に関する規定

#### Kha 7-6

- (1) 婚姻の一方の当事者が軽罪を犯したために、婚姻後3年以内に離婚を求めなければならない場合、婚姻に要した費用は、清算の結果、軽罪を犯した当事者が負担しなければならない。ただし、婚姻期間が3年を超えて離婚が成立した場合は、婚姻当事者のいずれもその費用を支払う義務はない。
- (2) 婚姻に要した費用の算定については、婚姻当事者のいずれとも関係のない、少なくとも3人の公平な立会人によって決定された金額が認められる。[2009年改正によって改正<sup>120</sup>]
- (3) ただし、そのような支出に対する請求は、支払う人の1年間の所得の20%を超えてはならない。[2009年改正によって改正<sup>121</sup>]

<sup>119</sup> 改正前の Kha 7-3(1)：「夫の軽罪により夫婦の離婚が認められた場合、9歳に達しない子の親権は母親に与えられ、その養育は夫婦間の合意に従って行われる。しかし、そのような合意がない場合、裁判所で訴訟が提起された場合、母親が再婚していなければ、父親は、穀物、肉、バター、衣服などを与える代わりに、年1回又は一括で、父親が都合に応じて、1か月30ニュルタム相当の金額を、裁判所を通じて、子たちそれぞれに現金で支払わなければならない。」

<sup>120</sup> 改正前の Kha 7-6(2)：「婚姻に要した費用の調査については、村長若しくは議会議員（CHIMI）、又は婚姻当事者のいずれとも関係のない最低3人の公平な証人が決定した金額が認められる。」

<sup>121</sup> 改正前の Kha 7-6(3)：「ただし、いかなる場合においても、かかる費用の請求の限度額は3,000ニュルタムを超えないものとする。」

## 離婚に伴う互いの費用の支払に関する規定

### Kha 7-7

この法律に基づく手続において、子の有無に関わらず、夫婦の離婚が認められた場合、婚姻期間に関わらず、同居の際に個々の利益のために要した費用の清算、共同で支出した金額、明示的な同意に基づいて互い又はそれぞれの親族に贈与された金額、個々の個人的な仕事のために支出した金額、又は財産の分割は、全て相続法の規定に基づいて処理される（1957年 Thrimzhung Kha 5-4、Kha 5-5、Kha 5-7 参照）。

## 費用の清算は所定の法律に従って行われる

### Kha 7-8

この法律に基づく手続において、同居する夫婦が離婚を認められた場合、婚姻証明書（NYEN-THAM）がないこと又は法律上の夫婦として認められていないことに関わらず、このような場合の費用の清算は、この法律の本章の前述の Kha 7-1 から Kha 7-7 までの規定に従って処理される。

## 第8章

### 詐欺又は誘惑による不倫の法的手続（LOTIT GOKOR）、未成年強姦（MAMIN PER CHOEPA）、強姦（WANGTSEKI CHOEPA）、婚姻法違反などを含む手続

## 非嫡出子の母親に対する補償

### Kha 8-1

- (1) 未婚の女性が妊娠させられたことを理由として裁判所に訴訟が提起された場合において、その訴訟が成功したときは、加害者は、未婚の女性に対し、その療養の費用に充てるため、国民賃金のチャトリムに従い算定される10か月間の国民日給に相当する額を支払わなければならない。
- (2) 嫡出でない子の父は、互いに合意した規定に従い、養育費を支払わなければならない。そのような合意がない場合、父は、各子に対し、1か月当たり月収の20%に相当する金額を現金で支払わなければならない。ただし、養育費の総額は、父の月収の40%を超えないものとする。  
養育費の支払は、子が18歳に達するまで、父の都合に応じて、毎月又は年1回、一括して行うことができる。

(3) 収入とは

a) 従業員の場合の純給与／賃金、b) 不動産／農場／事業の所有による純収入、c) 株式／株の配当による純収入、d) 上記以外の純収入。

[1996年改正法により改正<sup>122</sup>]

**非嫡出子の母親が死亡した場合の費用負担**

**Kha 8-2**

そのような女性がその子を出産中に死亡した場合、刑法（THRIMGYEL THRIM YIK）に規定された規定に基づいて事故死の場合に法律で定められた罰金は、裁判所によって加害者から徴収され、その死亡した女性の葬儀のためにその両親又は世帯員のいずれかに与えられる。そのような者が存在しない場合には、その金額は、その死亡者の村人に与えられ、当該村人は、共にその死亡した女性の最後の儀式を執り行うものとする。

**子の養育に対する責任**

**Kha 8-3**

このようにして母親が死亡し、かつ、その子を養育する故人の親族がいない場合、その子を養育する義務は、その故人との間に軽罪を犯した者にある。

**女性との婚姻に対する背任行為に対する処罰**

**Kha 8-4**

婚姻の約束の下に女性と同棲し、その後婚姻証明書を取得せずに離婚した場合、その女性は規定の罰金を支払った後に婚姻証明書を取得する権利を有し、離婚後、法律で権利を有する全ての財産を与えられる。また、女性を騙した男性は、刑法の詐欺罪の項で規定されている罰則に従って処罰される。

---

<sup>122</sup> 改正前の Kha 8-1：「本法に基づく訴訟手続において、未婚の女性が妊娠させられたという理由で裁判所に訴訟が提起され、犯を犯した者が裏付けとなる証拠をもって裁判所に提出された場合、裁判所は、その加害者から 500 ニュルタムの補償金を取り立て、その女性の治療と非嫡出子の養育のために与えるものとする。」

### 不貞行為に及ぶ目的で人妻を斡旋したことに対する処罰

#### Kha 8-5

誰かが既婚の女性を斡旋させ、その女性と不貞行為に及んだ場合、その者はその女性の夫に対し、法律で定める損害賠償を支払わなければならない。また、その女性を斡旋した者も、その違反者に科された損害賠償金の半額に相当する罰金に処せられる。しかし、斡旋した者自身もその女と不貞行為に及んだ場合は、その者は損害賠償金の全額を支払わなければならない。さらに、科された損害賠償金の半額に相当する罰金を支払わなければならない。

また、当該斡旋者が当該女性を強制的に誘拐した場合には、前項に規定する損害賠償及び罰金に処するほか、後記 Kha 8-12 に規定する罰則に処する。

未婚の女性が同様に斡旋され、それが強制的な誘拐によるものである場合、その女性を斡旋させた者及び斡旋した者は、共に、本法 Kha 8-11 に規定する損害賠償及び罰金に処せられ、かつ、法律の定めるところにより、禁固刑に処せられなければならない。

### 虚偽の申立てによって夫婦間に紛争を生じさせたことに対する処罰

#### Kha 8-6

犯罪を犯していない夫婦の間に紛争を引き起こしたり、夫婦のどちらか一方に虚偽の申立てをして夫婦の離婚を引き起こしたりした場合、虚偽の申立てによって夫婦の間に亀裂を生じさせた者は、ブータン刑法の違反に問われる。[2009年改正法により改正<sup>123</sup>]

### 複数の男性と不倫関係にある女性が病気になった場合に科される刑罰

#### Kha 8-7

- (1) 1人又は2人の男女との密通を承諾していた既婚者が、ほかの複数の男女の行為によって負傷した場合、報告書を提出するための移動時間を除き、事件発生から24時間以内に管轄裁判所、王立ブータン警察、又はゲウオグ／トロンデ・ツォグデのメンバーに提出しなければならない。[2009年改正法により改正<sup>124</sup>]
- (2) このような場合、彼女／彼を斡旋した者、及び不道德な行為に関与した者は、集団強姦の罪に問われ、ブータン刑法に定められた刑に処せられる。

<sup>123</sup> 改正前の Kha 8-6：「何人も、軽罪を犯していない夫婦の間に紛争を引き起こし、又は夫婦のどちらか一方に軽罪の虚偽の申立てを行い、夫婦の離婚を引き起こした場合、その罪の重さに応じて、1月以上6月以下の禁固刑、又は150ニュルタム以上900ニュルタム以下の罰金、又はその両方が科される。」

<sup>124</sup> 改正前の Kha 8-7(1)：「1人又は2人の男性と不倫関係を持つことに同意していた女性が、ほかの複数の男性とも性交渉をされてそのために傷害を負ったような場合には、事件発生から報告するための移動時間を除いて24時間以内に地元の裁判所又は村の長老に報告されなければならない。また、」

彼女／彼を斡旋した者は、ブータン刑法に従って、欺罔の罪に問われるべきである。また、彼女／彼及びグループのメンバーは、もう1人のパートナーに対して賠償金を支払わなければならない。[2009年改正法により改正<sup>125</sup>]

- (3) もしその女性が身持ちが悪く不道德な性格であれば、加害者はその女性への損害賠償を免除されるが、罰金を政府に支払わなければならない。

#### **Kha8-7の事件で女性が死亡した場合に科される処罰**

##### **Kha 8-8**

- (1) このような行為に及んで負傷した者が死亡した場合、その者を斡旋した者及びその行為に関与した者は、ブータン刑法に基づく殺人罪の責任を負い、その者の葬儀費用を抛出しなければならない。[2009年改正法により改正<sup>126</sup>]
- (2) これらの加害者の不注意により女性が死亡した場合、女性を斡旋した者及びその他の加害者は、それぞれ法律の定めるところにより処罰される。
- (3) さらに、その斡旋者は、死亡した女性の世帯員に対し、裁判所が損害賠償として決定した金額を支払わなければならない。

#### **未成年者に対する強姦罪の処罰（改正）**

##### **Kha 8-9**

16歳に達しない女兒は未成年者とみなされるが、そのような未成年女兒に対する強姦の被害届は、その親族が最寄りの裁判所に届け出るか又は村の長老に提出し、長老はそれを裁判所に転送しなければならない。その後、裁判所が調査を行った後、未成年の女兒に与えた被害の重さに応じて、500 ニュルタム以上1,000 ニュルタム以下の損害賠償額を加害者から徴収する（1957年 Thrimzhung Kha 6-2の改正）。

<sup>125</sup> 改正前の Kha 8-7(2)：「不道德な目的のために利用された女性が、身持ちが悪く不道德な性格でない場合には、その女性を斡旋した者及びその女性との不道德な行為に関与した各男性は、各自の過失の重さに応じて、その女性に対して50 ニュルタム以上200 ニュルタム以下の額を支払わなければならない。さらに、その行為に関与した各男性は、その斡旋者を除き、その女性に対して損害賠償として支払った額の2倍に相当する額を罰金として裁判所に供託しなければならないが、その斡旋者は、ほかの違反者が損害賠償及び罰金として支払った額の2倍に相当する額を支払わなければならない。ただし、」

<sup>126</sup> 改正前の Kha 8-8(1)：「このような行為に及んで負傷した女性が死亡した場合、その女性を斡旋した者及びその行為に関与した者は、ブータン刑法に基づく殺人罪の責任を負い、その女性の葬儀費用を抛出しなければならない。」

**Kha8-9 に記載された事件で未成年者が死亡した場合の処罰の賦課****Kha 8-10**

このような行為を行ったことにより、未成年の女兒が死亡した場合、その加害者は、前条に規定する損害賠償の最高額を支払わなければならない。また、その加害者は7年の禁固刑に処せられ、その禁固刑は罰金を支払っても免除されない。

**女性に対する強姦罪の処罰（改正）****Kha 8-11**

女性に対する強姦の場合、その犯罪の被害届は、最寄りの裁判所又は村の長老に提出されなければならない。また、その被害届は、被害届の提出のための移動にかかる時間を除き、発生から24時間以内に提出しなければならない。

その後、加害者は罰金 600 ニュルタム及び禁固3か月に処される。さらに、その加害者は、その女性に対して、裁判所に納付した罰金額の半額に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。しかし、その女性はその事件の被害届を提出しない場合、その犯罪は強姦行為とはみなされない。また、夫婦が、妻の夫による強姦を理由として離婚の許可を求める訴訟を裁判所に提起し、その訴訟が裁判所に係属している間に、その夫婦が当事者のいずれかの意思に反して性交渉に及んだ場合、そのような場合<sup>127</sup>は、強姦の事件とはみなされない（1957年 Thrimzhung Kha 6-1 補遺）。

**既婚女性への強姦に対する罰金の賦課（改正）****Kha 8-12**

既婚女性の意思に反してその既婚女性と不貞行為に及んだ場合、前述の Kha 8-11 に記載された被害届が提出される。その後、裁判所は、その女性が身持ちが悪く、不道徳な性格であるか否かを判断し、その女性が善良で、道徳的な性格であると判断された場合、その加害者は、前条に規定する罰金及び損害賠償金を支払わなければならない。さらに、当該加害者は、法律の定めるところにより、その女性の夫に対して損害賠償を支払わなければならない。

**既婚女性に対する複数人による強姦の処罰（改正）****Kha 8-13**

2人以上の男が既婚の女性を強制的に強姦した場合において、当該女性本人が前述の Kha 8-11 に定める所定の期間内に被害届を提出し、かつ、当該女性が善良な人格者であると裁判所が認めるときは、各加害者は、当該女性に対し、賠

<sup>127</sup> 訳注：原文では age とあるが、case と読み替えた。

償金及び損害賠償金として 600 ニュルタムを支払わなければならない。加えて、各加害者は、強姦罪について前述の Kha 8-11 に定める刑罰を科される。

しかし、当該女性が身持ちが悪く、不道德な性格であるという証拠が提出された場合、加害者は、当該女性に対する損害賠償の支払を免除されるが、政府が科す罰金及び当該女性の夫に対する賠償のみを支払う義務を負う。しかし、そのような強姦の報告が女性自身によって提出されない場合には、加害者がその女性の夫に支払わなければならない賠償金を除き、損害賠償も罰金も科せられない。

#### 法律で定められた金額を超える金額の支払を受けたことに対する処罰の賦課

##### Kha 8-14

ある事件が、この婚姻法に規定された金額よりも少ない金額を支払うことによって妥協によって解決された場合、そのような妥協は有効である。しかし、法律で規定された金額を超える金額を支払うことは厳しく禁止される。これに違反した場合、超過して支払われた金額は返還されなければならない、支払が許容された残額は政府によって没収される（1957年 Thrimzhung Kha 2-1 及び Kha 2-2 参照）。

#### 書面による合意又は口頭での和解が成立し、法律で規定されている金額を超える金額を支払われた場合、罰金を科す

##### Kha 8-15

いずれかの書記が、規定された金額を超える金額を支払わせるために、書面による合意を実行し、又は口頭で和解を行った場合、書面による合意を実行し又は口頭で和解を行った書記、その証人、及び保証人は、支払われたうちの規定された金額の超過額の半額に相当する罰金に処せられる。

#### 婚姻法の規定に違反した場合の処罰

##### Kha 8-16

本婚姻法に規定された規定に反して、所定の金額を支払わせるために、いずれかの書記が書面による合意を実行し又は口頭による和解を行った場合、支払われた金額は、当該実現が行われた当該者に返還されなければならない、当該金額を支払われた当該者は、支払われた金額と同額の罰金を政府に支払わなければならない。これに違反した場合、当該者は6か月の禁固刑に処せられ、合意書を執行し又は口頭で和解を行った書記及びその証人は、全て、当該金額を支払った当該者に科された金額の半額に相当する罰金に処せられ、さらに、当該者に科された禁固刑の期間の半分の期間の刑を受けなければならない。

ただし、合意書の筆記者と口頭による和解を行った者が同一人物である場合、当該筆記者は、別個に科される処罰の責任を負わず、1つの処罰の責任のみを負うものとする（1957年 Thrimzhung Kha 2-12 の補遺）。

### 妻が夫の愛人を挑発した場合の処罰

#### Kha 8-17

自分のパートナーが他人と不正な関係を持っていると主張し、その不正なパートナーの財産の地位を奪ったり、その人に暴行を加えて肉体的な損害を与えたりした場合、そのような有害かつ強引な行為は禁止される。これらの規定に違反した場合、その者は、別件で相手から財産を抜き取り、暴行を加えた罪となり、ブータン刑法に従って責任を負う。[2009年改正法により改正<sup>128</sup>]

### 軽罪に関与した犯罪者に危害を加えることの制限

#### Kha 8-18

夫及び妻は、妻との不貞行為に係る第三者又は夫との不貞行為に係るほかの女性に危害を加えるおそれのある行為をしないものとする。また、法律で定める補償金又は損害賠償金を得る場合を除き、当該加害者に対しては、本法 Kha 8-17 に掲げるような有害な行為をしてはならない。そのような行為が行われた場合、その夫又は妻は、前条に規定する罰金刑に処せられる。

### 近親相姦に対する処罰

#### Kha 8-19

各村落の慣習により婚姻を禁じられている夫婦の間で婚姻が成立した場合、又は血縁や姻族が制限されている夫婦の間で婚姻が成立した場合又は不正な関係にある夫婦の間で婚姻が成立した場合、女及び男<sup>129</sup>は、それぞれ3か月以下の懲役に処せられる。また、当該加害者が当該禁固刑の代わりに支払うことを望む金額がいくらであろうと、禁固刑の免除は認められない。

ただし、このような事件を通報した男女は、いかなる処罰も受けない。

<sup>128</sup> 改正前の Kha 8-17 : 「男性がその妻を捨てずにほかの女性を愛人としている場合において、その妻がその愛人の財産を奪おうとしたり、その愛人の財産を差し押さえたり、その愛人を挑発する行為をしたり、その愛人に暴行を加えたり、その愛人を傷つけたり、その愛人に対して裁判所に訴訟を提起したり、その愛人に害を加える行為をしたときは、差し押さえられた財産は全て返還されなければならない。その愛人の財産を盗み、その愛人に暴行を加えた場合、その妻は、法律の定めるところにより、それぞれの罪に対して罰金及び科料を科される。また、これらの事件のいずれかが法律で特に規定されていない場合、当該妻は、100 ニュルタム以上 300 ニュルタム以下の罰金に処せられる。」

<sup>129</sup> 訳注：原文「both the woman and man shall be punished」

### 児童婚に対して科される罰金

#### Kha 8-20

村落における児童婚の実施は法律に反すると思われるが、そのような婚姻を行うために発生した費用の支払は認められない。また、そのような婚姻において土地、家屋、財産、家畜などの交換があった場合、そのような財産を贈与した者はそれらを引き取らなければならない。所定の法律に反してそのような児童婚を行った者は、300 ニュルタム以上 1,000 ニュルタム以下の罰金に処する。

### 詐欺による児童婚の連続実施に科される罰金

#### Kha 8-21

詐術を用いて連続して子の婚姻を行ったこと及びそのために得た費用の証拠が提出された場合、違反者は、前述の Kha 8-20 に規定する罰金に処せられる。また、児童の婚姻の事実を隠して児童の婚姻を連続して行った者は、別に罰金に処する。

### 睡眠中の女性の慎みを冒瀆する行為に対する罰金

#### Kha 8-22

女性が深い眠りにについているときにその慎みを冒した場合、その加害者は100 ニュルタム以上 300 ニュルタム以下の罰金に処せられ、損害賠償としてその女性に相当額を支払わなければならない。また、既婚女性の慎みがこのように侵害された場合には、更に、法律で定められた賠償金をその女性の夫に支払わなければならない。

### 女性を薬漬けにし、慎みを傷つけた罰

#### Kha 8-23

何人かが、薬や薬物で意識を失わせることによって、自分の妻やほかの女性の慎みを傷つけた場合、その加害者は、事件の重大性に応じて、薬物を与えた罪で3か月以上1年以下の禁固刑に処される。加えて、加害者は、その女性に対する損害賠償として、500 ニュルタム以上 1,000 ニュルタム以下の金額を支払わなければならない。

### 医薬品又は薬物の使用による誘拐に対する罰金及び損害賠償の賦課

#### Kha 8-24

(1) 前条で述べたように、ある者が女性の意識を失わせた後、又は薬物や薬物の使用によって女性の精神に影響を与えた後に女性を誘拐し、その後その女性が探し出された場合、その加害者はブータン刑法に従って責任を負う

ものとする。この場合、ブータン刑法に基づき、裁判所が決定した補償金が被害者に支払われる。

- (2) また、そのような捜索において、誘拐犯のみが捕まり、誘拐された者が見つからなかった場合、その犯罪者は、誘拐された者が持ち去った全ての財産を返還しなければならない。

[2009年改正法により改正<sup>130</sup>]

### 見晴らしの良い場所におけるわいせつな行為に科される罰金

#### Kha 8-25

白昼堂々、公衆の往来する場所、近隣の場所、又は公衆の目に触れる場所で、夫婦又はその他の男女による不貞行為を目撃した場合、そのような行為を目撃した者は、自身の尊厳を回復するために、その男女から 200 ニュルタムを支払われなければならない。

### 自然に反する行為の処罰

#### Kha 8-26

牛、馬、山羊、その他の動物との肉欲の交わりは法律で禁止されているが、そのような行為を目撃した者がいる場合、加害者は、そのような犯罪の交わりを目撃した当該目撃者に 200 ニュルタムを支払わなければならない。

また、このような犯罪によって動物が死亡した場合は、代替りの動物を提供しなければならない。動物が病気になった場合は、その治療費を支払わなければならない。さらに、不自然な行為を行った者は、1か月以上6か月以下の禁固刑に処される。

### 夫婦が同居していた場合に発生した費用の請求の制限

#### Kha 8-27

何者かが、既婚女性の慎みを冒瀆し、同意に反して彼女と不貞行為に及び又は彼女を誘い出した場合、その女性の夫は、法律で規定された賠償金及び損害賠償金を加害者から支払われる権利のみを有するが、その女性は2人が一緒に滞

<sup>130</sup> 改正前の 8-24(1)及び(2)：「(1)前条で述べたように、ある者が女性の意識を失わせた後、又は薬物若しくは薬物の使用により女性の精神に影響を与えることによって女性を誘拐し、その後その女性が探し出された場合、その加害者は1年以上5月以下の懲役に処され、その女性の捜索に要した全ての費用を負担しなければならない。さらに、当該加害者は、当該女性に損害賠償として 500 ニュルタム以上 1,000 ニュルタム以下を支払わなければならない。」

「(2)このような捜査において、誘拐犯のみが逮捕され、誘拐された女性が発見されなかった場合、その加害者は、誘拐された女性によって奪われた全ての財産を返還しなければならない。また、1年以上7年以下の懲役に処せられる。ただし、その犯人が服役している間にその女性が戻ってきた場合には、その犯人は、その女性によって利用された財産の見積り額を支払わなければならない。3年の刑期を服役した後、残りの刑期は免除される。」

在している間に発生した費用の請求を含める権利を有しない。これに反した場合、事件は、民事・刑事訴訟法手続法第 8-16 条に定める規定に従って処理される（1957年 Thrimzhung Kha 2-15 参照）。

**婚姻証明書がない場合であっても、法律で定められた罰金や損害賠償を受けることができる**

**Kha 8-28**

この法律に基づく離婚の手続において、婚姻証明書のない夫婦が裁判所に訴えた場合、Kha 9-1 に定める条件が満たされるまでは支払を認めない。ただし、罰金及び損害賠償を支わなければならない場合には、本法第 6 章及び第 7 章に規定する規則に基づいて処理される。

**悪質な誹謗中傷や虚偽の主張を流布し、夫婦間に亀裂を生じさせたことに対する罰金**

**Kha 8-29**

近親相姦又はその他の軽罪の証拠を提出することができない者が、虚偽の申立てに訴えたり、夫婦が軽罪を犯したという虚偽の申立てをして夫婦間に亀裂を生じさせたり、又はそのような方法で夫婦に関する悪意ある中傷を流布した場合、その加害者は 1 か月以上 3 か月以下の禁固刑に処される。また、悪意ある誹謗中傷を広めた者は、名誉を傷つけられた者に対する損害賠償として、300 ニュルタム以上 1,000 ニュルタム以下の金額を支払わなければならない。

## 第9章

### 婚姻に関する雑則

#### 婚姻証明書のない人の法的手続

**Kha 9-1**

婚姻証明書を所持していない夫婦が離婚を求める場合は、別表に定める「タ」の書式と方法で裁判所に申請書を提出しなければならない。また、夫婦間の財産分与その他の清算は、次の各号に定める罰金を納付した後に行わなければならない。

#### 離婚を求めながら婚姻証明書を所持していない者が裁判所に納める罰金

(ka) 婚姻証明書なしに婚姻が成立してから 3 年以内に離婚する場合、当事者双方が 200 ニュルタムの罰金を裁判所に供託しなければならない。

(kha) 婚姻証明書がないまま婚姻が成立してから7年以内に離婚が成立した場合、当事者双方が400 ニュルタムの罰金を裁判所に供託しなければならない。

(ga) 婚姻証明書なしに締結された婚姻の期間が7年を超えて離婚が成立した場合、両当事者はそろって600 ニュルタムの罰金を裁判所に納付しなければならない。

### 婚姻証明書を所持していない者に対する罰金の責任

#### Kha 9-2

婚姻証明書を所持していないが、離婚のために裁判所から婚姻証明書を取得した夫婦は、定められた罰金を共同で支払わなければならない。また、夫又は妻のいずれかが婚姻関係証明書の取得を拒否したこと又はその他の第三者が婚姻関係証明書の取得に反対する助言をしたことを証明する書類が提出された場合、婚姻関係証明書を取得するための規定の罰金は、婚姻関係証明書の取得を拒否した者又は取得に反対する助言をした者が支払わなければならない。

### 婚姻証明書を所持していない夫婦の間で、裁判所以外の場所で離婚が成立した場合の罰金

#### Kha 9-3

婚姻証明書を所持する夫婦間の離婚が、前述の Kha 9-1 の規定に従って裁判所で解決されるのとは別に、何人も、自己の助言を提供することによって、そのような夫婦間に和解を成立させることはできない。これに違反した場合、和解した財産は政府によって没収され、その財産の価額に相当する罰金を夫婦が等しく支払わなければならない。さらに、そのような和解を引き起こした者、又はそのような和解の仲介者や証人となった者は、いかなる場合であれ、その夫婦が支払った罰金と同額の罰金に処せられる。

### 婚姻証明書のない夫婦の同居期間の決定

#### Kha 9-4

婚姻証明書を所持していない夫婦は、婚姻期間を決定するために、村長、議会議員又は血縁関係のない3人の証人のいずれかを裁判所に出頭させる必要があり、これをもってこれらの者が決定した期間を婚姻期間として受理する。

### 婚姻証明書の取得を禁じられている離婚者による示談取引の制限

#### **Kha 9-4**<sup>131</sup>

この婚姻法の一定の規定により婚姻を締結することができない者又は婚姻証明書を取得することができないにもかかわらず婚姻していた者同士の間で、その後離婚が成立した場合、その離婚に関わらず、婚姻は成立しない。

### 離婚に伴う補償金、罰金等の現物支給の許可

#### **Kha 9-9**

補償金、罰金、養育費などを定められた法律に従って現金で支払うことが不可な場合、現物で支払うことができる。

### 裁判所を通じて行われた取引について裁判所に預託される割合

#### **Kha 9-10**

婚姻に関連する問題で、不動産の分割が裁判所を通じて行わなければならない場合、当該不動産の総価値の10%を消費税として裁判所に納付しなければならない（1957年 Thrimzhung Kha 2-1 及び Kha 2-13 参照）。

## 第10章

### 表現と用語の定義

#### 第1章

- ・ NYEN-THAM

男女が夫婦であることを政府が認める証明書。

- ・ ONGCHA-PHOKPA

血縁関係；近親や姻戚関係にあり、互いに婚姻を制限されている者。

- ・ GAWO

駆け落ちや他人の妻と不貞行為に及んだ際に加害者が支払う賠償金。

#### 第2章

- ・ RAMJAM WOMA

Sub divisional Officer の役職。

- ・ KIDU

政府がブータン国民に与える恩恵。

---

<sup>131</sup> 訳注：原文ママ

### 第3章

- ・ ARO-GARO

愛人；婚姻せずに男性に養われている女性。

- ・ BA

契約で定められた条件。

### 第4章

- ・ LOGJYEL

他人の妻と駆け落ちした加害者が支払うべき損害賠償金。

- ・ JOINT FAMILY

一つの家に住み、一つの共同台所を使用する家族。

- ・ OFFENDER

不履行者、罪人、加害者、罪人。

### 第5章

- ・ DOAN<sup>132</sup> JINPHEY SHENTHUI

夫婦が離婚する際に支払うべき別離費用。

### 第6章

- ・ YIK-THI

離婚証書。

- ・ YIK-TEN

離婚証書について支払うべき金額。

### 第7章

- ・ THOB-LAM

権利により与えられる財産。

- ・ OCHINGHEE THUI

養育費；子の養育のために支給される手当。

---

<sup>132</sup> 訳注：前述の第5章本文では“DOAG”の綴りだが原文のママ。

- ・ SEY-CHI

同居中に妻又は夫が互いのために負担した費用。

- ・ CHIMI

ブータン国会議員。

## 第8章

- ・ THRIMGYEL THRIM YIK

刑法；刑法上の犯罪について制定された法律。

- ・ LOTIT GOKOR

詐欺。

- ・ MAMIN PER CHOEPA

未成年者へのレイプ。

- ・ WANGTSEKI CHOEPA

強制的な密通、強姦。

## 第9章

- ・ NA-TSHOG

様々な、雑多な。

- ・ REG THOG MIT

公平で無関係な証人。

- ・ NANGKHA NANGLAP

裁判所に通知することなく、妥協によって事件を解決すること。

- ・ CHA-TREL

賠償金、損害賠償金、別離費用など、裁判所が定めた金額の10%。

- ・ NOCHHA-SIKPA

虚偽の疑惑。

## 2012年ブータン児童養子縁組法<sup>133</sup>（抜粋）

### 第4章 国内養子縁組

#### 養親適格

##### 第27条

本法に従い、養子縁組の申請は、以下の条件を満たすブータン国民が行うことができる。

- (a) 道徳的な人格を備えている。
- (b) 経済的に安定している。
- (c) 有罪判決を受けていない。
- (d) 子どもを養育する能力がある。
- (e) 30歳以上で、養親と養子の年齢差が15歳以上である。

#### 養子適格

##### 第28条

本法に従い養子になれるのは以下の条件を満たすブータン人の子どもである。

- (a) 18歳未満の子ども
- (b) 成人の場合、養親となる者が養子縁組以前の幼少期から一貫して自分の子とみなして扱ってきた者
- (c) 親、後見人、養親が死亡した子ども
- (d) その他、監督当局が困難な状況にあると認定した児童

#### 子の国籍

##### 第29条

養子の国籍は、関連法<sup>134</sup>に拘束される。

### 第5章 国際養子縁組

#### 養親適格

##### 第30条

以下の条件を満たす外国人は、ブータン人の子どもを養子にすることができる。

- (a) 養子縁組申請時に30歳以上であり、養親と養子の年齢差が15歳以上であること。
- (b) 既婚の場合は配偶者の同意書を添付する。

<sup>133</sup> Child Adoption Act of Bhutan 2012 : <https://oag.gov.bt/wp-content/uploads/2010/05/Child-Adoption-Act-2012.pdf>

<sup>134</sup> 養子縁組法や入国管理局法などを指す。

- (c) 自国の法律に基づいて行動し、親の全ての権利と責任を引き受ける能力を有する。
- (d) 道徳に反する犯罪やその他の犯罪で有罪判決を受けていないこと。
- (e) 自国の法律に基づいて養子縁組をする資格がある。
- (f) 養子縁組やその他の費用を支払うこと。
- (g) 養子への相続を認める。
- (h) 養子に適切なケアとサポートを提供し、必要な道徳的価値を与える立場にある。
- (i) 養親がブータン大使館／領事館／公館／指定代理人に子どもの状況報告を提出するという誓約書を提出する。

### 第31条

ブータン国民は、第30条の条件に加えて以下の条件を満たす場合に限り、外国人の子どもを養子にすることができる。

- (a) 養子縁組をする子どもの出身国に3年以上居住し、その国に居住する主な理由が養子縁組のためでないことを証明できること。
- (b) 実子であるか否かを問わず、子が2人以上いないこと。

### 第32条

国際養子縁組の件数に制限を設けて指令を発する権限がある省庁は内務文化省である。

### 養子適格

#### 第33条

本法に従い、第28条に記載の者を養子とすることができる。ただし、ブータン国民が外国人の子を養子とする場合、その子は9歳以下で出身国の国籍を保持していなければならない。

## 第6章 養子縁組への同意

### 親<sup>135</sup>と後見人の同意

#### 第34条

裁判所は、子の父母<sup>136</sup>又は後見人の同意がある場合に限り、子に関して養子縁組命令を下す。

---

<sup>135</sup> 原文：parent

<sup>136</sup> 原文：parents

### 第35条

子が6か月に達するまで、何人も養子縁組に同意することはできない。ただし、子の出生後に実母が死亡した場合、又は例外的な事情がある場合を除く。

### 子の意見と希望

#### 第36条

裁判所は、以下の条件が満たされた場合、子に関して養子縁組命令を下す。

- (a) 当該子が助言を得たこと。
- (b) 当該意見は、虚偽の約束、強制、又はいかなる種類の支払や報酬による誘導もなく、自由に提供されたものであること。
- (c) 子の権利を確保するために、子の意見や希望が考慮されていること。

### 同意書

#### 第37条

本法における同意は、同意を与える者の署名がある所定の様式に従った同意書によって証明されるものとする。

#### 第38条

養子縁組の同意は、子が養子縁組される前に監督当局の保護下に置かれていた場合に限り、監督当局が与えることもできる。

#### 第39条

同意書への署名には、独立し権限を持つ者が立ち会わなければならない。

### 不完全な同意

#### 第40条

同意が、詐欺、強要、その他の不適切な手段によって取得された場合、同意書が権限なく変更された場合、又は同意書が子の出生前に署名された場合は、同意に瑕疵があるとみなされる。

### 同意の取消

#### 第41条

養子縁組の同意は、養子縁組命令が出される前に、監督当局又は裁判所への書面による通知によって取り消すことができる。

## 第7章 養子縁組手続

### 国内養子縁組の申請

#### 第43条

国内養子縁組の申請は、監督当局又は政府が指定した者のみが行うものとし、その申請には以下の書類を添付しなければならない：

- (a) 申請者の出生証明書または国家身分証<sup>137</sup>
- (b) 養親及び養子の親又は後見人の国家身分証；
- (c) 子と養親双方の最近のパスポートサイズの写真；
- (d) 両親又は後見人の同意書；
- (e) 子の出生証明
- (f) 養親から、養子に相続分を与えるという誓約書；
- (g) 監督当局又は児童福祉司が発行した養子縁組を勧める手紙；
- (h) 実親又は後見人と養親との間の同意書
- (i) 当局及び裁判所が要求する場合がある、その他の必要書類

### 管轄権と権限

#### 第44条

ブータンの高等裁判所以外のいかなる裁判所も、国際養子縁組の申請を受理してはならない。

#### 第45条

高等裁判所は、ブータンの子どもの最善の利益にならないと判断した場合、そのような申請を受理することはできない。

#### 第46条

国際養子縁組に関する案件は、高等裁判所が第一審の管轄権を有する。

#### 第47条

国内養子縁組に関する案件は、郡裁判所又は県裁判所<sup>138</sup>が第一審の管轄権を有する。

．．．

#### 第52条

裁判所は、以下の事柄について十分であると決定したとき、その子の養子縁組に関する養子縁組命令を行うことができる。

- (a) 養子縁組によって、子の最善利益が推進されること。
- (b) 子の意思と意見が確認され、尊重されていること。
- (c) 養子が迎えられる国のほかのいかなる法律にも違反しないこと。

<sup>137</sup> 原文：the Citizenship Identity Card

<sup>138</sup> The Dungkhaq or Dzongkhaq Court

### 第53条

養子縁組命令には、以下の命令を含む子の除籍命令も含まれるものとする。

- (a) 子の名前と性別。
- (b) 国内法に基づく財産の所有権。
- (c) 子に対する親の監護と責任。
- (d) その他、裁判所が適切と認めた命令。

### 第54条

本法に基づく養子縁組に関する審問及び裁判所命令の朗読は、非公開で行われるものとする。

## 第8章 養子縁組の効力

### 養子縁組の効力

#### 第55条

裁判所の養子縁組命令は、その命令で指定された養親に子の監護と責任を単独で与えるもので、子は養親の子となる。

#### 第56条

養子縁組命令が下された場合、この法律の目的のために

- (a) 養子は、養親との関係において、養親から生まれた子と同じ権利を有する；
- (b) 養親は、養親との間に生まれた子の親と同等の監護と責任を負う；
- (c) 養子は実親の子でなくなり、実親は養子の親でなくなる；
- (d) 養子に対する既存の親としての監護責任又は後見は効力を失い、養子の過去の養子縁組も効力を失うものとする。
- (e) 養親のほかの子は養子の兄弟姉妹となる。

#### 第57条

国内養子縁組の場合、第53条（b）は、養子縁組の決定前に子どもが取得した既得又は将来の財産権を、養子縁組の決定によって剥奪する効力を持たない。

#### 第58条

国際養子縁組の場合、その子が養子になる国の国籍は、当該国の国籍法に依存する。

#### 第59条

養子縁組された子どもは、相続法に従って養親の財産の相続権を有する。

**第60条**

養子縁組された子どもは、不可抗力の状況で出生国に戻る必要がある場合、関連する法律に従ってブータンを訪れたり滞在したりする権利を有し、又は国籍を授与される権利を有する。

．．．

**第10章 雑則**

**第72条**

監督当局及び実施機関は、本法の効果的な実施を目的として、規則及び規程を策定することができる。

## ブータン児童養子縁組に関する規則（2015年）<sup>139</sup>（抜粋）

2012年ブータン児童養子縁組法第72条により付与された権限の行使として、女性と子どものための国家委員会<sup>140</sup>は以下のとおりブータン児童養子縁組の規則を採択する。

．．．

### 第5章 関連機関の役割

#### 第37条 保健省の役割

保健省は以下のことを行う。

- (a) 全ての病院に対し、医療施設に置き去りにされた子どもを監督当局に報告するよう指導する。
- (b) 実母が養子縁組のために子を手放す意向があるが、何の手配もしていない場合、監督当局に照会するのを支援するよう病院に指示する。
- (c) 病院に対し、養子縁組に関する事項について、実親又は養親と管轄当局との間の連絡を促進するよう指示する。
- (d) 病院に対し、養子縁組に関連する情報を医療記録に記録するよう指示する。
- (e) 診断書を発行する全ての病院に対し、診断書の内容とその信憑性について指示を出す。
- (f) 法律と本規則の効果的な実施のため監督当局や関係機関に随時、その他のサービスや支援を提供する。

#### 第38条 内務文化省の役割

内務文化省は、国際養子縁組に関する全ての事項の最終的な権限を有し、以下のことを行う。

- (a) 監督当局から提出された全ての国際養子縁組の申請を審査する。
- (b) 本法に加え、ほかの全ての国内法を遵守していることが確認された場合、国際養子縁組の手續に承認書を交付することができる。
- (c) 法及び本規則の効果的な実施のため、監督当局及びその他の関係機関に対し、随時、その他のサービス及び支援を提供する。

#### 第39条 外務省の役割

外務省は以下を行う。

- (a) 情報提供のため、ブータン大使館／領事館／使節団／指定代理人が所在する国のリストを監督当局に発行する。
- (b) 養親が直接申請した場合、養子の旅券を許可する。

<sup>139</sup> Child Adoption Rules and Regulation of Bhutan 2015 (Revised)

<https://www.ncwc.gov.bt/allpublications?key=rules>

<sup>140</sup> 国家女性・児童委員会（National Commission of Women and Children: NCWC）が、2012年児童養子縁組法で定められる「監督当局（Competent Authority）」である。

- (c) 養子縁組命令の原本を照合し、記録のために養子縁組命令の写しを保管した後  
にのみ、養子の旅券を発給する。
- (d) 監督当局が養子縁組後の監視を実施するのを支援する。
- (e) 本法及び本規則の効果的な実施のため、監督当局及び関係機関に対し、随時、  
その他のサービス及び支援を提供する。

#### 第40条 市民団体当局の役割

市民社会組織局は以下を行う。

- (a) 養子縁組サービス提供団体の登録を審査し、承認する。
- (b) 必要な基準が満たされていない場合、監督当局の勧告に基づき、団体の登録  
を却下する。
- (c) 登録拒否が出された基準が修正された場合、再登録申請を審査する。
- (d) 本法及び本規則の効果的な実施のため、監督当局及び関係機関に対し、随  
時、その他のサービス及び支援を提供する。

#### 第41条 王立ブータン警察の役割

王立ブータン警察は以下のことを行う。

- (a) 子どもの遺棄に関連する全ての事例を監督当局に報告し、通知する。
- (b) 実親又は後見人の所在を確認するため、監督当局を支援する。
- (c) 監督当局が養親の所在を突き止めるのを支援する。
- (d) 養子が養親に対するブータン刑法及びブータン児童保護法に定める犯罪の被  
害者である場合、犯罪報告書の提出を支援する。
- (e) 養子縁組に関する問題でほかの関係機関を支援する。
- (f) この法律と規則の効果的な実施のため、監督当局や関係機関に随時、その  
他のサービスや支援を提供する。

#### 第42条 王立司法裁判所の役割

王立司法裁判所は以下を行う。

- (a) 児童の両親又は後見人の同意がある場合にのみ、その児童に関して養子縁組  
を命ずる。
- (b) 国内養子縁組であるか国際養子縁組であるかを問わず、養子縁組の当事者全  
員が法廷審理に直接出席した場合にのみ、養子縁組命令を発する。
- (c) 養子縁組に関する裁判所命令の審理及び朗読を非公開で行う。
- (d) 本法律及び本規則の効果的な実施のため、監督当局及びその他の関係機関に  
対し、随時、その他のサービス及び支援を提供する。

...

## 第8章 養子縁組の手続と裁定

### 第53条 養子縁組の手続

養子縁組の手続は、次の手順に従うものとする。

- (a) 申請者が養子縁組を希望する旨を監督当局に申請する。
- (b) 養親希望者が養子縁組を希望する子どもを特定する。
- (c) 養子縁組を希望する親がまだ子どもを特定していない場合、監督当局が管理するウェイティングリストに記録する。
- (d) 養子縁組希望者が、監督当局に養子縁組手続に必要な全ての書類を提出する。
- (e) 監督当局による、監督当局に提出された書類の確認。
- (f) 監督当局又は養子縁組サービス提供者によるカウンセリングサービス。
- (g) 監督当局による証明書の発行。
- (h) 監督当局の証明書と共に裁判所に提出する。
- (i) 養子縁組の手続に必要な全ての書類を裁判所に提出する。
- (j) 養子縁組に関する審問と裁判所命令の朗読は非公開で行われ、国内・国外を問わず養子縁組の当事者は審問に出席しなければならない。
- (k) 養子縁組命令の裁定。

### 第54条 養子縁組命令

養子縁組法第52条に従い、裁判所は、裁判所が以下の事項が満たされていることを認めた場合、子どもに関して養子縁組命令を発令する。

- (a) 養子縁組に関する全ての書類が整っている。
- (b) 養子縁組によって子どもの最善の利益が促進される。
- (c) 養子縁組が、子どもの養育に関して取り得るほかのいかなる行動よりも最良の選択肢である。
- (d) 子どもの年齢と成熟度を考慮した上で、子どもの意思と意見が確認され、尊重されている。
- (e) 養子縁組が行われる国のほかのいかなる法律にも違反しない。

### 第55条

養子縁組命令には、次の情報を含まなければならない。

- (a) 子の氏名
- (b) 子の性別
- (c) 子の出生日及び出生地
- (d) 実父の氏名
- (e) 実父の出身国

- (f) 実父の CID カード番号
- (g) 実父のパスポート番号（該当する場合）
- (h) 実父の職業
- (i) 実母の氏名
- (j) 実母の出身国
- (k) 実母の CID カード番号
- (l) 実母のパスポート番号（該当する場合）
- (m) 実母の職業
- (n) 養父母の氏名
- (o) 養父母の出身国
- (p) 養父母の身分証明書番号
- (q) 養父母のパスポート番号（該当する場合）
- (r) 養親の職業
- (s) 財産に対する権利は実子と同様に与えられる
- (t) 養子に対する親の監護と責任
- (u) 養子縁組の当事者に関するその他の情報及び詳細で、裁判所が必要とみなすもの

## 第56条

養親は、養子の身分証明書又はその他の書類を申請するために、関係機関に養子縁組命令を提出する必要がある。

## 養子縁組命令の効力

### 第57条

養子縁組法第55条に従い裁判所が下した養子縁組命令は、その命令で指名された養親に子の唯一の親としての監護と責任を与え、子は養親の子となる。養子縁組法第56条に従い、養子縁組命令が下された場合、

- (a) 養子は、養親との関係において、養親から生まれた子と同じ権利を有する。
- (b) 養親は、養親から生まれた子の親と同じ親としての監護と責任を持つ。
- (c) 養子は実親の子でなくなり、実親は養子の親でなくなる。
- (d) 養子に対する既存の親としての監護責任又は後見は効力を失い、養子に対する従前の養子縁組も効力を失う。
- (e) 養親のほかの子は、養子の兄弟姉妹となる。
- (f) その他、裁判所が適切と考える権利及び義務を与える。

## 財産に関する養子縁組命令の効果

### 第58条

- (a) 国内養子縁組の場合、養子縁組法第57条に従い、養子縁組命令が下される前に養子が取得した既得財産又は偶発財産の所有権は、養子が引き続き有するものとする。
- (b) 養子は、相続法に従い、養親の財産を相続する権利を有する。

### 第59条

養子縁組法第60条に従い、養子はブータンを訪問し居住する権利を有し、また、やむを得ない事情により本国に戻らなければならない場合は、有効な関連法に従い市民権を付与されるものとする。最終的な承認は、個々のケースに基づき、内務文化省によってのみ与えられる。

### 第60条

監督当局は、子どもが養子縁組された国の公認団体から、上記の事情を書面で通知されるものとする。

### 第61条 養育費

養子縁組法第61条に従い、養子が養子縁組前に実親のいずれかから養育費を受け取っていた場合、養子は養育費を受け取ることができない。

### 第62条 養子縁組費の決定

養子縁組法第11条(h)に従い、監督当局は、国内養子縁組及び国際養子縁組のための養子縁組手数料及びその他の手数料を定める。

### 第63条 申請料

監督当局は、国際養子縁組のための養子縁組申請料を、100米ドル又米ドル建てに相当するニュルタムで定めるものとする。国内養子縁組の申請手数料は、200ニュルタムに定める。手数料は、必要と判断された場合、変更されることがある。

### 第64条 仲介手数料

監督当局は、国際養子縁組のための養子縁組斡旋手数料を、3,000米ドル又は米ドルに相当するニュルタムで定めるものとする。国内養子縁組の仲介手数料は、1,000ニュルタムとする。このようなサービスには、オリエンテーション・プロ

グラム、養子縁組手続の円滑化、養子縁組前のカウンセリング・セッション、養子縁組後の監督連絡の円滑化、郵送料、その他の面接料が含まれる。

## 第9章 養子縁組以降

### 第65条

裁判所による養子縁組命令の許可に際しては、以下のことが実施される。

#### (a) パスポート

国際養子縁組の場合、養親は、養子縁組命令の写し及びその他の必要書類と共に、養子の旅券を取得するために、自ら外務省に申請しなければならない。

#### (b) 国籍（市民権）

養親は、国内養子縁組の場合、養子縁組命令の発行日から市民登録・国勢調査局の定める手続に従って、養子の国勢調査への登録を申請しなければならない。国際養子縁組の場合、養親は自国の関係機関に養子の市民権を申請しなければならない。

#### (c) 養子の居住地変更

養親が居住地を変更した場合、養子縁組の手続を行った監督当局又は関連する養子縁組サービス提供者に書面で通知しなければならない。養子縁組サービス提供者は、そのような情報を受け取った場合、監督当局に書面で通知しなければならない。

#### (d) 養子縁組事後報告

- 1) 国境を越えた養子縁組の場合、養子が18歳になるまで、養親は毎年、最寄りのブータン大使館／領事館／公館／指定代理店に、又は監督当局に直接、養子縁組事後報告書を送付しなければならない。子の状況確認は、国内で認定され認知された機関が実施する。
- 2) 国境を越えた養子縁組に関する養子縁組後報告書には、以下の事項を記載する：
  - a) 氏名、性別、生年月日、養子縁組をした日
  - b) 養親の氏名、生年月日、職業、社会保障番号／パスポート番号
  - c) 現住所の詳細
  - d) 両親と子の関係
  - e) 子の健康状態（精神的、肉体的）
  - f) 子の国勢調査の状況
  - g) 子の教育状況
  - h) 子の趣味と興味
  - i) 子の居住環境

- 3) 国内養子縁組に関して、監督当局は養子が18歳になるまで、2年に一度、養子縁組書式No.8に従って、養子の監視と評価の訪問を実施し、養子縁組後の報告書を作成しなければならない。
- 4) 規則第65条(d)(3)に関わらず、養子縁組時の児童が15歳以上の場合、養子縁組後の監視・評価訪問は毎年行うものとする。

## 2011年ブータン児童保護法（抜粋）

### 第3章 監督当局

#### 第11条

この法律の第54条に従い、女性と子どものための国家委員会又は政府によって設立された任意の機関が監督当局となる。

#### 第12条

監督当局は、ブータン王国の領土内で、子どもの権利を促進し保護する関連で権限を行使する権限を有する。

#### 監督当局の機能

#### 第13条

監督当局は以下の機能を果たす。

- (a) 子どもの権利を制限し、ブータン王国憲法又は子どもの権利に関する条約の規定に違反する法律と政策を評価し、修正の提案を行う。
- (b) 全ての子どもの権利を促進し保護するための啓発活動を行う。
- (c) 社会変革、人権、社会的正義を促進する。
- (d) ブータン国内及び国際レベルで子どもの権利、利益、及び幸福に関する研究を実施、調整、後援、参加、及び促進する。
- (e) メンバーと利害関係者との間で効果的なコミュニケーションと調整を促進する。

#### 第14条

監督当局は以下を行う。

- (a) 県及び市の子ども福祉委員会を設立及び監視する。
- (b) 県及び市の子ども福祉委員会のメンバーに対する統一された職務分掌を提供する。
- (c) 県及び市の子ども福祉委員会のメンバーの記録を維持する。

#### 第15条

監督当局は、この規則及び規定、及びその他の関連する規則、規定、ガイドライン、及び標準作業手順に基づいて、次の権限を全て有する。

- (a) 子ども福祉官及び保護観察官に必要な最低資格を規定する。
- (b) 子ども福祉官、保護観察官、及び子どものケアと保護に従事するその他の人員のための専門的かつ倫理的な行動規範を作成及び公表する。

- (c) 子ども福祉官及び保護観察官の登録、抹消、及びモニタリングのためのガイドラインと手順を確立する。
- (d) 登録された子ども福祉官及び保護観察官のための導入コース及びほかの能力向上プログラムを組織する。
- (e) 任命された全ての子ども福祉官及び保護観察官の登録を維持する。
- (f) 子ども福祉官及び保護観察官の苦情処理及び懲戒プロセスを提供し、監督委員会を組織する。

#### 第16条

監督当局は、社会福祉及び保護サービス、代替ケア、刑事司法及び法律で設立されたその他の子ども向けサービス機関のモニタリング及びレビューのための必要なメカニズムを提供する。

#### 第17条

監督当局は、関連当局の支援を得て、子どもと共に働く個人のスクリーニングを容易にするための手順を確立する。

#### 第18条

県子ども福祉委員会の勧告に基づき、監督当局は子どもの最善利益にかなうと判断された場合、子どもを14日間を超える期間家族の環境から離し、最も適切な代替ケアに配置するための命令を発行する。

#### 第19条

監督当局は、困難な状況にある子どもたちに対するケアサービスの提供を確保するため、あらゆる努力をする。

...

#### 第58条

本法にいう児童福祉司（Child Welfare Officer）とは、規則で定める資格を有し、困難な状況にある児童を援助し保護するために政府が任命する者をいう。

...

#### 第67条

児童が児童福祉司の保護下に置かれた場合、児童福祉司は24時間以内にその児童の親又は法定後見人に通知しなければならない。

#### 第68条

当該親又は法定後見人がいない場合、児童福祉司は、児童が共に居住している者に通知しなければならない。

## 1985年国籍法（抜粋）

### 第2条

両親が共にブータン国籍の子は、出生によりブータン国民とみなされる。

### 第3条

1958年12月31日までにブータンに永住し、内務省が管理する国勢調査登録簿に氏名が登録されている者は、登録によりブータン国民とみなされる。

### 第4条

様式 KA-1 及び KA-2 を用いて内務省にブータン国籍を申請しようとする者は、帰化の資格を得るために以下の条件を全て満たさなければならない。

- (a) 21歳に達していること。両親のどちらかがブータン国民の場合は15歳に達していること。
- (b) 精神的に健康であること。
- (c) 政府職員及び両親のいずれかがブータン国民の申請者の場合は15年、それ以外の場合は20年間ブータンに居住しており、この居住期間が出入国管理・国勢調査局の記録に登録されていること。
- (d) ゾンカ語の会話、読み書きが堪能であること。
- (e) ブータンの文化、習慣、伝統、歴史に関する十分な知識を有していること。
- (f) 善良な道徳的人格を有し、ブータン国内外において犯罪による投獄歴がないこと。
- (g) いかなる形であれ、ブータン国王、ブータン国、ブータン国民に不利な言動をした記録がないこと。
- (h) ブータン国王、ブータン国、ブータン国民に対し、所定の KHA-3 に従った厳粛な忠誠の宣誓を行う用意があること。

帰化申請書フォーム KA-1 を受領すると、内務省は申請書に記載された全ての事項を確認するために必要な措置を講じる。内務省はまた、ゾンカ語の習熟度、ブータンの文化、習慣、伝統、歴史に関する知識を評価するための筆記試験と口頭試験を実施する。

帰化資格の有無に関する内務省の決定は最終的かつ拘束力を持つものとする。ブータン王国政府はまた、帰化申請をいかなる理由も示すことなく却下する権利を留保する。

## 第5条

- (a) 帰化申請が内務省によって好意的に考慮された者は、この法律の様式 KHA に従って忠誠を誓い、その後、国王陛下は国籍勅令（Kasho）を与えることができる。
- (b) その後、本法の様式 GA に従ってブータン国王陛下から国籍証書（Kashog）を受領した時点で、その者はブータン国民とみなされる。

## 第6条

- (a) 他国の国籍を取得したブータン国民は、ブータン国民でなくなる。ただし、その者の妻、夫及び子どもがブータン国民であった場合は、ブータンに永住し、内務省が管理する市民権登録簿に毎年登録されることを条件に、ブータン国民としてとどまる権利を有する。
- (b) 帰化により市民権を取得したブータン国民は、帰化が詐欺、虚偽の表示、又は重要な事実の隠蔽によって取得されたことが判明した場合、剥奪されることがある。
- (c) 帰化によって市民権を取得したブータン国民は、その者がブータンの国王、国、国民に対していかなる形であれ不誠実であることを行為や言論によって示した場合、いつでも市民権を剥奪されることがある。
- (d) 両親がブータン人である子がブータン王政府に知られることなく自らの意思で出国し、内務省に保管されている市民権登録簿に名前が記録されていない場合、その子はブータン国民とはみなされない（ブータン国民議会第 62 回会議で採択された決議第 16 号(2)）。
- (e) ブータン国籍を剥奪されたブータン国民は、1年以内にブータン国内にある全ての不動産を処分しなければならず、処分しない場合は、公正かつ合理的な補償金を支払った上で、不動産は内務省によって没収される。

## 様式 KA-1 : 帰化申請書

**FORM KA-1**  
**APPLICATION FORM FOR NATURALIZATION**  
(See Article2)

**The Hon'ble Home Minister,  
Ministry of Home Affairs,  
Tashichho Dzong,  
Thimphu**

**Sir,**

I have the honour to apply for Bhutanese Citizenship according to Article 4 of the Citizenship Act of Bhutan, 1985.

In the event that my application for naturalization is approved by the prescribed authority in the Royal Government of Bhutan, I am prepared to take the Oath of Allegiance pledging my full loyalty and devotion to the King, Country and people of Bhutan. I am also prepared to faithfully abide by all the Laws of Bhutan and to perform all the duties required of a faithful subject of His Majesty the King of Bhutan.

The Form KA-2 duly filled in is attached.

**Yours faithfully,**

**(Signature of applicant)**

Name of applicant: .....

(Stamp for Nu. 100/-: .....

Date: .....

様式 KA-1：帰化申請書（対訳）

内務大臣閣下  
内務省  
タシチョゾン  
ティンプー

閣下

1985年ブータン国籍法第4条に基づき、ブータン国籍を申請します。  
私の帰化申請がブータン王国政府の所定の機関によって承認された場合、私はブータン国王、国、国民への忠誠と献身を誓う忠誠の宣誓を行う用意があります。また、ブータンの全ての法律を忠実に遵守し、ブータン国王陛下の忠実な臣下として求められる全ての職務を遂行する覚悟です。  
正当に記入された様式 KA-2 を添付いたします。

敬具

（申請者の署名）

申請者の氏名： .....

（100 ニュルタムの証明印 100/-: .....

日付： .....

様式 KA-2：国籍の申請者の詳細（表）

FORM KA-2  
PARTICULARS OF APPLICANT FOR CITIZENSHIP

(Please fill in Block letters)

Passport  
Size  
Photograph

1. Name of applicant Mr. / Mrs. / Miss :
2. Date of birth :
3. Place of birth :
4. Home Address :
5. Educational qualification :
6. Profession :
7. Country of present Citizenship :
8. Date of arrival in Bhutan :
9. Purpose for coming to Bhutan :
10. Present address :
11. Height of applicant :  
Colour of eyes :  
Identification mark, if any :
12. Name of father :
13. Name of mother :
14. Reason (s) for applying for Bhutan Citizenship
15. If married
  - a) Name of husband/wife :
  - b) Date of birth of husband/wife :
  - c) Whether husband/wife is a Bhutanese citizen :
  - d) Place and date of issue of Marriage Certificate :
  - e) Present address :
  - f) Particulars of each children with birth certificates attached :

様式 KA-2 : 国籍の申請者の詳細（裏）

(Name of adopted children should not be inserted here):

Sl.No	Name	Sex	Date of Birth
1.			
2.			
3.			
4.			

16. If in Government Service :

1. Date of appointment :  
.....
2. Department in which employed :  
.....
3. Designation :  
.....
4. Present pay and scale of pay :  
.....

17. If not in Government service, please state nature of employment with full details

**(Signature of applicant)**

様式 KA-2：国籍の申請者の詳細（対訳）

1. 申請者氏名（Mr./Mrs./Miss）：
2. 生年月日：
3. 出生地：
4. 自宅住所：
5. 学歴：
6. 職業：
7. 現在の国籍：
8. ブータン入国年月日：
9. ブータン入国の目的：
10. 現住所：
11. 申請者の身長：  
目の色：  
識別できる目印がある場合：
12. 父親の氏名：
13. 母親の氏名：
14. ブータン国籍を申請する理由：
15. 既婚の場合
  - a) 夫／妻の氏名：
  - b) 夫／妻の生年月日：
  - c) 夫／妻がブータン国民であるかどうか：
  - d) 婚姻証明書の発行地と発行日：
  - e) 現住所：
  - f) 各子の詳細（出生証明書を添付）：

—————（裏面）—————

（養子の名前はここに記入しないこと）

	氏名	性別	生年月日
1.			
2.			
3.			
4.			

16. 公務員である場合

1. 任命日：

.....

2. 勤務部署：

.....

3. 所属部署：

.....

4. 現在の給与と給与水準：

.....

17. 公務員でない場合は、その職歴を詳細に記入のこと

（申請者の署名）

様式 KHA：忠誠の誓い

**FORM KHA**  
**(See Article 4 (h))**  
**OATH OF ALLEGIANCE**

I .....do solemnly swear as that :

1. I pledge my full allegiance to the sacred institution of monarchy;
2. I shall always serve the King, Country and People of Bhutan with an unwavering love, devotion and loyalty;
3. I shall faithfully observe the Laws of Bhutan;
4. I shall make every effort to preserve the rich cultural heritage of Bhutan; and
5. I shall faithfully perform my duties as a loyal subject of the King of Bhutan.

In testimony of having sworn this Oath of Allegiance, I hereby affix my signature on the date and place mentioned hereunder.

Place : .....

Date : .....

**(Signature)**

**様式 KHA：忠誠の誓い（対訳）**

（第4条(h)参照）

忠誠の誓い

私（名前）は、厳粛に以下のことを誓います。

1. 私は、君主制という神聖な制度に全面的に忠誠を誓います。
2. 私は、揺るぎない愛と献身と忠誠をもって、常にブータン国王、ブータン国土、ブータン国民に奉仕します。
3. 私は、ブータンの法律を忠実に遵守します。
4. 私は、ブータンの豊かな文化遺産を守るため、あらゆる努力を惜しみません。
5. 私は、ブータン国王の忠実な臣民としての義務を誠実に果たします。

私は、この忠誠の誓いを立てた証として、下記の日付と場所に署名します。

場所： \_\_\_\_\_

日付： \_\_\_\_\_

（申請者の署名）

様式 GA：国籍証書

**FORM GA.**

(See Article 4)

**KASHOG OF CITIZENSHIP**

Number :

We are please to accept Mr. / Mrs. / Miss ..... as our loyal subject from this day, and we do hereby confer on him/her all the rights, privileges and duties of a citizen of Bhutan.

Given under our hand and seal this .....day of .....at the Tashichho Dzong.

**Sd /-**

様式 GA：国籍証書（対訳）

番号：

我々は（申請者）を本日より我々の忠実な臣民として受け入れ、ここにブータン国民の全ての権利、特権、義務を与える。

■■■■年■■月■■日、タシチョゾンにて、我々の手と印の下にこれを行う。



法務省 令和5年度  
ブータン王国における身分関係法制調査研究

令和6年2月16日

©法務省 民事局民事第一課

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社

(略称：WIP ジャパン株式会社)

海外制度・政策調査グループ

チーフアナリスト 坂井岳志

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-5 九段会館テラス1階

電話：03-3230-8000